

ご意見の内容及びご意見に対する考え方（区域共通）

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
1	公募占用指針 第1章(2)	「洋上風力発電に係る海底送電線・通信ケーブル」と記載されている一方で、「海底ケーブル」という文言も使用されているが、海底ケーブルは内部に通信ケーブルを含むものとの理解で良いか。	ご意見を踏まえ本文を修正しました。
2	公募占用指針 第1章(2)	「洋上風力発電に係る海底送電線・通信ケーブル」と記載されている一方で、「海底ケーブル」という文言も使用されているが、海底ケーブルは内部に通信ケーブルを含むものとして用語の使い分けをしているとの理解で良いか。	同上
3	公募占用指針 第2章(1)	（留意事項）に「系統状況や連携する風車の仕様等（出力等）によっては、出力等の変更が不可となる場合があるため個別に判断が必要なことに留意すること。」とあるが当該個別の判断の具体的なプロセスをご教示頂けますでしょうか。接続検討申込は電力会社または OCTTO への提出があるかと思いますが、提出先について指定はありますでしょうか。また、提出先の違いにより、接続検討申込の受付順番は異なるのでしょうか。	公募参加者が当該区域の一般送配電事業者に対して接続検討申込みを行うことで出力規模の変更等の可否について確認することが可能です。詳細については、第10章(2)をご確認ください。
4	公募占用指針 第2章(2)	エリアの境界線上に風力発電機を設置する場合、建設および O&M 段階において、ジャッキアップの設置、ボートの着陸地点がわずかにエリアの外側となってしまう可能性がある。建設準備・建設・O&M および撤去の作業を支援するため、ジャッキアップ設置やボートの着陸を当該エリアの外側で行うことは許容されるか。その場合は追加の同意・許可が必要か。それとも、これは選定事業者の活動の範囲に含まれているか。	促進区域外の海域については各都道府県の条例に基づく対応が必要となります。
5	公募占用指針 第2章(2)	「承継する系統容量に付随する事業資産等の情報」について事業者が自費で検討している自営線や海底ケーブルの敷設状況等の情報は提供の必要がないことを明記いただきたい。	自営線や海底ケーブルの敷設状況等に関する情報は、系統提供事業者以外の公募参加者にとって公募占用計画の策定等に当たっての有用な情報となり得るため可能な限り情報提供されることが望ましいと考えています。他方、自営線や海底ケーブルの敷設計画に係る情報等は、各公募参加者の事業計画の実現性に関する評価において重要な要素を占めるもののひとつであると考えられるため、各事業者により容易に異なる選択肢を選択し得ると考えられるもの等を除いたものを情報提供いただいています。
6	公募占用指針 第2章(3)	供給価格について、選定事業者に対しては、マイルストーンが厳格に固定されており、各マイルストーンに対する実施項目が非常に多いなか、必要とされる時間が現状予見できず、多大なリスクを負う状況となる。将来的な価格低減に向けて、事業着手に向けた諸条件は国側で整備を進めて頂きたい。	洋上風力発電の導入促進やコスト低減に向けた施策について引き続き取り組んで参ります。

7	公募占用指針	第2章(3)	上限価格を3海域一律に29円/kWhと定めたが、それぞれの海域で条件が異なるためこの上限価格は各海域の特性を考慮したうえで決定されるべきものではないでしょうか。	再エネ海域利用法では、経済産業大臣が公募占用指針の供給価格上限額を定めようとするときは、あらかじめ、調達価格等算定委員会の意見を聴き、その意見を尊重することとなっています。 9月15日の調達価格等算定委員会において、下記の点を考慮し、再エネ海域利用法に基づく着床式洋上風力発電の今回の公募の供給価格上限額を、29円/kWhとする意見が取りまとめられました。 ①現時点における洋上風力発電の商用案件の定期報告データはまだないことを踏まえ、NEDO着床式洋上風力発電コスト調査の各算定式(※)を活用し、資本費、運転維持費、設備利用率等を算出 ※着床式洋上風力発電の複数のコストモデル事例や欧州における実績等を参照して定式化したもの ②上記①のコストについて、現状の内外価格差をふまえて適正な水準となるように補正 ③更に系統接続費や適切なIRRを加味等
8	公募占用指針	第2章(3)	今回、NEDO着床式洋上風力発電コスト調査算定式をベースとして供給価格の上限額を設定する方法について、初めて適用していると認識しているが、その適用の妥当性については十分に検証されていないと考えている。 また、内外価格差については、陸上風力に関する日本と欧州のkW当たり金額を比較して、資本費1.8倍、運転維持費1.6倍であることを資源エネルギー庁にて評価しており、それらを包含するものとして1.9倍を設定されたと認識しているが、その評価に関する具体的な内容が明確でないことに加え、あくまで陸上風力の分析であり、洋上風力にそのまま適用できるものではないと考えている。 以上より、上述の考え方を適用することの妥当性について疑義を持っている。	同上
9	公募占用指針	第2章(3)	供給価格の上限額の算定に用いた船舶供用係数については、NEDO着床式洋上風力発電コスト調査より、千葉県銚子沖3.7、秋田県沖3区域2.25を単純平均して2.61が設定されている。 一方で、もともと日本海側と太平洋側で一律とすることは、これまでの港湾工事における積算等でも実績がないと考えられる。本来用いるべき供用係数としては、作業に必要な連続静穏時間を考慮した係数を設定すべきであり、欧州での検討では一般的となっている。 したがって、船舶供用係数については上述を踏まえた適切な係数を設定すべきである。	同上
10	公募占用指針	第2章(3)	資本費の一部を構成する基礎構造物の設備費、及び基礎工事費について、日本における基礎構造は欧州のそれとは異なり、地震荷重の影響がより大きいと考えられる。 そのため、促進区域ごとに異なる条件(風速・海象・地震)に伴う影響を適切に考慮した費用を採用すべきである。	同上
11	公募占用指針	第2章(3)	供給価格上限額が29円/kWhというのは低きに失する。なぜ29円/kWhとしたのか、その根拠を明確に示して欲しい。	同上

12	公募占用指針	第2章(3)	今回の入札上限価格については、2019年度着床式 FIT 価格の2割引き、との理解だが、2割の根拠をご教示頂きたい	同上
13	公募占用指針	第2章(3)	今回の入札上限価格については、調達価格等算定委員会での議論を元に各前提条件を定めて計算したとの理解だが、いまだ国内においては一般海域で稼働済みの洋上風力発電施設は無く、また各海域について相応の競争状況が想定され実勢価格が導き出される環境が整っているにも関わらず、外部の議論のみによって上限価格を大きく引き下げた背景をご教示頂きたい。	同上
14	公募占用指針	第2章(3)	供給価格上限額について、国内で同種規模の洋上風力発電事業が行われていない中で、上限額「29円/kWh」を決めてしまうことで事業自体の成立性に疑問が出てくるのではないかと。少なくとも、同種同規模案件の成果が確認出来た時点で供給価格低減の議論をすべきではないか。	同上
15	公募占用指針	第2章(3)	供給価格上限額について、サイト条件（風況、海象、水深、地盤等）によって、事業の経済性が成立するための供給価格は異なります。よって、各促進区域のサイト条件を十分に考慮した上での上限価格設定をお願い致します。	同上
16	公募占用指針	第2章(3)	一般送配電事業者の系統増強工事の遅れにより、運転開始日が運転開始期限日を超過した場合でも、調達期間は短縮されるのでしょうか。	一般送配電事業者の系統増強工事の遅れによる運転開始の遅延については、事業を実施する上で事業者が管理すべきリスクであると考えます。 なお、今後新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の情勢の変化が生じて取扱いの変更を行うこととなった場合には、別途公表します。
17	公募占用指針	第2章(3)	一般送配電事業者による系統接続にかかる工事期間が、FIT認定を受けた日から起算して8年を超える場合、運転開始期限日の延長が認められるか？	同上

18	公募占用指針	第2章(3)	<p>供給価格の上限額 29 円/kWh に対する意見を以下に申し述べる。</p> <p>① 供給価格の上限額は現行の FIT 価格(36 円/kWh)をスライド・維持することも選択肢である。仮に、現行 FIT 価格を変更する場合でも、入札制への移行を象徴する最小限の変更幅に留めるべきである。</p> <p>② 供給価格の上限額と共に、国土交通省が採用している調査基準価格のような仕組みの導入を検討すべきではないか。</p>	<p>①再エネ海域利用法では、経済産業大臣が公募占用指針の供給価格上限額を定めようとするときは、あらかじめ、調達価格等算定委員会の意見を聴き、その意見を尊重することとなっています。</p> <p>9月15日の調達価格等算定委員会において、下記の点を考慮し、再エネ海域利用法に基づく着床式洋上風力発電の今回の公募の供給価格上限額を、29円/kWhとする意見が取りまとめられました。</p> <p>1 現時点における洋上風力発電の商用案件の定期報告データはまだないことを踏まえ、NEDO 着床式洋上風力発電コスト調査の各算定式(※)を活用し、資本費、運転維持費、設備利用率等を算出</p> <p>※着床式洋上風力発電の複数のコストモデル事例や欧州における実績等を参照して定式化したもの</p> <p>2 上記①のコストについて、現状の内外価格差をふまえて適正な水準となるように補正</p> <p>3 更に系統接続費や適切な IRR を加味 等</p> <p>②調査基準価格は「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」と定義されておりますが、国内において洋上風力発電の導入初期である現時点において、このような基準を作ることは困難であると考えます。</p> <p>なお、著しく低い供給価格を提示され、事業の実施能力のない事業者が選定されないよう、事業者選定プロセスにおいては事業実施能力をしっかりと評価いたします。</p>
19	公募占用指針	第2章(3)	<p>供給価格上限額について、洋上風力発電事業の分野における国内企業の育成、保護の観点から最低制限価格制度の導入を検討して頂きたい。また、将来的な供給価格低減に向け、上限価格 29 円/kWh とした根拠を示していただきたい。</p>	同上
20	公募占用指針	第2章(3)	<p>今回対象となる促進区域の水深について、最大と最小の平均としており、最小(陸側境界=汀線)に関しては 0m が設定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方で、前述の当該促進区域の公募占用指針(案)別添2協議会意見取りまとめによると、「漁業との共存共栄の理念のもと、促進区域内の水深 10m 以浅の海域には洋上風力発電設備等(海底ケーブルを除く。)を設置しないこと」の記載がある。 水深条件については、NEDO「洋上風力発電の発電コストに関する検討」報告書によると、水深+5m となるだけで 4 万円/kW 程度コスト増となることが示されており、感度が大きいものと考えている。 したがって、最小の水深として、最低限 10m を設定すべきである。 	<p>各促進区域において、御指摘の洋上風力発電設備等(海底ケーブルを除く。)の設置にかかる水深制限がある区域では当該制限を満たした上で、どのような水深の位置に洋上風力発電設備等を設置するかは事業者によって異なると考えられます。このため、現時点における実データの限界のなかで供給価格上限額を設定するに際しては、水深を各促進区域の最大と最小を単純平均した上で、4 区域を単純平均しています。</p>

21	公募占用指針	第2章(3)	<p>供給価格の上限額の算定に用いた接続費について、第59回調達価格等算定委員会資料1においては、資本金26.7万円/kWの中に風車から陸上変電所までが含まれる（さらに内外価格差1.9倍を考慮）とともに、陸上変電所より電力系統連系点までについて、電力会社が接続検討回答を行った際に各発電事業者に提示した接続費（洋上風力）のデータをもとに中央値の0.5万円/kWhを追加している。一方、もともと陸上変電所より電力系統連系点まではその距離によって大きく変動し、一律で設定できるものではないことから、今回的高額案件を除いた中央値を設定する、いわば最安値に寄った接続費で一律に設定することは、個別の実態を全く考慮していないものと言わざるを得ず、供給価格の上限額の設定条件としては不適切と考える。</p> <p>300MW程度の規模の洋上風力案件を想定した場合の試算として、接続費における工事費負担金に50億円の差異があることにより、1円/kWh程度の変動があると見込まれており、一定の感度があるものと考えている。</p> <p>したがって、接続費については、個別に基幹系統増強等の特定負担分を含め適切な方法で別途設定すべきである。</p>	<p>当該接続費は、2018年4月～2019年3月までの期間において電力会社が接続検討回答を行った際に各発電事業者に提示した接続費（洋上風力）の500kW以上の全案件（56件）の中央値であり、高額案件を除いて中央値を設定しているとの御指摘には当たらないと考えています。</p>
22	公募占用指針	第2章(3)	<p>供給価格の上限額の算定に用いた稼働率について、第59回調達価格等算定委員会資料1においては、欧州のデータ等を参考に95.0%が設定されている。</p> <p>日本国内の一般海域における洋上風力に関しては、実績が乏しく、落雷による影響が相当程度予想されることに加え、いったんブレード等大型部品の揚重作業を要する不具合が発生した場合に、海外メーカー製の風車を採用せざるを得ないことによる技術的確認に時間を要する可能性があることや、大型作業船の全体隻数が非常に少ないことから手配遅延等により長期間の停止の可能性が考えられる。</p> <p>さらに、東北エリアに関しては、少なくとも北東北募プロの系統増強が完成する2032年まで系統混雑による出力抑制が生じることとなり、東北電力ネットワークの過去の試算で風力は10～15%程度の低下（2018年末に当選となった第一集団353万kWとした場合）となる結果となっており、FITによる運転開始期限8年を考慮しても大きな影響を受けることが想定される。</p> <p>したがって、稼働率については、今後実績データを積み上げることにより検証を行い、系統混雑による稼働率低下が大きい場合については補償する仕組みに導入等が必要である。</p>	<p>本公募における供給価格上限額の算定に当たって想定した設備利用率は、現時点における実データの限界をふまえ、本公募の対象となる3か所（4区域）の年平均風速を平均した7.56m/sから、NEDO着床式洋上風力発電コスト調査の算定式（稼働率95.0%や各種損失を含む）より機械的に算出される33.2%となっております。</p> <p>また、固定価格買取制度の下では、再エネ発電事業者は、再エネ電気を固定価格で長期間にわたって買い取られることが保証されており、これにより、投資回収の予見性が確保されています。</p> <p>なお、今後の供給価格上限額の算定においては、実データの蓄積等により、必要に応じ算出方法を改善していきます。</p>
23	公募占用指針	第2章(3)	<p>供給価格の上限額の算定に用いた設備利用率については、9.5MW機（ロータ径180m、ハブ高100m、定格風速12m/s）をベースにして各種ロス率を考慮し33.2%が設定されている。一方で、現時点で商用機の9.5MW機としてはロータ径174mであり、上述の設定より効率が低下する（NeoWinsによる試算では、各種ロス率を考慮する前の設備利用率として、ロータ径180mで41.3%、ロータ径174mで38.4%）。また、設備利用率の設定にあたっては、国で実施している風況観測データを平年補正した結果を適用することにより、より現実に近い風速を考慮すべきであり、現実に即した条件設定を行うべきである。</p>	<p>本公募における供給価格上限額の算定に当たって想定した設備利用率は、現時点における実データの限界をふまえ、本公募の対象となる3か所（4区域）のNeoWinsでの年平均風速を平均した7.56m/sから、NEDO着床式洋上風力発電コスト調査の算定式（稼働率95.0%や各種損失を含む）より機械的に算出される33.2%となっております。なお、今後の供給価格上限額の算定においては、洋上風況観測データが蓄積され、平年補正した年平均風速を活用できるようになれば、必要に応じ算出方法を改善していきます。</p>

24	公募占用指針	第2章(3)	<p>洋上風力も主力電源としてエネルギーミックスに貢献するためにも国民負担軽減を行いながら導入促進が必要であることは理解しております。他方、今回は結果として、過去の FIT 価格が 36 円/kWh しか指標がなかったところから、29 円に大幅に下落した形となっておりますが、供給価格の上限額決定にあたっては、急激な FIT 価格低下のインパクト（国内関連産業の育成への影響、マーケット予見性の変化による市場拡大への影響等）も考慮した上で、慎重に検討する必要があります。本件においては、サプライチェーン（EPC・メーカー）が積極的に投資を行いコスト競争力を出していただく事業環境の形成を今後お願いしたい。</p> <p>上記に加えて、洋上風力事業では、海域毎に自然環境や系統の環境等が異なる為、FIT 上限額の設定にあたっては、それら特性も精緻に検討した上で、海域毎に価格を設定していくことが望ましいと考えます。</p>	<p>再エネ海域利用法では、経済産業大臣が公募占用指針の供給価格上限額を定めようとするときは、あらかじめ、調達価格等算定委員会の意見を聴き、その意見を尊重することとなっています。</p> <p>9月15日の調達価格等算定委員会において、下記の点を考慮し、再エネ海域利用法に基づく着床式洋上風力発電の今回の公募の供給価格上限額を、29円/kWhとする意見が取りまとめられました。</p> <p>① 現時点における洋上風力発電の商用案件の定期報告データはまだないことを踏まえ、NEDO 着床式洋上風力発電コスト調査の各算定式（※）を活用し、資本費、運転維持費、設備利用率等を算出 ※着床式洋上風力発電の複数のコストモデル事例や欧州における実績等を参照して定式化したもの</p> <p>② 上記①のコストについて、現状の内外価格差をふまえて適正な水準となるように補正</p> <p>③ 更に系統接続費や適切な IRR を加味 等</p> <p>また、再エネ海域利用法を基盤として、計画的・継続的に大規模な導入を進めていくことで、事業者間による競争が促進され、我が国の自然条件を踏まえた上で稼働率を向上させる技術の高度化等、コスト低減が実現されていくことが期待されます。</p>
25	公募占用指針	第2章(3)	供給価格の提案は小数点第何位まで有効となるかご教示頂きたい。	記載要領及び様式集の公募占用計画の供給価格のところに「円単位、小数点第2位まで記載すること」を付しているのとおり、小数点第2位まで有効となっています。
26	公募占用指針	第2章(3)	「供給価格の上限額は 29 円/kWh」、「調達価格の額は選定事業者が公募占用計画に記載した供給価格の額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額とする」との規定があるが、調達価格につきインフレーションを考慮した見直しがされるとの条件を追加頂きたい。	<p>固定価格買取制度の下では、再エネ発電事業者は、再エネ電気を固定価格で長期間にわたって買い取られることが保証されており、これにより、投資回収の予見性が確保されています。</p> <p>再エネ海域利用法第 16 条にあるとおり、選定事業者における調達価格及び調達期間については、再エネ特措法の規定を準用し、経済産業大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生じるおそれがある場合において、特に必要と認めるときは、調達価格等を改定することができることとなっています。ただし、2012年に再エネ特措法が施行されて以降、物価の上昇下落はあったものの、同規定に基づく調達価格の引上げや引下げ等の改定が行われたことはありません。</p>
27	公募占用指針	第2章(3)	調達価格は供給価格+消費税・地方税によって計算するとされているが、これは限度額にも消費税・地方消費税は含まれないことを意味するのか。入札価格を 29 円/kWh とする場合は、外税であり、この入札価格内から税金を支払う必要はないか。「記載要領及び様式集」では、消費税を除いた供給価格の記載が要求されている。これについての考え方を教えてほしい。	<p>調達価格は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件（平成 29 年経済産業省告示第 35 号）にもとづき、公募占用計画に記載された供給価格の額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額となります。例えば、供給価格 29 円/kWh で公募に参加した事業者が選定された場合、当該選定事業者の調達価格は、29 円/kWh に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額となります。</p> <p>これをふまえ、記載要領及び様式集の公募占用計画の供給価格のところに「消費税相当額は含めず」を付しています。</p>

28	公募占用指針	第2章(3)	「経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合に限り、運転開始期限日の延長が認められる」と有る。 延長が認められた場合、延長可能期間は、調整の結果生じた工事遅延期間を考慮して、事業者と政府間で協議の上決められるとの理解で良いか。	運転開始期限日の延長を認めた際の新たな運転開始期限日は、公募占用計画と照らし合わせて事業者と協議し決定します。
29	公募占用指針	第2章(3)	運転開始期限日の延長を認めるのは、港湾使用時期の重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして遅らせた場合に限定されているが、第9章(5)公募占用計画の変更を認める場合の基準に適合する場合においても運転開始期限日の延長は認められないのか。	公募選定時に迅速性や事業実現性を含めて評価することとなり得るものであり、公募占用計画に記載した運転開始予定日を、運転開始期限日とするものですので、基本的に運転開始期限日を延長することは認めていません。港湾の利用調整については例外的に認めているものであるため、当該事由以外で公募占用計画の変更を認めた場合においても運転開始期限日の延長は認めていません。 なお、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の情勢の変化が生じて取扱いの変更を行うこととなった場合には、別途公表します。
30	公募占用指針	第2章(3)	「運転開始予定日は再エネ特措法第9条第3条の認定を受けた日から起算して8年が経過した日の以前の日とすること」との規定があるが、公募占用指針(案)第9章(5)に従って公募占用計画が変更された場合、かかる運転開始予定日に関する期限も併って延長されることを明文化頂きたい。	同上
31	公募占用指針	第2章(3)	港湾利用時期の重複以外の事由では運転開始期限日の延長は認められないのか、明確にして頂きたい。	同上
32	公募占用指針	第2章(3)	指定港湾が重複していることにより、港湾使用時期の調整が行われた場合にのみ工期の変更が認められていると考えている。 ・一方、提供データが不完全であること等により、事業者が海底地盤、風況などを調査した結果、配置変更などにより工程が変更となることが十分ありうることから、公募時に提出した工程の変更については、港湾の重複だけでなく、その他相当の理由がある場合にも認められることとしていただきたい。	同上
33	公募占用指針	第2章(3)	PFI案件では不可抗力による損害に対する民間事業者の負担は限定されることが一般的であることに鑑み、不可抗力等、やむを得ない事情により公募占用計画上の運転開始予定日から実際の運転開始日が遅れた場合には、調達期間短縮の定めが適用されないこととしていただきたい。 なお、一定程度の余裕をもった期限を設定しているとして不可抗力による免責を一切認めないとするのは、早期の運転開始に対するインセンティブが働かず、再生可能エネルギーの導入促進に支障を及ぼす結果が生じると考えられる。	本公募では、事業者選定時に、公募占用計画に記載した運転開始予定日を踏まえて迅速性や事業実現性を評価するものとしていますので、当該事情を踏まえて運転開始予定日を設定してください。 なお、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の情勢の変化が生じて取扱いの変更を行うこととなった場合には、別途公表します。
34	公募占用指針	第2章(3)	運転開始期限日の延長事由に、不可抗力・系統接続工事遅延・Class NK等の認証手続きの遅延といった事業者ではコントロールできない事象を加えることは検討されないのでしょうか？	同上

35	公募占用指針	第2章(3)	「なお、他の促進区域の選定事業者等との間で、促進区域と一体的に利用される港湾の使用時期に重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合に限り、運転開始期限日の延長を認める。」とあるが、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ない場合、運転開始期限日の延長と同時に公募占用計画の認定の有効期限についても延長されるのか、調整により期限が変更されるものを明記いただきたい。	公募占用計画の認定の有効期間は法律上、30年を超えることができません。運転開始期限の延長に伴い有効期間を超えて事業を継続する場合は、運転開始期限の延長と同期間だけ占用許可を更新することが考えられます。占用の許可の更新については指針第9章(7)2)i)をご確認ください。
36	公募占用指針	第2章(3)	「他の促進区域の選定事業者等との間で、促進区域と一体的に利用する港湾を使用する時期に重複があり(中略)運転開始予定日を遅らせた場合に限り、運転開始期限日の延長を認める」とされているが、この場合運転開始期限日だけではなく、30年間の占用期間の延長についても考慮いただきたいです。運転開始日が遅れた場合、調達期間または調達期間以後の運転期間が短くなることが考えられ、事業性に影響がでることが考えられます。運転開始日が遅れると収入の入りが遅れるため事業者としては影響を受けるが、これにもまして調達期間を含む運転予定期間が短くなった場合の影響は甚大であるため、占用期間の延長についても確認させていただきたいです。	同上
37	公募占用指針	第2章(3)	他事業者との間で港湾の使用時期に重複があり、調整が必要になった場合の運転開始期限日の延長認定につき記載がございますが、事業時期が遅れた結果必要となった種々の事業計画変更についても同様に認めて頂けるのでしょうか。	他の促進区域の選定事業者や港湾法第三十七条第一項の許可を受けた者と利用する港湾及びその利用時期が重なり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして認定公募占用計画に記載された運転開始予定日の調整を行った場合は、選定事業者は再エネ海域利用法第十八条第一項の規定に基づき認定計画の変更申請を行っていただけます。その際上記理由によるやむを得ない変更については変更を認定いたします。なお公募占用計画の有効期間は法律上、30年を超えることはできません。
38	公募占用指針	第2章(3)	他事業者との間で港湾の使用時期が重複し、誰かしらが事業時期を遅らせる必要が生じた場合、誰に優先権があるかは国が決めるのでしょうか。また、その遅延によって追加コストが生じた場合、FIT 価格の再計算等、何かしらの形で補償頂けるのでしょうか。	先行して契約した賃貸借契約がある場合には、当該契約に基づく使用が優先されます。契約情報は契約時点で公表させていただく予定です。同時期に公募した案件で使用時期の重複があった場合には、当該事業者と国との間で必要な協議を行うことといたします。また、当該調整によって FIT 調達開始期間の起算日である運転開始予定日が変更されます。
39	公募占用指針	第2章(3)	「他の促進区域の選定事業者等との間で、促進区域と一体的に利用する港湾を使用する時期に重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合に限り、運転開始期限日の延長を認める。」とあるが、同時期に複数事業者の利用が重複した場合の港湾利用調整の具体的なルールについて、事業の予見性確保の観点からお示いただきたい。	同上

40	公募占用指針	第2章(3)	港湾の使用する時期に重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ない場合は、運転開始期限日の延長（公募占用計画の変更が必要と理解しております。）の場合は、延長の期間を調達期間から減じることはないという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の場合には、調達開始期間の起算日の変更を認めており、運転開始日から20年間で調達期間となります。
41	公募占用指針	第2章(3)	運転開始期限日について、激甚災害や戦争等の武力行使を不可抗力事由として運転開始遅滞の例外とするべきではないでしょうか。第5章(3)4の保証金の没収免除事由において、激甚災害や戦争等の武力行使が不可抗力事由とされていることと一貫しないと思われまます。	第2、3次保証金は選定事業者に確実な計画の実行を担保させるものであり、選定前に予見することが困難な事象に関しては、事業リスクを低減するために不可抗力事由として没収免除事由としています。他方、運転開始期限に関しては、既に再エネ特措法において設定されている運転開始期限について、系統側の都合や災害などの不可抗力を考慮しない仕組みとしており、これとの整合性を確保する必要があると考えます。運転開始予定日については、事業者選定時に、公募占用計画に記載した運転開始予定日を踏まえて迅速性や事業実現性を評価するものとしていますので、当該事情を踏まえて実現可能な運転開始予定日を設定してください。
42	公募占用指針	第2章(3)	保証金の没収の不可抗力事項として、法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する災害（以下「激甚災害」という。）による直接の被害及び戦争等の武力行使による直接の損害が認められていることから、これらの項目による運転開始期限日の延長も認めて頂きたい。	同上
43	公募占用指針	第2章(3)	運転開始予定日については、どのような観点で評価に反映されるのか明確化頂くとともに、実際に当該予定日より早く建設が完了した場合に運転開始日を早めることは問題ないのか、あるいは条件等が付されるのかご確認頂きたい。	事業計画の実現性の中でスケジュールの実現可能性、信頼性等と同様に、迅速性の観点も踏まえて総合的かつ相対的に評価いたします。また公募占用計画に記載した事業実施時期（＝運転開始期限）より早くに運転を開始する場合、運転開始予定日を早める公募占用計画の変更を申請することで、調達期間を運転開始日から20年間とすることが可能です。
44	公募占用指針	第2章(3)	なお書き以降、「経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合」においても、順延後の開始日から20年間売電期間が確保される（超過期間相当分を短縮されない）との理解でよいか。また、港湾使用時期の重複に限りという記載があるが、これ以外に災害等での遅延が生じた場合には運転開始予定日を調整せざるを得ないと判断する可能性はあるか。	前段のご指摘の場合には、調達開始期間の起算日の変更を認めており、運転開始日から20年間で調達期間となります。後段の運転開始の遅延については、事業を実施する上で事業者が負うべきリスクだと考えられます。また本公募では、事業者選定時に、公募占用計画に記載した運転開始予定日を踏まえて迅速性や事業実現性を評価するものとしていますので、当該事情を踏まえて運転開始予定日を設定してください。なお、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の情勢の変化が生じて取扱いの変更を行うこととなった場合には、別途公表します。

45	公募占用指針	第2章(3)	<p>運転開始予定日については、公募占用計画上の予定日から運転開始が遅れた場合には即時調達期間が短縮されるとの理解であるが、かかるリスクを事業者に負わせる場合、事業資金の借入可能期間が短縮されることなどによって買取価格の引き上げにつながる可能性がある。また、洋上風力事業の実績が限定的な本邦海域において事業者が負う建設遅延時のリスクとしては調達期間の短縮は極めて高いものであり、かかるリスクを取りながら正確な稼働予定日を設定することは現実的な選択肢とは言えない。本事業は公募であり計画履行の報告もなされることから、系統を押さえたまま事業が進まないようなことは考えにくく、また上記のとおり本号の定めはいたずらに事業者にリスクを負わせ調達価格に上昇圧力をかけるだけとなる可能性が高いことから、かかる調達期間短縮の定めは撤廃すべきと考える。</p>	<p>運転開始の遅延については、事業を実施する上で事業者が負うべきリスクだと考えられます。また本公募では、事業者選定時に、公募占用計画に記載した運転開始予定日を踏まえて迅速性や事業実現性を評価するものとしていますので、当該事情を踏まえて運転開始予定日を設定してください。</p> <p>なお、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の情勢の変化が生じて取扱いの変更を行うこととなった場合には、別途公表します。</p>
46	公募占用指針	第2章(3)	<p>「他の促進区域の選定事業者等との間で、促進区域と一体的に利用する港湾の使用する時期に重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合」だけでなく、事業者及び施工会社の責に帰さない理由（申請手続きの変更、関係法令・制度の変更、疫病蔓延による企業活動の制限、その他不可抗力によるもの等）によりやむをえず運転開始予定日が遅れた場合でも、各手続きのマイルストーンに対する延長を認めていただきたくお願い致します。</p>	同上
47	公募占用指針	第2章(3)	<p>甚大な災害や戦争、コロナ禍及び同様の伝染病に伴う世界情勢の変化による場合も運転開始時期の延長を認めて頂けないでしょうか。</p>	同上
48	公募占用指針	第2章(3)	<p>「他の促進区域の選定事業者との間で、促進区域と一体的に利用する港湾を使用する時期に重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合に限り、運転開始期限の延長を認める。」とあり、港湾使用が他の促進区域の選定事業者と重なり、調整が必要となった場合に限り、運転開始時期の延長を認めているが、甚大な災害やコロナ禍による世界情勢の変化など、予見不可能な不測の事態による場合は運転開始時期の延長を認めるべきではないでしょうか。</p>	同上
49	公募占用指針	第2章(3)	<p>港湾使用が他の促進区域の選定事業者と重なり、調整が必要となった場合に限り、運転開始時期の延長を認めているが、国からの情報提供の内容（風況、海底地盤情報等）では確認できなかった新たな事実の発覚や、甚大な災害やコロナ禍による世界情勢の変化など、不測の事態による場合は運転開始時期の延長は認めるべきではないか。</p>	同上
50	公募占用指針	第2章(3)	<p>「運転開始予定日は再エネ特措法第9条第3条の認定を受けた日から起算して8年が経過した日の以前の日とすること」との規定があるが、不可抗力、天変地異、住民訴訟、協議会を含む現地関係者からの同意が得られないことなどを事由として、公募占用計画の認定或いは占用許可の認定が公募占用計画提出時に選定事業者が想定した時期より事実として遅延した場合、選定事業者は公募参加時に提示した運転開始予定日の変更が可能であることを明記頂きたい。</p>	同上

51	公募占用指針	第2章(3)	「他の促進区域の選定事業者等との間で、促進区域と一体的に利用される港湾の使用時期に重複があり」と記載されているが、ここでいう「他の促進区域」は「一般海域および拠点港湾で実施する洋上風力を含むと理解してよいか。また、港湾の利用調整窓口を設定していただきたい。	「他の促進区域の選定事業者等」には、港湾区域内に海洋再生可能エネルギー発電設備を設置するために港湾法第37条第1項に基づく許可を受けた者も含まれます。公募占用指針に明記させていただきます。 地方整備局窓口は港湾空港部となります。港湾管理者の窓口は、港湾空港部に確認ください。
52	公募占用指針	第2章(3)	運転開始予定日より前に運転開始することができた場合でも、FIT単価の適用は運転開始予定日以降となるか。またその場合、運転開始予定日までの売電単価、及び試運転期間の売電単価は何が適用されるのか。	運転開始日（海洋再生可能エネルギー発電設備により特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の供給を開始する日）以前に、商業運転することは想定しておりません。 公募占用計画に記載した事業実施時期（＝運転開始期限）より早くに運転を開始する場合、運転開始予定日を早める公募占用計画の変更を申請することで、調達期間を運転開始日から20年間とすることが可能です。
53	公募占用指針	第2章(3)	他の促進区域の選定事業者等との間で、促進区域と一体的に利用する港湾を使用する時期が前後近接する場合は想定されるが、その際、公募占用計画が認定された後、先の案件が遅延し、港湾を使用する時期が重複してしまった場合について、港湾の利用優先権および運転開始期限について、前案件と後案件両方についてどのようにするのかご教示いただきたい。	選定事業者は認定された公募占用計画通りに事業を実施していただくことが基本です。仮に計画より遅延して他の事業者の工程に支障を及ぼす場合は選定事業者の責任となります。
54	公募占用指針	第2章(3)	「他の促進区域の選定事業者等との間で、促進区域と一体的に利用する港湾を使用する時期に重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合に限り、運転開始期限日の延長を認める。」とあるが、港湾区域選定事業者との調整が必要な場合やその他港湾を利用する事業との調整時にもその対象としていただきたい。	「他の促進区域の選定事業者等」には、港湾区域内に海洋再生可能エネルギー発電設備を設置するために港湾法第37条第1項に基づく許可を受けた者も含まれます。公募占用指針に明記させていただきます。
55	公募占用指針	第2章(3)	「他の促進区域の選定事業者等との間で、促進区域と一体的に利用される港湾の使用時期に重複があり」と記載されているが、当該地域における一般海域では初めての公募のため、調整が必要となることは発生しないとの理解で良いか。	同上
56	公募占用指針	第2章(3)	五島のパブコメ結果「別紙 No21」で、「FIT法における事業計画認定及び特定契約は、事業計画で予定した出力で運転されることをもって、決められた調達価格で20年間の売電を認めるものであり、運転開始をした一部分だけで固定価格での売電を認めるものではないため、運転開始期限も工区毎に設定することは想定していません。」との考えが示されました。五島は出力の量の基準が2.1万kWでしたが、今回は10倍以上の出力の量の基準が示されていますが、本考え方は変わらないでしょうか。	確保されている系統容量が複数の系統契約に依るものである場合は、系統契約毎に「事業の実施時期（運転開始予定日）」を設定・記載いただくことは可能です。 その際、事業要件である発電設備の出力の量の基準は「系統毎に流す最大出力の合計」が満たす事で問題ありません。その旨が分かるように修正いたします。
57	公募占用指針	第2章(3)	「他の促進区域の選定事業者等との間で、促進区域と一体的に利用される港湾の使用時期に重複があり」と記載されているが、港湾の利用調整は窓口を設定いただきたい。（主管省庁の国交省に行っていただきたい。）	地方整備局窓口は港湾空港部となります。港湾管理者の窓口は、港湾空港部に確認ください。

58	公募占用指針	第2章(3)	「6年以内」に港湾の利用調整を行う必要があるため、港湾の利用調整の窓口を設定いただきたい。(主管省庁の国交省に行ってください。)	同上
59	公募占用指針	第2章(3)	公募占用計画に記載されている海洋再生可能エネルギー発電設備による運転開始予定日の定義について、陸上風力発電所で通常用いられている定義と同様に「電気事業法第51条に基づく使用前自主検査を終えたうえで開始する特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給予定日」という理解でよいか。異なる定義であれば詳細な定義について伺いたい。	御理解の通りです。
60	公募占用指針	第2章(3)	公募占用計画の認定の有効期間内であれば、調達期間20年間経過後であっても、当該促進区域内に建設した海洋再生可能エネルギー発電設備を用いた発電を行い、日本卸電力取引所乃至個別に相対売電契約を締結した相手などに対して売電を行うことが可能と明記頂きたい。	ご意見のとおりです。
61	公募占用指針	第2章(3)	「運転開始予定日は再エネ特措法第9条第3条の認定を受けた日から起算して8年が経過した日の以前の日とすること」との規定があるが、ここで「認定を受けた日」は実際の認定日ではなく、公募参加者が公募占用計画を提出した時点で想定する「認定を受ける予定日」として頂きたい。	事業の実施時期については、FIT認定を受けた日から起算して〇年〇月〇日後と記載してください(様式3-1-2参照)。
62	公募占用指針	第2章(3)	公募占用計画の認定の有効期間内であれば、運転開始予定日(特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の供給を開始する予定日)以前の段階においても、当該促進区域内に建設した海洋再生可能エネルギー発電設備を用いた発電を行い、日本卸電力取引所乃至個別に相対売電契約を締結した相手などに対して売電を行うことが可能と明記頂きたい。	運転開始日(海洋再生可能エネルギー発電設備により特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の供給を開始する日)以前に、商業運転することは想定しておりません。
63	公募占用指針	第2章(4)	再エネ海域利用法第13条に基づく占用開始は、第9章(7)2iv)の占用許可条件を満たす必要はなく、公募占用計画の認定が条件との理解で良いか。また、占用開始は、洋上設備の工事が開始する時点との理解で良いか。	占用にあたっては、占用許可を受ける必要があり、第9章(7)2iv)の条件を満たす必要があります。占用開始時点についてはご意見のとおりです。
64	公募占用指針	第2章(4)	法第9条に基づく協議会はいつまで設置されるのでしょうか。事業終了(撤去完了)まで存続するのでしょうか。	協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めます。
65	公募占用指針	第2章(4)	「法第13条第2項第3号に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用開始の時期は、法第17条第1項に基づき公募占用計画が経済産業大臣及び国土交通大臣に認定された日から6年以内とする。」とあるが、何らかの事情で「東北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」における東北電力殿所掌工事(特に風力発電所が連系する変電所)が遅延し、事業者の運転開始時期が影響を受ける場合は、占用開始期限やFIT運転開始期限の取り扱いについて、柔軟に取り扱いいただきたい。	運転開始の遅延については、事業を実施する上で事業者が負うべきリスクだと考えられます。また本公募では、事業者選定時に、公募占用計画に記載した運転開始予定日を踏まえて迅速性及事業実現性を評価するものとしていますので、当該事情を踏まえて運転開始予定日を設定してください。 なお、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の情勢の変化が生じて取扱いの変更を行うこととなった場合には、別途公表します。

66	公募占用指針	第2章(4)	「6年以内」と記載されているが、他の促進区域（および港湾洋上区域）で利用する港湾が重複し、国土交通省および経済産業省が運転開始時期の延長を認めた場合はこの期間も変更になるということでしょうか。また、公募占用計画の変更認定があった場合も同様でしょうか。また、港湾の利用調整窓口を設定していただきたい。	運転開始期限を延長した場合は、延長した期間と同期間、占用の開始の期限も延長されます。上記事由以外での延長については、真にやむを得ないものとして公募占用計画の変更認定を受けた場合は可能です。地方整備局窓口は港湾空港部となります。港湾管理者の窓口は、港湾空港部に確認ください。
67	公募占用指針	第2章(4)	1)「占用の許可を受けた日」の定義について、「評価の過程で提示された補足資料や記載事項の訂正等を加えた上で、選定事業者が提出した公募占用計画が認定された日」という理解でしょうか、確認させていただきたい。異なる定義であれば詳細な定義について伺いたい。 2)本指針案「P8 第2章(3)3)対象発電設備区分等に係る再エネ特措法第3条第1項に規定する調達期間」に係る運転開始期限の延長が認められる理由と同一の条件で、占用開始の時期の期限についても延長を認めていただきたい。	1)「占用の許可」は再エネ海域利用法第10条第1項に基づくものであり（公募占用指針第9章(7)2）、「公募占用計画の認定」は再エネ海域利用法第17条に基づくものであり（公募占用指針第9章(2)）、別の手続きとなります。2)運転開始期限を延長した場合は、延長した期間と同期間、占用の開始の期限も延長されます。上記事由以外での延長については、真にやむを得ないものとして公募占用計画の変更認定を受けた場合は可能です。
68	公募占用指針	第2章(4)	公募占用計画認定の有効期間について、不可抗力・系統接続工事遅延・Class NK等の認証手続きの遅延といった事業者ではコントロールできない事象によるやむをえない延長を許容するといった救済策は検討されないのでしょうか？	公募占用計画の認定の有効期間は、法律上、30年を超えることができません。有効期間を超えて事業を継続する場合は、占用の更新を検討することになるものと考えています。この場合、有効期間終了後もまだ洋上風力発電設備が稼働できる状態かどうかや、事業者のそれまでの公募占用計画の実施状況など含めて、促進区域内海域の利用又は保全及び国民負担軽減等を考慮し、更新を判断していくものと考えています。
69	公募占用指針	第2章(4)	事業者選定後調査・設計等を実施することが一般的ということにより事業者選定から着工（＝占用開始）までに数年を要する。公募占用計画の有効期間の制約により、事業者選定後即着工しなければ占用期間が30年とはならず、実質、占用期間30年を確保することは不可能である。公募占用計画の有効期間の開始日を占用開始日以前で選定事業者が申請した日としていただきたい。	占用の期間は、占用の許可を受けた日から30年としています。ただし、公募占用計画の認定の有効期間内に限ります。公募占用計画の有効期間終了後の占用許可については、終了後もまだ洋上風力発電設備が稼働できる状態かどうかや、事業者のそれまでの公募占用計画の実施状況など含めて、促進区域内海域の利用又は保全及び国民負担軽減等を考慮し、更新を判断していくものと考えています。
70	公募占用指針	第2章(4)	占用期間の延長については「占用期間終了前に、経済産業省と国土交通省が促進区域内海域の利用又は保全及び国民負担軽減等の観点から新たに公募を実施せず、占用の延長の申請を認めると判断し、かつ、事業者が改めて占用のための国土交通大臣の許可を取得した場合に、占用の更新が認められる。」とありますが、国民負担軽減という観点からは、①占用期間終了時に洋上風力向け入札制度が残っていれば、最新の供給価格上限と占用期間延長後の既存洋上風力発電プロジェクトの発電コストの比較、②入札制度が残っていなければ、新規に洋上風力発電プロジェクトを建設・運営した場合の発電コストと占用期間延長後の既存洋上風力発電プロジェクトの発電コストの比較、によって判断されるという理解で宜しいでしょうか。	国民負担の抑制の観点からは、発電コスト比較だけでなく、洋上風力発電事業継続に伴う発電コスト以外の国民負担等、将来時点での検討が必要であり、現時点で予断することは出来ません。

71	公募占用指針	第2章(4)	公募占用計画の提案時における占用の更新前提での計画提出の可否と、可能な場合における更新期間の上限を明記いただきたい。	経済産業省と国土交通省が促進区域内海域の利用又は保全及び国民負担軽減等の観点から新たに公募を実施せず、占用の延長の申請を認めると判断できる理由があれば、占用の更新が可能となるものであり、必ずしも更新ができるものではないため、更新がないことを前提とした公募占用計画を作成ください。
72	公募占用指針	第2章(4)	<p>当初の占用期間（30年）終了後の更新について言及されているが、以下を明確にして頂きたい。</p> <p>(1) 「当該期間の終了前に経済産業省と国土交通省が占用期間延長の申請を認めると判断し」とあるが、期間延長申請の審査に要する期間及びその後の手続きに要する期間を具体的にご教示いただきたい。（例；当初占用開始の〇〇年目もしくは当該期間終了の〇年前など）</p> <p>(2) 具体的な判断の基準・条件は何か。</p> <p>(3) 占用を継続する場合には、再度占用の許可を更新するため新たな占用計画を提出しそれを許可条件とするがあるが、この更新の手続きはいつから申請できるのか。</p> <p>(4) また新たな占用計画提出を許可条件として許可するとあるが、提出さえすれば許可が得られるものか。</p> <p>(5) 必要な手続きの手順としては、まず、占用の延長の申請を行うところから開始されると考えて良いか。</p> <p>(6) 「事業者が改めて占用のための国土交通大臣の許可を取得した場合」とあるが、この国土交通大臣の許可を取得するタイミングと占用延長申請のタイミングの関係を明確にしてほしい。</p>	<p>(1)(3) 占用許可に係る標準処理期間は60日としておりますが、具体的な相談を早めにいただけますと幸いです。</p> <p>(2)(4)(5) 「海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域内海域占用等許可規則」によります。各地方整備局HPをご確認下さい。なお、延長の許可にあたっては、占用許可満了日において審査基準に該当することを確認することとなるため、満了日時点での状況が想定できる必要があります。</p> <p>(6) 「事業者が改めて占用のための国土交通大臣の許可を取得」とは、占用許可の延長許可を指します。</p>
73	公募占用指針	第2章(4)	「公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、当該期間の終了前に、経済産業省と国土交通省が促進区域内海域の利用又は保全及び国民負担軽減等の観点から新たに公募を実施せず、占用の延長の申請を認めると判断し、かつ、事業者が改めて占用のための国土交通大臣の許可を取得した場合に、占用の更新が認められる」との規定があるが、複数回の占用の更新が認められ得るのか明確化して頂きたい。	更新回数の上限は設けていません。
74	公募占用指針	第2章(4)	「促進区域内海域の利用又は保全及び国民負担軽減等の観点」とは具体的に何を示しているのか事例などと共に明確化頂きたい。	<p>「促進区域内海域の利用」とは、例えば、船舶航行に支障を及ぼさないことや周辺環境への影響の有無等について、確認することとなります。詳細は「海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域内海域占用等許可規則」によります。各地方整備局HPをご確認下さい。</p> <p>「国民負担軽減等の観点」とは、当該時点の制度にもよりますが、新たな公募を実施することで再エネ特措法上の国民負担抑制に必ずしもつながらない場合等が考えられます。</p> <p>現時点では上記のとおり考えておりますが、30年間にける社会環境や技術革新の変化もふまえて検討することとなります。</p>

75	公募占用指針	第2章(4)	占用期間の延長はどのように決定されるのか。「促進区域内の海域の利用又は保全及び国民負担軽減の観点等から新たに公募を実施せず」、「かつ事業者が改めて占用のための国土交通大臣の許可を取得した場合」に占用の更新が認められるとあるが、「海域の利用又は保全」、「国民負担の軽減」の観点とは具体的に何を指すのか。また、改めて許可を得るための要件は何か。	同上
76	公募占用指針	第2章(4)	「当該期間の終了前」は具体的にいつ何が行われることを示しているのか明確化頂きたい。	有効期間終了後の占用許可については、終了後もまだ洋上風力発電設備が稼働できる状態かや、事業者のそれまでの公募占用計画の実施状況等を考慮し、更新を判断していくものと考えています。よって、現段階で判断時期を明示することはできません。
77	公募占用指針	第2章(4)	更新が認められた場合の占用期間は、初回と同様に30年と考えて良いか。	有効期限終了後の占用許可については、終了後もまだ洋上風力発電設備が稼働できる状態かどうかや、事業者のそれまでの公募占用計画の実施状況等を考慮し、更新を判断していくものと考えています。
78	公募占用指針	第2章(4)	「公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、当該期間の終了前に、経済産業省と国土交通省が促進区域内海域の利用又は保全及び国民負担軽減等の観点から新たに公募を実施せず、占用の延長の申請を認めると判断し、かつ、事業者が改めて占用のための国土交通大臣の許可を取得した場合に、占用の更新が認められる」との規定があるが、最大何年間の占用の更新が認められるのか明確化頂きたい。	同上
79	公募占用指針	第2章(4)	事業者選定後、撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、撤去費用の額を精査した結果、撤去費用が海洋における施工費の70%を超えた場合のリスクは事業者が負うことになるのでしょうか。	撤去費用の額を精査した結果、当初の公募占用経計画に記載した額を超えることもありえます。その場合でも撤去費用は設置者たる選定事業者が負担するものとなります。
80	公募占用指針	第2章(5)	「公募段階における撤去費用は、一律に、海洋における施工費の70%とする。」と記載されていますが、撤去費用が施工費の70%を超えることが想定される場合、施工費の70%を上限として撤去することでよいのでしょうか。	同上
81	公募占用指針	第2章(5)	「公募段階における撤去費用は、一律に、海洋における施工費の70%とする。」と記載されていますが、撤去費用が著しく増加する場合の補償はありますでしょうか。	同上
82	公募占用指針	第2章(5)	「ただし、事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上、工事着手日までに撤去費用の額を精査の上、原則として公募占用計画を変更すること。」と記載されているが、撤去費用は落札時に認定された公募占用計画の額を上限に精査するとの理解で良いか。	同上

83	公募占用指針	第2章(5)	撤去費用は一律70%とありますが、別紙9では撤去費用の算出根拠を記載するようになっています。この算出根拠は海洋における施工費の70%が分かるように明示することで良いのでしょうか。「海洋における施工費」の定義についても提示いただけないでしょうか。 また、別紙10の資金計画や収支計画における撤去費用も70%を記載するということでよろしいでしょうか。	「海洋における施工費」の内訳を記載していただいたうえで、70%を乗じて算出した旨を記載ください。 また、本公募の供給価格上限額における撤去費の算定のもとにした施工費(工事費)には、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による風力発電事業等導入支援事業/着床式洋上ウィンドファーム開発支援事業(洋上風力発電の発電コストに関する検討)2019年度 成果報告書に記載のとおり、基礎工事費、風車工事費、ケーブル工事費、洋上変電所工事費及びその他施工費とされており、本公募段階における撤去費用の算出における「海洋における施工費」もこれと同様といたします。なお陸上に設置する変電施設や送電線の施工費、施工に要する資材購入費用は「海洋における施工費」に含めません。
84	公募占用指針	第2章(5)	「(前略)(撤去費用の額及び算出根拠については事業者選定における評価の対象とはしない。)」とあるが、様式3-1-11(別紙9)には、「想定される撤去費用の額及び算定根拠」とある。公募段階において、撤去費用の額及び算定根拠をどの程度記載する必要があるか。	同上
85	公募占用指針	第2章(5)	「その他留意すべき事項」として、「協議会意見とりまとめ」3.留意事項を尊重して事業を実施することとある。この「3.留意事項」の(2)に「選定事業者は漁業影響調査を行うこと」とあり、具体的な方法及び時期については関係漁業者他の意見を聴取するとともに意向・助言を尊重するとあるが、具体的にどのような調査が求められるのか、事前に大まかな概要や規模などを提示していただきたい。	協議会構成員による説明会にご参加の上、ご確認ください。
86	公募占用指針	第2章(5)	「事業の実施にあたっては、関係法令を遵守するとともに、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長と十分に調整し、十分な理解がなされるように努めること」との規定があるが、努めるべき主体は選定事業者であると理解してよいか。その場合は文章中に主語として追加頂きたい。	御指摘を踏まえ修正しました。
87	公募占用指針	第2章(5)	「海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去にあたっては、下記事項に留意し、撤去の考え方を含めた公募占用計画を策定すること」と記載されているが、本促進区域内海域以外の海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去について記載する必要があるか。	「本促進区域内海域」において設置する施設の撤去について記載してください。 促進区域の外においては、都道府県知事等により、原状回復義務が課されるものと思われます。
88	公募占用指針	第2章(5)	本編に「海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去にあたっては、下記事項に留意し、撤去の考え方を含めた公募占用計画を策定すること。」と記載されています。 「海洋再生可能エネルギー発電設備」は、「洋上風車、洋上変電施設、観測塔のほか、洋上風力発電に係る海底送電線・通信ケーブル(陸上にある変電施設、送電線、通信ケーブル等を含め、事業者が維持し、及び運用するものに限る。))を含めるものとする。」と定義されていることから、事業者が維持し、運用する陸上にある変電施設、送電線、通信ケーブル等も撤去の考え方を策定すると理解してよろしいでしょうか?	同上

89	公募占用指針	第2章(5)	「海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去を行う義務を負う。」とあるが、撤去の義務を負う範囲は、P5(2)定義「1)海洋再生可能エネルギー発電設備」なのか、P11の①撤去費用の金額の算出対象である「海洋における施工費」の対象設備なのか明確にしていきたい。 また、撤去の義務を負う範囲が、P5(2)定義「1)海洋再生可能エネルギー発電設備」の場合、撤去の義務を負う設備すべての撤去費用の金額が「海洋における施工費の70%」となるのか。	同上
90	公募占用指針	第2章(5)	「本促進区域内海域において設置する施設の撤去に関しては、原則、原状回復すること。」と記載されているが、陸上変電所設備や維持管理設備など促進区域海域外の撤去に関しては公募占用計画への記載が必要か。	同上
91	公募占用指針	第2章(5)	「選定事業者は促進区域内海域の占用をしないこととなった場合、海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去を行う義務を負う」との規定があるが、公募占用指針(案)第9章(9)に基づいて地位が承継された場合、当初の選定事業者ではなく、承継された者が撤去の義務を負うことを明確化頂きたい。	ご意見を踏まえ、記載を修正します。
92	公募占用指針	第2章(5)	「海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に当たっては、下記事項に留意し、撤去の考え方を含めた公募占用計画を策定すること」と記載されているが、本促進区域内海域以外の海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去について記載する必要があるか。 (必要がある場合) この場合、当該設備の撤去については評価対象なのか。促進区域内海域の海洋再生可能エネルギー発電設備と同一の前提をもって公募占用計画を作成してよいのか。 収支計画などの費用は、本促進区域内海域の海洋再生可能エネルギー発電設備と同様に施工費の70%なのか。 (必要がない場合) この場合、当該設備の撤去については評価対象外なのか。また撤去費用を担保する書類や撤去後の報告は必要なく、自治体と個別に協議する形でよいか。	本促進区域に設置する海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去についてのみ記載してください。また、公募占用指針第2章(5)3)iii)①のとおり撤去については評価の対象ではなく、同②のとおり撤去費用の確保に関する書類の提出が必要であり、第2章(5)3)iv)のとおり撤去後の状況について国土交通大臣に対して報告が必要です。
93	公募占用指針	第2章(5)	公募のLOIは金融機関に格付要件があるが、実際にプロジェクトファイナンスを複数の貸し出し金融機関(シンジケート団)で調印する場合に、参加金融機関の格付の要求はあるか。	公募占用指針において、プロジェクトファイナンスのシンジケートに対して格付けを要求していません。

94	公募占用指針	第2章(5)	撤去費用(70%)算定のもととなる設置費用とは、具体的に何を指すのか。何が含まれ、何が含まれていないのか明示してほしい。これが占用指針の中で明示されない場合、入札価格の計算において透明性を確保することが難しいと考える。70%の撤去費用を占用計画にどのように組み込むべきか。入札価格に含まれて評価されるのか、それとも、撤去費用を別途提示する必要があるのか。	本公募の供給価格上限額における撤去費の算定のもとにした施工費(工事費)には、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による風力発電事業等導入支援事業/着床式洋上ウィンドファーム開発支援事業(洋上風力発電の発電コストに関する検討)2019年度成果報告書に記載のとおり、基礎工事費、風車工事費、ケーブル工事費、洋上変電所工事費及びその他施工費とされており、本公募段階における撤去費用の算出における「海洋における施工費」もこれと同様といたします。なお陸上に設置する変電施設や送電線の施工費、施工に要する資材購入費用は「海洋における施工費」に含めません。また、撤去費用については、公募占用計画の「様式3-1-2 10.促進区域の占用の機関が満了した場合その他の事由により促進区域内海域等の占用をしないこととなった場合及び「様式3-1-11(別紙9)当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法」に記載する必要があります。ただし、公募段階における撤去費用は、一律に、海洋における施工費の70%とし、撤去費用の算出方法等については評価の対象とはしません。
95	公募占用指針	第2章(5)	「撤去費用の額及び算出根拠については事業者選定における評価の対象とはしない」とあるが、金額以外の面で提案をした場合は評価の対象となるのか(例:技術面)	撤去に関しては、技術面を含め評価の対象とはなりません。
96	公募占用指針	第2章(5)	促進区域内海域において設置する施設の撤去に関し、「原則、原状回復」としつつ、関係法令遵守を条件に「施設の一部を残置」することも認められている。したがって、撤去に関し、原状回復、一部残置のどちらを選択したかという点においては、事業者選定における評価上の差がないことを明記いただきたい。	撤去に際し、原則回復、一部残置のどちらを選択したかによる評価上の差はありません。ただし、施設を一部残置する計画を作成する場合には、関係法令を遵守して下さい。
97	公募占用指針	第2章(5)	撤去については「原状回復」が求められるとあるが、本件は着床式であり施設の一部を残置することを前提とした計画となる可能性が高い。指針に記載の関連法令等を遵守することが前提であれば、施設の一部を残置する計画であっても、施設の残置がない計画と同等の評価を受けるという理解で正しいか。	同上
98	公募占用指針	第2章(5)	促進区域内の海域の施設の撤去に関しては原則として原状回復とありますが、変電所や送電ケーブルなど、陸域の施設についてはどの程度まで撤去が求められるのでしょうか?	公募占用指針における撤去は、促進区域内海域において設置する施設を対象にしています。
99	公募占用指針	第2章(5)	「環境大臣の廃棄の許可を受ける等海防法を遵守することを条件に、撤去の際にその一部を残置することを前提とした公募占用計画の作成を認めることとする。」と記載されているが、環境大臣の廃棄の許可は入札段階の公募占用計画においても必要という理解で良いか。また、海防法遵守の条件とは具体的に何か。	一部残置を前提とした公募占用計画を作成した場合、撤去工事着手までに環境大臣の廃棄の許可を得て、公募占用計画を変更して下さい。許可の基準については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の3に記載されております。
100	公募占用指針	第2章(5)	「環境大臣の廃棄の許可を受ける等海防法を遵守することを条件に」と記載されているが、環境大臣の廃棄の許可等は公募占用計画提出前に受ける必要があるか。また、海防法遵守の条件とは具体的に何か。	同上

101	公募占用指針	第2章(5)	環境大臣の許可が認められることを前提としており、事業者側のリスクが高いと考えます。残置可能な仕様の基準（ないしは目安）をお示し頂けないでしょうか。	同上
102	公募占用指針	第2章(5)	海防法における撤去時の環境大臣許可の取得期限はいつまでとなるのか？	同上
103	公募占用指針	第2章(5)	「海底面下 1m 以深で切断するなど、海洋環境の保全に十分配慮した撤去方法」と記載されているが、海底送電線も該当するのか。基礎をイメージしているのであれば、海底送電線に適した表現も追記していただきたい。	海防法上、海洋施設は原則として海洋に捨ててはならないと規定されていますが、海防法第 43 条の 2 第 1 項の規定による環境大臣の廃棄の許可を受けた場合は残置が可能です。
104	公募占用指針	第2章(5)	撤去に際し、海底ケーブルについてはどのように想定されているか。残置することも可能か。	同上
105	公募占用指針	第2章(5)	「海底面下 1m 以深で切断するなど、海洋環境の保全に十分配慮した撤去方法」と記載されているが、海底送電線も該当するのか。基礎をイメージしているのであれば、海底送電線に適した表現も追記していただきたい。 一方、本促進区域内海域以外の海底送電線は、将来的に事業者決定後の協議会で促進区域内海域に含まれることが考えられるため、残置の考え方は本促進区域内海域の海底ケーブルと同様でよいか。	同上
106	公募占用指針	第2章(5)	「環境大臣の廃棄の許可を受ける等海防法を遵守することを条件に、撤去の際に一部を残置することを前提とした公募占用計画の作成を認める」と記載されているが、海防法では残置する場合は設置後 20 年以上経過してから廃棄される場合にあつては、廃棄後 3 年目（又は 4 年日以降の適切な時期）に監視を実施することを原則としているが、この監視に必要な期間は本海域の占用期間 30 年間に含まれないことで良いか。	ご意見のとおりです。なお、監視にあたって占用が必要となる場合には、別途占用許可を取得していただく必要があります。
107	公募占用指針	第2章(5)	公募占用計画作成時に原状回復する計画として認定された場合、事業者選定後に残置する計画に変更することは可能でしょうか。	原状回復する計画として認定した場合においても、第 9 章（5）1）に記載の基準を満たすものであれば、環境大臣の廃棄の許可を受ける等海防法を遵守した上で残置する計画に変更することも可能です。
108	公募占用指針	第2章(5)	「施設として残置する場合は除く。」と記載されているが、施設の定義は何か。	例えば、漁礁として残置する場合など、廃棄物以外の形で残置する場合を指します。
109	公募占用指針	第2章(5)	撤去計画の観点から、事業者は、公募占用計画の一部として、撤去技術、最先端の技術を導入する可能性、安定した電力供給及び将来のコスト削減への貢献について記述すべきか。一方で、指針案では、海洋における施工費の 70%を撤去費用の前提とすべきとされている。このような技術についての説明は、評価において加点となるのか。	撤去費用の算出根拠は事業者選定における評価の対象とはならず、撤去に関する技術についても同様に評価の対象とはなりません。
110	公募占用指針	第2章(5)	「環境大臣の廃棄の許可を受ける等海防法を遵守することを条件に、撤去の際にその一部を残置することを前提とした公募占用計画の作成を認める」とあるが、本条件に関し公募段階で何かしらのコミットは必要となるのか。	海防法を遵守することの他に公募における条件はありません。ただし、撤去時に環境大臣の許可が認められなかった場合及び残置した後問題が明らかになった場合の責任は事業者に戻すものとなります。

111	公募占用指針	第2章(5)	『一部残置することを前提とした公募占用計画を作成する場合は、海底面下1m以深で切断するなど、海洋環境の保全に十分配慮した撤去方法を検討すること。』とあるが、海底面1m以深での切断は必須か。地元海面漁業者の要望等を踏まえ、海底面1m以浅の一部を魚礁として残置する等の選択肢はあるか。	「海底面下1m以深で切断する」ことはあくまで一例であり、地元における残置の要望等を踏まえて、環境大臣の廃棄の許可を受ける等海防法を遵守した上で残置することも考えられます。
112	公募占用指針	第2章(5)	「海底面下1m以深で切断するなど、海洋環境の保全に十分配慮した撤去方法を検討すること。」と記載されているが、関係者と協議し同意を得たうえで漁礁効果など検証するため海底面より上部分で切断し残置することを前提とした記載とすることが可能か。	同上
113	公募占用指針	第2章(5)	海防法を遵守することを前提に、海域利用者その他関係者との書面合意ができていない場合には、海面下1m以浅での残置を認められるようにして頂きたい。	同上
114	公募占用指針	第2章(5)	「海底面下1m以深で切断する」は例示であり、海洋環境の保全に十分配慮した撤去方法であれば必ずしも海底面下1m以深であることは必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	同上
115	公募占用指針	第2章(5)	技術の進展に伴う撤去方法及び撤去費用の見直しの期限はいつまでか？	同上
116	公募占用指針	第2章(5)	「撤去時に上記の環境大臣の許可が認められなかった場合」とあるが、こういった事由を想定されているか、明確にしていきたい。	許可の基準については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の3に記載されております。
117	公募占用指針	第2章(5)	「環境大臣の廃棄の許可を受ける等の海防法を順守することを条件に、撤去の際にその一部を残置することを前提とした公募占用計画の作成を認めることとする。ただし、撤去時に上記の環境大臣の許可が認められなかった場合及び残置した後に問題が明らかになった場合の責任は事業者に戻すものとする。」とあり、撤去の際、一部残置することを前提とした公募占用計画の作成は認められているものの、環境大臣の許可が前提となっている。 事業者にとり、許可が取得できる出来ないは事業判断に大きな影響を与える要素であることから、取得見通しをつけるために、着床式の基礎、海底ケーブル、洗堀防止用砕石など、残置できる撤去（残置）仕様の明確化をお願いできないでしょうか。	いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
118	公募占用指針	第2章(5)	撤去の際、一部残置することを前提とした公募占用計画の作成は認められたものの、環境大臣の許可が前提となっており、許可されるかどうかは事業者側のリスクとされている。着床式の基礎、海底ケーブル、洗堀防止用砕石など残置できる方向で撤去（残置）仕様の明確化を進めていただきたい。	同上
119	公募占用指針	第2章(5)	「ただし、(中略)後に問題が明らかになった場合の責任は事業者に戻すものとする。」との記載があるが、「問題」の定義がなされておらず、事業者が負う責任の範囲が不明確である。 そのため、「問題」とは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第15の2号に定める「海洋汚染等」、及び同第17項に定める「海上災害」を指す旨、明記いただきたい。	「問題」については、海防法上の法令違反に限定しておらず、残置に起因する事態を想定しています。

120	公募占用指針	第2章(5)	「環境大臣の廃棄の許可を受ける等海防法を遵守することを条件に、撤去の際にその一部を残置することを前提とした公募占用計画の作成を認めることとする。」と記載されているが、環境大臣の廃棄の許可は入札段階の公募占用計画においても必要という理解で良いか。	環境大臣の廃棄の許可は公募占用計画を提出する段階では不要です。
121	公募占用指針	第2章(5)	「ただし、事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上、工事着手日までに撤去費用の額を精査の上、原則として公募占用計画を変更すること。」と記載されているが、工事着手日とは、洋上施工が開始されるという日という理解で良いか。	ご意見のとおりです。
122	公募占用指針	第2章(5)	「ただし、事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上、工事着手日までに撤去費用の額を精査の上、原則として公募占用計画を変更すること。」と記載されているが、工事着手日とは変更後の公募占用計画における洋上の建設工事着手日で良いか。	同上
123	公募占用指針	第2章(5)	保証状の返還について、「撤去が完全に実施されたことが確認された後」とあるが、一部残置する場合は、残置する構造物以外の撤去が完全に確認された後との理解でよいか。	ご意見のとおりです。
124	公募占用指針	第2章(5)	撤去費用は「一律に、海洋における施工費の70%」とあるが、「海洋における施工費」の対象範囲を定義頂きたい。また、海洋における施工費の70%で算出される撤去費用の用途対象として、洋上に設置される設備だけでなく、陸上に設置する変電施設や送電線等の設備の撤去もその額に含まれるとの認識で相違ないか。	本公募の供給価格上限額における撤去費の算定のもとにした施工費（工事費）には、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による風力発電事業等導入支援事業/着床式洋上ウィンドファーム開発支援事業（洋上風力発電の発電コストに関する検討）2019年度成果報告書に記載のとおり、基礎工事費、風車工事費、ケーブル工事費、洋上変電所工事費及びその他施工費とされており、本公募段階における撤去費用の算出における「海洋における施工費」もこれと同様といたします。なお陸上に設置する変電施設や送電線の施工費、施工に要する資材購入費用は「海洋における施工費」に含めません。
125	公募占用指針	第2章(5)	「撤去費用は、一律に、海洋における施工費の70%とする。」との記載があるが、事業者により海洋施工費の算出方法のばらつきを統一するため、「海洋における施工費」の定義を明確化した方がよいのではないか。	同上
126	公募占用指針	第2章(5)	「海洋における施工費」に含むもの、含まないものを明確にしていきたい。	同上
127	公募占用指針	第2章(5)	「公募段階における撤去費用は、一律に、海洋における施工費の70%」とあるが、「施工費」とは具体的に何が含まれるのか定義を明確にしていきたい（例：基礎工事費、風車工事費、ケーブル工事費、洋上変電所工事費だけなのか、もしくは資材の調達費や作業委託費等も含むのか）。	同上

128	公募占用指針	第2章(5)	本編に「公募段階における撤去費用は、一律に、海洋における施工費の70%とする。(撤去費用の額及び算出根拠については事業者選定における評価の対象とはしない。)」と記載されています。事業者が維持し、運用する陸上にある変電施設、送電線、通信ケーブル等の撤去費用は、海洋における施工費の70%に含まれると理解してよろしいでしょうか。その場合、公募段階において陸上送変電設備等の撤去費用の額及び算出根拠は記載しなくてよいと理解してよろしいでしょうか。	同上
129	公募占用指針	第2章(5)	撤去費は海洋における施工費の70%とされているが、海洋における施工費の範囲はどこからどこまでになるのか?具体的にお示しいただきたい。	同上
130	公募占用指針	第2章(5)	「海洋における施工費」の定義を明確にしていきたい。	同上
131	公募占用指針	第2章(5)	撤去費用の金額は海洋における施工費の70%とされています。この点に関連し、供給価格上限額を29円と算定する根拠のひとつとなった、第59回調達価格等算定委員会における撤去費用の見積もり10.7万円/kWは、事業者選定後の見直しが可能であることを考慮しても、高額と思われます。計算の根拠となっている「海洋における施工費」の詳細についてより明確な定義をお示しいただけないでしょうか。	同上
132	公募占用指針	第2章(5)	公募段階における撤去費用として海洋における施工費の70%とされているが、「海洋における施工費」が何を指すか、具体的にご教示頂けますでしょうか。	同上
133	公募占用指針	第2章(5)	「公募段階における撤去費用は、一律に、海洋における施工費の70%とする」との規定があるが「施工費」とは洋上風車の設置費用のみを含むとの理解でよいかどうか明確化頂きたい。	同上
134	公募占用指針	第2章(5)	撤去費用の金額を算出する際に、「海洋における施工費」の具体的な項目はどのように考えれば要件を満たしますでしょうか。	同上
135	公募占用指針	第2章(5)	撤去費は海洋における施工費の70%とのことですが、海洋における施工費の範囲をお示しいただけますでしょうか。	同上
136	公募占用指針	第2章(5)	「海洋における施工費の70%とする。」と記載されているが、施工費に含まれる範囲について明示されたい。海洋再生可能エネルギー発電設備「洋上風車、洋上変電施設、観測塔のほか、洋上風力発電に係る海底送電線・通信ケーブルを含めるもの」と理解してよいか	同上
137	公募占用指針	第2章(5)	「公募段階における撤去費用は、一律に、海洋における施工費の70%とする。」と記載されていますが、撤去費用の内訳を条件とともに提示いただけますでしょうか。	同上

138	公募占用指針	第2章(5)	「海洋における施工費の70%とする。」と記載されているが、海洋における施工費とは、建設事務所の建設費用等、陸上設備であっても洋上施工を目的とする場合は費用に含めるという理解で良いか。	本公募の供給価格上限額における撤去費の算定のもとにした施工費（工事費）には、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による風力発電事業等導入支援事業/着床式洋上ウインドファーム開発支援事業（洋上風力発電の発電コストに関する検討）2019年度成果報告書に記載のとおり、基礎工事費、風車工事費、ケーブル工事費、洋上変電所工事費及びその他施工費とされており、本公募段階における撤去費用の算出における「海洋における施工費」もこれと同様といたします。なお陸上に設置する変電施設や送電線の施工費、施工に要する資材購入費用は「海洋における施工費」に含めません。また、撤去費用については、公募占用計画の「様式3-1-2 10.促進区域の占用の機関が満了した場合その他の事由により促進区域内海域等の占用をしないこととなった場合及び「様式3-1-11（別紙9）当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法」に記載する必要があります。ただし、公募段階における撤去費用は、一律に、海洋における施工費の70%とし、撤去費用の算出方法等については評価の対象とはしません。
139	公募占用指針	第2章(5)	「技術の進展に伴い撤去方法及び撤去費用を見直すことは可能」との記載があるが、見直し後に撤去費用の金額が変更となった場合には、（増額／減額に関わらず）同条項②「撤去費用の確保方法」で規定されている拠出済の撤去費用の金額が修正される（保証状及び積立て口座の金額の増額／減額）が行われる、との理解でよいか。	ご意見のとおりです。
140	公募占用指針	第2章(5)	撤去方法及び費用の見直しが承認された場合、デコミッション LC の金額も変更され、変更後金額でのデコミッション LC で置き換えることが出来ると明確化頂きたい。	同上
141	公募占用指針	第2章(5)	撤去費用を一律に「海洋における施工費の70%」とするのは、「海洋における施工費」の定義や前提が不明瞭であり、かつ、なぜ70%であるのか根拠に乏しいものと思われることから、より実態に即した金額とすべきである。	本事業における洋上風力発電設備の撤去に関しては原状回復を原則としていますが、公募段階では、風車を設置する箇所の地質や周辺環境が必ずしも明らかではなく、撤去方法及びその額を各事業者が正確に算出することは困難であると考えことから、撤去費用については一律の考え方とし、撤去費用の算出方法は評価対象とはしないこととしております。 なお撤去費用は基礎構造物の撤去やその作業に伴う備船費用が大半を占めるため、施工費用との相関性が高く、国際的な認証機関であるDNV-GLの試算を参考に定めたものです。 また今後撤去の実例の積み上げや技術開発の進展が想定されることから、撤去方法や費用の見直しをすることは可能としております。

142	公募占用指針	第2章(5)	撤去費用は一律に海洋施工費の7割とするとのことですが、事業者の創意工夫により当該費用を大きく下回る額で撤去できる事が見込まれる場合、保証状等で確保する撤去費用は海洋施工費の7割のままとしつつ、資金計画・収支計画においては事業者が算出した撤去費用の値を使う事は可能でしょうか。	本公募では、撤去費用は一律「海洋における施工費の70%」と定義しております。
143	公募占用指針	第2章(5)	「工事着手日までに撤去費用の額を精査の上」とは、海洋再生エネルギー発電設備の設置工事開始日であって撤去工事の開始ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご意見のとおりです。
144	公募占用指針	第2章(5)	本公募における撤去費用は一律で「海洋における施工費の70%」とあるが、DNV—GLの試算によるものとの理解。一方で当該試算はあくまで現時点のものとの理解であり、技術の進展に伴う撤去費用の見直しは可能であり、見直し後の合意された金額については最新の公募占用計画にて確認できる、という理解で相違ないか。	ご意見のとおりです。
145	公募占用指針	第2章(5)	「なお、今後、長期的には撤去に関しても技術開発等が進むことも想定されることから、技術の進展に伴い撤去方法及び撤去費用を見直すことは可能である」との規定があるが、撤去方法及び撤去費用を見直すことの承認を得るためには、如何なるプロセスで申請すればよいのか（含、公募占用計画の変更を伴うのか否か）、何を基準として見直しが認められ得るのか明確化頂きたい。	環境大臣の許可及び公募占用計画の変更手続きが必要となります。公募占用計画の変更基準については公募占用指針を参照ください。許可の基準については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の3に記載されております。
146	公募占用指針	第2章(5)	「事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上、工事着手日までに撤去費用の額を精査の上、原則として公募占用計画を変更すること。」との記載から、事業者選定後に「撤去費用の金額」を変更し公募占用計画を変更したことを以て、公募占用計画に記載した「発電事業を実施する際の供給価格」が変更されることはないという理解している。この理解に誤りがなければ、その旨を明記していただきたい。	ご理解の通りです。
147	公募占用指針	第2章(5)	撤去費用については金額として海洋における施工費の70%と指定されているが、公募占用計画においては、プロジェクト全体の費用に対して、どのように提示すべきか。	海洋における施工費の70%として提示することが可能です。
148	公募占用指針	第2章(5)	撤去費用の中には、環境影響調査も考慮されているか。	本公募の供給価格上限額における撤去費の算定のもとにした施工費（工事費）には、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による風力発電事業等導入支援事業/着床式洋上ウインドファーム開発支援事業（洋上風力発電の発電コストに関する検討）2019年度成果報告書に記載のとおり、基礎工事費、風車工事費、ケーブル工事費、洋上変電所工事費及びその他施工費とされており、本公募段階における撤去費用の算出における「海洋における施工費」もこれと同様といたします。なお環境影響調査に係る費用は含まないものと整理します。

149	公募占用指針	第2章(5)	<p>公募における撤去費用として一律「海洋における施工費」の70%と規定されたが、一義的に計算できるよう「海洋における施工費」の構成項目・算出方法を明示いただきたい。</p> <p>例えば、「風力発電等導入支援事業/着床式洋上ウインドファーム開発支援事業/着床式洋上ウインドファーム開発支援事業（洋上風力発電の発電コストに関する検討）2019年度成果報告書」の17ページに記載の式（2.7）を構成する項目の金額を積み上げるのか、あるいは式（2.7）の構成項目のみならず、海域での基礎工事や風車工事に先立ち基地港の陸上ヤードで行うプレアッセンブリー作業など、海洋工事の準備工事に関する費用なども加えるのか、明確にしていきたい。</p> <p>また、撤去対象として、陸上送電線の撤去費も含まれているのか否か、明示いただきたい。</p>	<p>本公募の供給価格上限額における撤去費の算定のもとにした施工費（工事費）には、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による風力発電事業等導入支援事業/着床式洋上ウインドファーム開発支援事業（洋上風力発電の発電コストに関する検討）2019年度成果報告書に記載のとおり、基礎工事費、風車工事費、ケーブル工事費、洋上変電所工事費及びその他施工費とされており、本公募段階における撤去費用の算出における「海洋における施工費」もこれと同様といたします。なお陸上に設置する変電施設や送電線の施工費、施工に要する資材購入費用は「海洋における施工費」に含めません。</p> <p>なお、公募占用指針において撤去を義務付けているのは、促進区域内海域において設置する施設です。</p>
150	公募占用指針	第2章(5)	<p>「海洋における施工費の70%とする。」と記載されているが、海洋における施工費とは、事業者選定時から運転開始までの期間にかかる費用と理解してよいか。</p>	<p>本公募の供給価格上限額における撤去費の算定のもとにした施工費（工事費）には、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による風力発電事業等導入支援事業/着床式洋上ウインドファーム開発支援事業（洋上風力発電の発電コストに関する検討）2019年度成果報告書に記載のとおり、基礎工事費、風車工事費、ケーブル工事費、洋上変電所工事費及びその他施工費とされており、本公募段階における撤去費用の算出における「海洋における施工費」もこれと同様といたします。なお陸上に設置する変電施設や送電線の施工費、施工に要する資材購入費用は「海洋における施工費」に含めません。</p> <p>また、これらの施工費は、期間で定めるものではありません。</p>
151	公募占用指針	第2章(5)	<p>「撤去に当たっては、占用許可期間の終了後又は公募占用計画の提出者が経営破綻した場合に備え、次の①②を踏まえた撤去方法や撤去費用の確保に関する方法を公募占用計画に示すこと。</p> <p>① 撤去費用の金額</p> <p>公募段階における撤去費用は、一律に、海洋における施工費の70%とする。」と記載されているが、経営破綻の場合に備えるためでありながら、陸上設備の撤去費用を審査対象としない理由を明示いただきたい。</p>	<p>公募占用指針においては、促進区域内海域に設置する施設の撤去を義務付けており、そのための撤去費用を確保するための措置を講じることを求めています。</p>
152	公募占用指針	第2章(5)	<p>撤去費用相当の現金の供託書が削除された背景をご教示ください。</p>	<p>供託は、法令に供託を義務付け、又は許容する規定が必要となりますが、本公募はこれに該当しないため、削除したものです。</p>
153	公募占用指針	第2章(5)	<p>デコミッションングLCを用いる場合については金融機関からのLOIを提出とのことだが、プロジェクトファイナンスでの調達を行ないかつデコミ L/Cを用いる場合については、第5章(2)2)ii)などに定める金融機関のLOI上に「デコミッションング L/C ファシリティを含むプロジェクトファイナンスについての関心」が表明される場合においては、デコミ L/C 個別のLOIの提出は不要として頂きたい。</p>	<p>ご意見をふまえ、公募占用指針を修正しました。</p>

154	公募占用指針	第2章(5)	デコミッションング LC を用いる場合には金融機関からの LOI を提出とのことだが、こちらで求められている LOI は、第5章(22ii)などに定めるプロジェクトファイナンス調達全般にかかる金融機関の LOI と同一であり、デコミッションング LC 個別の LOI が求められているわけではないとの理解で相違ないか。	同上
155	公募占用指針	第2章(5)	撤去費用の確保方法として、ア)撤去費用を担保するための保証状の提出及びイ)撤去費用の積立てを証する書類の提出の方法を併用することも可能とされているが、デコミッションング LC のアmend(保証金額の変更)及び返却について、【様式4-6】保証状の返却依頼書により手続きを行うと理解してよろしいでしょうか。	撤去に係る返還依頼書の様式については、返還の時期に提示します。
156	公募占用指針	第2章(5)	返還依頼書の様式をお示しいただきたい。	同上
157	公募占用指針	第2章(5)	「選定事業者は、発電事業の開始から撤去の完了までの全期間において、①で算出した撤去費用の金額の全額について、以下のア)又はイ)の方法により撤去費用を確保するための措置を講じること」との規定があるが、「発電事業の開始」とは何を意味しているのか明確化頂きたい。	発電事業の開始とは、特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の供給を開始する日といたします。
158	公募占用指針	第2章(5)	事業者選定後の保証には、陸上設備の撤去費用も含まれるのか。	公募占用指針において撤去を義務付けているのは、促進区域内海域において設置する施設であるため、陸上設備の撤去費用は撤去費用の保証範囲には含まれないものと整理します。
159	公募占用指針	第2章(5)	「②撤去費用の確保方法 選定事業者は、発電事業の開始から撤去の完了までの全期間において、①で算出した撤去費用の金額の全額について、以下のア)又はイ)の方法により撤去費用を確保するための措置を講じること。」と記載されているが、陸上設備の撤去費用の確保方法は審査対象外という理解でよいか。	審査対象外となります。
160	公募占用指針	第2章(5)	運転開始日までに差し入れる LC について、数年ごとに差し替える前提の LC 条件でも問題無いか。	デコミッションング LC については、例えば1～2年ごとに更新することも可能です。なお、更新ができない場合には、撤去費用の積立てをおこなっていただく必要があります。これができない場合には、占用許可の取り消しを行うことがあります。上記をふまえ、公募占用指針を修正しました。
161	公募占用指針	第2章(5)	撤去費用に関し FIT 開始日にキャッシュで全額積み立てておくことは現実的でなく、デコミッションング LC を金融機関に依頼する事が想定されるが、本デコミ LC が economically viable となるかが疑問である。LC の期間を20年ではなく短縮するなど事業者がデコミ LC を現実的に銀行から受け易い変更を要望する	同上
162	公募占用指針	第2章(5)	LC の期間を20年ではなく短縮するなど、事業者がデコミッションング LC を現実的に金融機関から受けやすくなるよう、期間を変更できるようにしていただきたい。	同上

163	公募占用指針	第2章(5)	デコミッションング LC に関連して、運転開始日から撤去完了は 20 年を超す長期間となり、全期間を一度にカバーする LC を取得することは困難である。当初のデコミッションング LC は要請される全期間をカバーする必要はなく、差し入れ済デコミッションング LC の期限が到来した際には、引き続き期間をカバーするデコミッションング LC を差し入れ、差し入れ済のデコミッションング LC が返却される手順が繰り返される方式とすることで、結果として撤去完了までをカバーし続けることで問題ないことを明確化頂きたい。	同上
164	公募占用指針	第2章(5)	撤去費用を担保するための金融機関保証状（デコミッションング LC）について、保証期間は占用期間終了時までとする必要がありますでしょうか？言い換えればロールオーバー（1～数年単位での更新）でも許容頂けるのでしょうか？プロジェクトファイナンスレンダーの観点では、事業期間にわたって保証状もしくは撤去費用積立が維持されることは事業継続に不可欠なものであることから、それが損なわれることのないよう事業者及びスポンサーに融資契約などで様々な誓約事項を課すことが想定されます。一方で、超長期の信用供与は金融機関としても対応が難しいこと、短期でのロールオーバーにすることで保証料の低減ひいてはプロジェクトコストの低減に資することからお伺いするものです。また、形式につきましても、特段の指定は頂いておりませんが、様式 4-2、4-3 の保証状と同様の形式・保証履行条件でも差し支えございませんでしょうか？	同上
165	公募占用指針	第2章(5)	「長崎県五島市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（案）」に関する意見募集の結果で公表された意見 No.62 に関しまして、「ご意見を踏まえ、本文を修正しました」と記載があり、修正された五島の占用指針の内容が、今次占用指針にも同様に記載された（第2章(5)3 iii)②）と理解しております。しかし、意見 No.62 の一部が反映されていないため、再度確認させて頂きたい。国土交通省担当部局へ差し入れる金融機関保証状（デコミッションング LC）の保証期間は、必ずしも占用期間終了までなくとも、保証期間が終了するまでに、新たな保証状、又は撤去費用の積立てを証する書類、又はその組み合わせを提出することで事足りる（例えば、年度毎に保証期間1年間の保証状と撤去費用の積み立てを証する書類を提出する等の運用とすること）という理解で宜しいでしょうか。意見 No.62 記載の通り、保証期間を占用期間終了時までとする超長期の保証状を金融機関が発行することは現実的ではないことから、上記運用を認めて頂きたい。	同上
166	公募占用指針	第2章(5)	保証期間を占用期間終了時までとする超長期の保証状を金融機関が発行することは現実的ではないことから、国土交通省担当部局へ差し入れる金融機関保証状（デコミッションング LC）の保証期間は、必ずしも占用期間終了までである必要はなく、保証期間が終了するまでに新たな保証状、又は撤去費用の積立てを証する書類、又はその組み合わせを提出することで足りる（例えば、年度毎に保証期間1年間の保証状と撤去費用の積み立てを証する書類を提出する等の運用とすること）という理解で宜しいでしょうか。	同上

167	公募占用指針	第2章(5)	デコミッションングLCにかかる金融機関LOIへの記載内容について必要な指定はありますか？金額の他に、この入札段階において具体的な条件をLOIに記載する必要がありますでしょうか。	不可抗力を含め、事由の如何を問わず、保証される必要があります。公募占用指針に明記させていただきます。
168	公募占用指針	第2章(5)	撤去費用の確保に関して、LC対応を予定している場合は公募占用計画提出時に金融機関によるLOIの添付が必要とのことですが、LOI上の保証額は「海洋における施工費の70%」とする必要があるのでしょうか。撤去費用の見積りが困難なため、一律で算出し評価することについては理解するものの、海洋における施工費の70%は巨額であり、LOIであっても金融機関は金融機関の将来の与信額について検討のうえ、LOIの提出可否を検討するため、提出する金融機関側の負担が大きいと想定されることから、LOI上の保証額は事業者側で合理的な見積りした撤去費用を前提とすることを認めていただければと存じます。	公募段階では、洋上風力発電設備を設置する箇所の地質や周辺環境等が必ずしも判明していないため、撤去方法及びその額を各事業者が正確に算出等することは困難であると考えており、一律「海洋における施工費の70%」としております。撤去費そのものはもとより、資金計画も評価対象となっているところ、上記趣旨に鑑み、LOIの保証額も同様とさせていただきます。
169	公募占用指針	第2章(5)	プロジェクトファイナンスを組成する場合、レンダー銀行の口座でも問題ないか。また、当該口座には経済産業省または国土交通省が質権を設定するのか。	口座開設先は問いませんが、公募占用指針に記載した目的が達成できるよう、必要に応じて質権の設定が必要となる場合もあります。
170	公募占用指針	第2章(5)	長崎県五島ではQ86にて、撤去費用の積み立てはプロジェクトファイナンスの口座の活用でも可能とされていると理解しているが、経済産業省・国土交通省に口座の質権設定をする必要があるか。また、(a)事業SPCではなく親会社に設けた撤去用積立口座や(b)親とSPCの間の中間のピークル(SPC)に設けた口座を国に質権設定させることでも、要件を満たすと理解してよいか。	同上
171	公募占用指針	第2章(5)	「運転開始日までに必要な金額を当該口座に入金すること。」とあるが、必要な金額というのは算出した撤去費の全額ということになるのか。もしくは、事業者により計画した積み立て計画に基づく必要な積立金額を入金する必要があるということか。必要な金額についての定義を明記いただきたい。	撤去費用については、事業者選定後に建設工事着手日までに検討を行い精査を行うこととなりますが、その結果、変更認定を受けた公募占用計画に記載された撤去費用が「必要な金額」となります。
172	公募占用指針	第2章(5)	「撤去完了時の状況をカメラによる撮影その他の方法で確認し、遅滞なく国土交通大臣に対して報告すること。」と記載されているが、一部残置の場合の撮影すべき時期と撮影すべき対象物は何か。	残置する場合、撤去工事が完了した段階で、残置の状況が海防法を遵守していることを確認できるものを報告ください。
173	公募占用指針	第2章(5)	「公募段階における撤去費用は、一律に、海洋における施工費の70%とする。」と記載されているが、ここでの「撤去費用」は、促進区域海域内に設置する設備に関する撤去費用か。また、公募時点で促進区域以外の海域に設備が設置される設備等において、その撤去費用はどのように記載するのがよいか。費用の記載は必要か。また、撤去費用の定義はどこまでの範囲を含んでいるのか。	「本促進区域内海域」において設置する施設の撤去について記載してください。様式には「本促進区域内海域」に設置する施設の調査費等を除く施工費を記載し、その70%を撤去費として計上してください。
174	公募占用指針	第3章(1)	基地港湾の利用についてO&Mの利用は想定していないとのこと(長崎県五島市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答No.112)であった。しかし国土交通省が提示している資料を見ると「メンテナンス」という表現があるため維持管理を前提としているように見える。維持管理目的の基地港湾の利用は可能か？またそれらを前提とした貸付制度としていただきたい。	長崎県五島市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答No.112では、O&Mのためだけに利用する港湾について回答させていただいております。港湾法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾については、設置及び維持管理での利用を想定しております。

175	公募占用指針	第3章(1)	港湾の利用可否判断において、以下のケースでの判断方針について明確にしてください。複数の候補者が当該促進区域での海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に利用するために、同一期間の港湾利用スケジュールを通知し、利用可否確認を求めた場合。	同一の公募において複数の公募参加事業者から提示された利用期間が重複した場合、これら事業者が複数選定されることはないことから、利用期間が重複しているとはみなしません。
176	公募占用指針	第3章(1)	・「公募に先立ち、地方整備局及び港湾管理者に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認すること」に関し、以下を対応いただきたい。 ①「公募に先立ち」は「公募占用計画の提出に先立ち」を意味するとも考えられるため、修正いただきたい。 ②「利用可能であることを確認」したことを証する様式及び具体的に確認すべき事項について、公募占用指針または様式集において明記いただきたい。 ③ 地方整備局及び港湾管理者の確認窓口を明記いただきたい。	①ご意見を踏まえ、修正しました。 ②地方整備局及び港湾管理者に利用可能であることを確認したことを証する資料の提出は求めておりません。利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行って、利用可能か確認ください。 ③地方整備局窓口は港湾空港部となります。港湾管理者の窓口は、港湾空港部に確認ください。
177	公募占用指針	第3章(1)	地方整備局及び港湾管理者と締結する賃貸借契約に関して、期間は少なくとも売電期間(20年)をカバーするもの、あるいはそれより短い期間であっても原則として売電期間終了まで更新されるものと理解してよいか。その他、賃料等の諸条件についても、コストにかかわる点なので早期に概要ご教示願いたい。	ご意見をふまえ本文を記載させていただきます。
178	公募占用指針	第3章(1)	本事業は各事業者にとって外部資金調達は不可避である一方で、金融機関としては、事業内容及び規模を鑑み、本事業で不可欠な港湾施設の利用権原に対する担保設定は必須と考えております。地方整備局及び港湾管理者と締結する港湾施設の賃貸借契約への担保設定を可能とするように措置していただけないでしょうか。	港湾法に基づく基地港湾の賃貸借契約においては、プロジェクトファイナンスを想定した契約書とします。HPでひな形を公表する予定ですので、港湾管理者の皆様の参考にもしていただけたと考えております。
179	公募占用指針	第3章(1)	五島の指針と比して本指針から「あらかじめ港湾施設の賃貸借契約を地方整備局及び港湾管理者と締結すること」が追記されていますが、本契約においてプロジェクトファイナンスを想定した各種契約条項の調整は可能でしょうか。可能である場合、国交省様から、窓口となられるであろう地方整備局及び港湾管理者へご周知頂くことなどは可能でしょうか。また、「事業者が自ら活用するために調整した港湾がある場合」にも、かかる港湾を所管する地方整備局及び港湾管理者へ周知・伝達を実施して頂くことは可能でしょうか。	同上
180	公募占用指針	第3章(1)	「また、〇〇港を活用する場合は、公募占用計画の建設スケジュールの実現性を確保する観点から、公募に先立ち、地方整備局及び港湾管理者に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認すること。」と記載されているが、利用可能であることを確認したエビデンスは必要か。	公募占用指針に記載の港湾・埠頭については、地方整備局及び港湾管理者に利用可能であることを確認したことを証する資料の提出は求めておりません。
181	公募占用指針	第3章(1)	『「当該促進区域内海域と一体的に利用することが可能な港湾」を活用する場合は、公募に先立ち、〇〇地方整備局及び港湾管理者に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認すること。』とあるが、公募占用計画に確認を証する書類を掲載する必要があるか。ある場合の書式等があれば提示いただきたい。	同上

182	公募占用指針	第3章(1)	「また、〇〇港を活用する場合は、公募占用計画の建設スケジュールの実現性を確保する観点から、公募に先立ち、地方整備局及び港湾管理者に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認すること。」と記載されているが、利用可能であることを確認したエビデンスは求められるのか。口頭で確認しただけでよいのか。	同上
183	公募占用指針	第3章(1)	「公募占用計画の提出時に、当該港湾が活用可能であることを証する資料（施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）を添付すること。」と記載されているが、この該当事例としては、建設時において〇〇港〇〇埠頭以外での港利用の場合でよいのか。また、輸送時の寄港港湾などに関しても施設管理者の同意書などの書類が必要か。	公募占用指針に記載の港湾・埠頭以外の施設を利用する場合には当該施設が利用可能であることを証する資料を添付する必要があります。具体的な手続きについては、港湾管理者にお問い合わせください。
184	公募占用指針	第3章(1)	「事業者が自ら活用するために調整した港湾が有る場合には、(中略)当該港湾が活用可能であることを証する資料（施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）を添付すること。」とあるが、公募占用指針に示された港湾施設を利用する場合においても、地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類が必要となるのか。	同上
185	公募占用指針	第3章(1)	「公募に先立ち、当該港湾管理者に対して当該港湾の利用スケジュール等を通知し、利用可能であることを確認すること。」と記載されているが、手続き方法や提出すべき証憑の詳細を明示いただきたい。	同上
186	公募占用指針	第3章(1)	「その諸元等は下記のとおり。」と記載されているが、公募占用計画で示される港湾の情報はこれですべてか。また、地盤条件、港湾設計図面、利用可能設備の情報、保税エリア面積、港湾利用制約など施工計画を検討する上で必要な情報は港湾管理者等から情報開示を受けることという理解でよいのか。施工等の検討に関して事業者が必要な情報は全て開示いただけるという認識で良いか。	必要な情報については、地方整備局港湾空港部及び港湾管理者にお問い合わせください。
187	公募占用指針	第3章(1)	「その諸元等は下記のとおり。」と記載されているが、護岸の長さ、幅、地耐力など、指定されるエリアの地耐力ごとのエリアの長さ、幅がわかるよう図面を添付していただきたい。併せて、護岸前面エリアの水深・地耐力がわかる図面もご提示いただきたい。	同上
188	公募占用指針	第3章(1)	他の事業者と利用時期が重複した場合は、どういった回答となるか御教示頂きたい。重複があった場合でも、調整される前提にて利用可能、という回答となるのでしょうか。	既に先行事業者の利用期間が確定している場合、その利用期間は、利用不可となります。
189	公募占用指針	第3章(1)	港湾の利用に関し賃貸料の記載があるが、選定事業者が港湾を利用することに関連して負担するのはかかる賃貸料のみであり、港湾の拡張工事費用を負担する必要はないという理解でよいか明確化頂きたい。	基地港湾の整備に要した額をもとに、地方整備局と港湾管理者が各々賃付料を設定します。
190	公募占用指針	第3章(1)	港湾については拡張工事が行われるとの理解だが、同拡張工事のスケジュールを明示頂きたい。	基地港湾の整備予定については、個別に港湾を管轄する地方整備局港湾空港部にお問い合わせください。

191	公募占用指針	第3章(1)	公募に先立ち港湾管理者との利用条件確認、希望スケジュールの通知について、事業者はどのような利用条件を提示すべきか予めお示しいただきたい。 また、地方整備局及び港湾管理者の担当部署（連絡先）を示して頂きたい。	「港湾施設の利用条件の確認」とは、施設管理者から提示される条件を確認するものであり、事業者から利用条件を提示するものではありません。 地方整備局窓口は港湾空港部となります。港湾管理者の窓口は、港湾空港部に確認ください。
192	公募占用指針	第3章(1)	最大耐荷重 約 35t/m ² 、埠頭利用可能面積 約 8ha、とした設定根拠をお示し頂きたい。 洋上風車機器の大型化が進んでおり、約 35t/m ² では耐荷重が不足している。 また大規模洋上風力発電所が計画可能な海域に対し、埠頭利用可能面積 8 ha では効率的な作業を計画するヤードとして面積が不足している。	海外の事例等もふまえ、最大耐荷重や埠頭利用可能面積を設定しております。今後の洋上風力発電設備の大型化動向もふまえて、必要な機能を確保していくことを考えています
193	公募占用指針	第3章(1)	港湾の活用検討に際し、地方整備局及び港湾管理者より必要資料・データ等を提供いただく必要があるが、遅滞なく提供いただけるとの理解で良いか。	求める資料の種類・量にもよります。地方整備局港湾空港部及び港湾管理者に問い合わせください。
194	公募占用指針	第3章(1)	「公募占用計画の提出時に、当該港湾が活用可能であることを証する資料（施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）を添付すること。」と記載されているが、建設補助港、O&M 港は変更や未確定部分が多く、一時的に使用する漁港等も含めて、全てこの対象になるか。また、変更や追加が生じた場合はどのような処分が事業者の下されるのか。	設置時と維持管理時に使用する港湾が対象となります。変更や追加については公募占用指針第9章(5)1)に示す「変更を認める場合の基準」に照らして変更の可否を判断することとなります。
195	公募占用指針	第3章(1)	港湾開発のプロセスは港湾管理者及び国土交通省によって進められるものと理解しているが、事業者は、建設時の基地港に関する検討の計画を提出する際に、開発工事の完了という潜在的な不確実性については、どのように考慮すべきか。	基地港湾の整備予定については、個別に地方整備局港湾空港部にお問い合わせいただき、ご判断ください。
196	公募占用指針	第3章(1)	保管場所の準備および品質について。占用指針では、事業者が借用期間に受領・退去する保管場所の状態の観点で、保管場所の品質について規定されていない。事業者は、埠頭の土木工事(保管場所の補強工事、排水工事、アクセス用道路工事、インフラ改修工事)を行うことが認められているか。もしくは、国土交通省が事業者の要求に応じてこの工事を行うのか。	必要性が認められれば事業者において工事を行うことが可能です。地方整備局港湾空港部及び港湾管理者へ相談ください。
197	公募占用指針	第3章(1)	最終的な占用指針には、建設港と O&M 港の賃付料が含まれるのか。また後者について、賃貸予定エリア等のより詳細な情報が提供されるか。	促進区域と一体的に利用される港湾の賃付料については公募開始時の公募占用指針に記載しております。 事業者において調整される O&M 拠点がある場合は、事業者が施設管理者に問い合わせください。
198	公募占用指針	第3章(1)	公募に先立ち港湾管理者との利用条件等を確認した結果、設備仕様によっては港湾施設の補強工事が必要となる場合が考えられますが、その場合の補強工事に関する調整を行うための窓口も地方整備局及び港湾管理者との理解でよろしいでしょうか。	ご意見のとおりです。

199	公募占用指針	第3章(2)	風況や海象データについては国から提供いただけることとなっていますが、観測の継続性の観点から、当該観測設備を落札事業者が引き続き使用できれば事業の確実性向上に寄与し公共の利益に適います（費用等はもちろん事業者負担の前提です）。落札後に落札事業者による観測設備や観測場所の継続使用を認めていただけませんか。	観測設備については、設置条件等に鑑み、事業者選定以前に撤去することを見込んでいます。
200	公募占用指針	第3章(2)	現在国で実施中の風況調査設備一式を事業者が引き続き活用することは可能でしょうか。	同上
201	公募占用指針	第3章(2)	洋上風力発電の出力を考慮すると、自営線は非常に高い電圧（地点によっては長距離）となり、調査、測量、設計、施工が可能なサプライヤーは限定的です（一般送配電事業者なみの経験、能力、体制が必要）。このため、系統に係る情報を受領後、入札までの短期間で費用や工期を算出することは困難な状況です。また、南北別々の事業者が選定された場合には、自営線の効率的な施工は困難な可能性もあります。 このため、洋上風力の自営線の施工に関しては、当該地域の送配電事業者にて実施し、事業者はその負担金を支払うなどの制度設計が望ましいと考えます。また、今後、系統に係る情報については、促進区域指定後すぐに提供申請可能とするなど、可能な限り早期提供をお願いします。	今後の制度設計及び情報提供申請開始時期設定の参考にさせていただきます。
202	公募占用指針	第3章(2)	国が行った調査結果に係る情報の提供について、提出する書類の内容に対して、申請書類の受理から情報提供の可否判定までに10営業日というのは時間を要し過ぎではないか。不正があった場合は公募への応募や他のコンソーシアム等への参加や協力を禁止することを前提に、受付窓口で書式の確認が取れ次第情報提供いただけるような運用も検討いただきたい。	提出された書類により、申請者が申請要件を満たしているかどうかの確認を行うため、記載の期日を確保させて頂いています。
203	公募占用指針	第3章(2)	地質調査、風況調査等の精度は事業計画へ大きな影響を与えるものであり、また、当該関連情報が国から提供されるタイミングが公募に向けた事業者側の事業計画検討スケジュールに対して遅く感じられる。 事業者選定後に実施する風況や海底地盤調査等の調査結果が国からの提供情報と異なる場合には、価格や工期の調整、又はペナルティなしで事業からの撤退が認められるようにしていただきたい。	現在国が行っている情報提供については、再エネ海域利用法第8条第2項に基づき、促進区域の指定の為に国が行った風況や海底地質等の調査結果について、同法第7条第1項に基づき定められた基本方針を踏まえ、事業者への技術的支援として提供しているものです。当該情報を参照することは必須ではありません。事業者におかれては、自らにおいて、適切な事業計画の作成と事業実施をお願いします。
204	公募占用指針	第3章(2)	提供される風況データは1年分の計測結果という理解で良いか。1年分でない場合に於いて今後の公表計画を御教示頂きたい。	風況データは、区域によって計測期間が異なるため、申請していただいた時点で提供可能なデータを提供しています。なお、提供後にデータの追加提供が可能となった場合には、すでに提供の申請をしていたいただいている事業者に対して追加で送付します。
205	公募占用指針	第3章(2)	国で行う風況・海象等の調査について、入札参加予定者による重複した調査を避けるべく調査条件や公表のデータの詳細について事前に公表する等、調査内容について国と入札参加者との事前の合意形成を図るべき。	今後の制度設計の参考にさせていただきます。

206	公募占用指針	第3章(2)	風況・海底地盤データの精度により公募占用計画が大きく変わりうる。そのため、提供されたデータと事業者選定後に計測したデータに乖離がある（事業性が悪化する）場合には、その分の価格補正が認められると理解してよいか？また、価格補正が認められない場合にはペナルティ無しに「辞退」することは可能か？	本公募では、供給価格評価と事業実現性に関する評価を行い、最も高い評価の公募占用計画を提出した事業者を選定事業者として選定いたします。そのため、公募占用計画の変更を行う場合、評価の結果が下がるような変更は認めていないため、供給価格の修正は認められません。
207	公募占用指針	第3章(2)	事業者が、国が行った調査結果に加え、独自に実施した長期の風況、海象調査や、多数の海底調査結果をもとに公募占用計画を作成し、その計画の信頼性が高いことを根拠をもって示した場合には、「事業実施能力が高い」と判断されると理解しております。理解に誤りがなければ、その旨を明記していただきたい。	独自のデータがあることをもってのみで評価が高くなるものではありませんが、公募占用計画全体としてスケジュールや施工計画等の実現可能性が高いと判断した場合、高い評価となります。
208	公募占用指針	第4章(2)	公募に関する説明会について、当方のシステム上 Skype が利用できないことから、Skype 以外の方法による配信もご検討頂けませんでしょうか。例えば Teams, Zoom, Webex 等の他の WEB 会議システム又は Youtube 等動画配信サービスの利用、音声のみの電話会議システムの併用、会場での対面開催等についてもご検討いただけますでしょうか。	当方のシステム上、Skype のみ使用できますので、五島と同様に Skype にて行う予定です。つきましてはお手数ですが Skype 環境のご用意をお願いします。
209	公募占用指針	第4章(2)	オンライン方式の説明会に関して、長崎県五島市沖と同様の方式であれば、Skype による実施かと推察しております。当方のシステムが Skype に対応しておらず、その他システムによる対応（Teams、Webex、ZOOM 等）や YouTube 配信、音声のみの電話会議システムの併用、会場での対面開催等をご検討いただければと存じます。	同上
210	公募占用指針	第4章(3)	「開催日程及び開催方法等の実施の詳細については、追って、ホームページ等で公表する予定である。」と記載されているが、大事な情報であるため、どのHPに記載等できるだけ具体的に記載していただきたい。	下記の新着情報にて案内予定です。 経済産業省： https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html 国土交通省： https://www.mlit.go.jp/kowan/index.html
211	公募占用指針	第4章(3)	説明会に参加しない事業者は、そのことをもって、入札の資格がないと判断されるのか	説明会に参加しない事業者が、そのことをもって、入札の資格がないと判断されることはありません。
212	公募占用指針	第4章(4)	質問への回答が五島市沖では公募開始から3か月後となっていた。公募作成期間をしっかりと確保したいため極力早く（公募開始後2ヶ月程度）して頂けないか。また、段階的な回答開示を頂きたい。	ご要望を踏まえ、可能な限り早めの回答を心がけます。なお、段階的な回答開示はいたしません。
213	公募占用指針	第5章	「議決権を有する企業」とは、合同会社の場合、必ずしも業務執行社員を拠出している必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
214	公募占用指針	第5章(1)	SPCの構成員は外国企業(国内に本店又は主たる事務所を有しない法人)でも可、ということと理解致します。また、SPCの議決権を有しない出資者の実績はどのように扱われるか御教示頂きたい。(議決権を有していなくとも、役割分担等に鑑みて評価の対象となるか)	応募企業が SPC の場合、議決権を有しない構成員の実績は評価の対象としません。

215	公募占用指針	第5章(1)	<p>公募参加資格として「オ 公募に参加しようとする他の者との間に資本関係、人体関係がある者」は参加できないとの記述がある。</p> <p>この「資本関係、人的関係」の範囲はどこまでか。特に「資本関係」については一定割合以上の出資関係もこの資本関係として解釈されるべきではないか。</p>	<p>公募の公正性・競争性の確保の観点から、実質的な支配関係にある企業の参加を制限しているものです。</p> <p>資源エネルギー庁及び国土交通省HPにおいてもお示ししている通り、実質的な支配関係にある資本関係とは、以下のいずれかに該当する二者の場合を想定しています。</p> <p>① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
216	公募占用指針	第5章(1)	<p>選定事業者として選定された後、公募占用計画の認定を受けるまでの間において、SPC構成員の変更が認められない事例はどういった場合か。</p>	<p>第9章（5）4）をご確認ください。</p>
217	公募占用指針	第5章(1)	<p>SPC参加の場合において、SPCの議決権を有する企業の実績等についても公募占用計画の評価の対象となるとされている。SPCの構成員が中間持株会社（SPCの株式の保有を主たる目的とする会社）である場合、かかる中間持株会社及びその中間持株会社の構成員も公募参加資格に記載する各要件（別添4の2(1)の要件を除く。）を満たしている限り、中間持株会社の構成員の実績も「SPCの議決権を有する企業」の実績として考慮されるか。また、同様に、SPCの構成員がSPCの株式の保有を主たる目的とする会社（中間持株会社A）であり、中間持株会社Aの構成員が中間持株会社Aの株式の保有を主たる目的とする会社（中間持株会社B）である場合、中間持株会社A、中間持株会社B及び中間持株会社Bの構成員も公募参加資格に記載する各要件（別添4の2(1)の要件を除く。）を満たしている限り、中間持株会社Bの構成員の実績も「SPCの議決権を有する企業」の実績として考慮されるか。</p>	<p>当該中間持株会社が「SPCの議決権を有する企業」として、事業実施の実績の評価対象となります。当該中間持株会社の構成員の事業実施の実績については、「親会社や子会社等の実績ではなく、自らの実績か。又は、実態上、これと同等といえる根拠があるか。」（※参加企業の実績と扱えるかどうかを評価するもの）などの観点から、相対的に評価することになります。</p>
218	公募占用指針	第5章(1)	<p>『地元関係者の範囲は、協議会の構成員（関係省庁、自治体及び有識者を除く。以下同じ。）及び協議会の構成員となっている団体の構成員等とする。』とあるが、公募期間において、本促進区域周辺に分布する「既に一定の準備段階に進んでいる区域」及び「有望な区域」の検討を目的とした当該地元関係者への接触は当該促進区域に於ける公平性・透明性及び競争性を阻害しない限りにおいて可能という理解で良いか。また、接触時の留意事項・対応方法（接触記録の残し方等）を例示していただきたい。</p>	<p>公募に参加する事業者が地元関係者への接触をする場合、地元関係者との接触の事実をもって参加資格を失うものではなく、公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様による接触を禁止しているものであり、公平性、透明性及び競争性を阻害しない限りにおいて可能です。</p> <p>また、その対応方法は状況に応じて様々であることから、事情に応じてご検討いただくこととなりますが、例えば、接触時の会話の記録、第三者の立ち会い、スケジュールの保管等は有効な手段になり得ると考えられます。</p>
219	公募占用指針	第5章(1)	<p>※2 地元関係者の範囲は、「協議会の構成員～構成員となっている団体の構成員等とする。」と記載されているが、今回の促進区域以外の有望エリアの内容で、将来的な区域拡大を見据えた内容であれば、団体の構成員等（漁協組合員）と対話することは問題ないか。</p>	<p>同上</p>

220	公募占用指針	第5章(1)	<p>公募期間中において、想定している発電設備の公衆安全に関して第三者機関（公益社団法人）の調査・検討を受ける予定をしております。当該第三者機関ではその調査・検討会の場に地元関係者を招聘する可能性があり、この場合には、調査・検討会の場で公募参加者と地元関係者が接触することがあり、また、当該第三者機関により、地元関係者を含む出席者に対して検討会参加に対する常識的範囲の謝礼金が支払われることが考えられます。これらの行為は、第5章(1)2)に定めるvi)「公募による事業者選定手続きへの公平性、透明性及び競争性を阻害する様態による地元関係者への接触」には該当しないと考えてよろしいでしょうか。公募にて提案する事業計画の公衆安全にかかわる事項であり、また、公募参加者と地元関係者が相対で行うものではなく公益性の高い第三者機関主催の下でのやり取りですので、お認め頂きたく存じます。もちろん、調査・検討会の場を悪用して当該地元関係者から他社の情報を聞き出す、都道府県への陳情を依頼する、調査・検討会の開催趣旨から逸れた内容について当該地元関係者に助言を求める、当該地元関係者に対して出席に対する謝礼金（当該第三者機関が支払うもの）以外の支払や便宜供与を行う、といったことは行わない前提です。</p>	同上
221	公募占用指針	第5章(1)	<p>※2 地元関係者の範囲は、「協議会の構成員～構成員となっている団体の構成員等とする。」と記載されているが、今回の促進区域（千葉県銚子沖、秋田県能代・三種・男鹿市沖）以外の有望エリア（千葉県外房エリア、秋田県八峰・能代、潟上市沖など）の内容で、将来的な区域拡大を見据えた内容であれば、団体の構成員等（漁協組合員）と対話することは問題ないか。</p>	同上
222	公募占用指針	第5章(1)	<p>仮に、事業者が他の事業者が確保した地点での系統接続を望まない場合、選定事業者にとって必要が無い部分の容量について購入する必要がないのか。</p>	<p>銚子市沖の公募においては、2つの系統契約のうち1つ又は両方の系統契約を承継することとなります。この際、選択した系統契約について、譲渡対価の算定式に基づいて計算された金額を支払う必要があります。</p>
223	公募占用指針	第5章(1)	<p>「公募参加資格3に掲げる事項については、公募占用計画の認定の有効期間中にわたってこれを継続すること。」について、①選定事業者の選定後に入札と関係なく合併や買収によって公募参加企業との間に資本関係、人的関係が生じることはあり得ること、②公募参加資格3(3)才は入札における競争を維持するための制限であり、選定事業者の選定後に選定事業者と他の公募参加企業との間の資本関係、人的関係を制限する必要はないことから、公募参加資格3(3)才は公募占用計画の認定の有効期間中にわたり継続しなければならない事項から除外すべきではないでしょうか。</p>	<p>資本の流動性を高める観点から、ご指摘の点を踏まえ修正いたしました。</p>

224	公募占用指針	第5章(1)	第5章(1)2)iv)後段には、本公募占用指針（別添4）公募参加資格3に掲げる事項については、公募占用計画の認定の有効期間中にわたってこれを継続することが遵守事項として要求されている。このうち、（別添4）公募参加資格3(3)オ「公募に参加しようとする他の者との間に資本関係、人的関係がある者」という項目については、選定結果の公表日後は、公募手続が終了している以上、「公募に参加しようとする他の者」は存在しませんし、同項目は公募の公平性の確保を目的とするものであることから、選定事業者が、公募に参加して選定されなかった他の者との間に資本関係・人的関係を持つことは禁止されないと理解してよいか。（仮に公募占用計画の認定の有効期間中にわたってそのような資本関係等を持つことができないとすれば、公募参加者のビジネスにとり過度な制約となるおそれがあるように思われる。）	同上
225	公募占用指針	第5章(1)	「地元関係者の範囲は、協議会の構成員（関係省庁、自治体及び有識者を除く）」とあるが、有識者とはどの団体・構成員を指すのか。具体的に明示頂きたい。	再エネ海域利用法第9条第2項第3号に規定する学識経験者として協議会の構成員となっている者を指します。
226	公募占用指針	第5章(1)	「※2 地元関係者の範囲は、協議会の構成員（関係省庁、自治体及び有識者を除く。以下同じ。）及び協議会の構成員となっている団体の構成員等とする。」とあるが、具体的にどの構成員を指すのか明示頂きたい。「有識者」というのは、大学関係者のことを指すのか。	同上
227	公募占用指針	第5章(1)	「※2 有識者を除く。以下同じ。）及び協議会の構成員となっている団体の構成員等とする。」とあるが、団体の構成員全てが地元関係者の範囲ということか。（例：構成員が秋田大学教授の場合、秋田大学全ての関係者が地元関係者とみなされるか）	同上
228	公募占用指針	第5章(1)	「地元関係者の範囲は、協議会の構成員（関係省庁、自治体及び有識者を除く。以下同じ。）及び協議会の構成員となっている団体の構成員等とする。」との記載から、「港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることの確認」「自ら利用を調整する港において、活用できることを証する資料の取得」のため国土交通省（関東地方整備局、その他整備局含む）、自治体港湾管理者への接触は、参加資格を失う行為に該当しないとの理解で良いか。	国土交通省（地方整備局等を含む）や自治体については、国家公務員倫理法等の規定に基づく範囲において接触することは可能ですが、当該規定等に違反する行為を伴う接触があった場合には公募参加資格を失うこととなります。
229	公募占用指針	第5章(1)	～地元関係者（※2）への接触は行わないこと。とされているが、漁業・地域共生に必要な対話を継続して地元関係者と行う事は、「事業者が地元関係者に公募に関する助言を求めるといった行為」に該当してしまうのか？ または、これまでの対話内容について漁業者側より意見を求められた場合であっても、同様に対話（回答）出来ないのか？ S Q. 地元関係者に対し、事業者が事業説明を行ったことにより、相手方より好意を持たれた場合には公平性や透明性、競争性を阻害する行為とみなされるのか。（相手方には関係省庁、自治体、有識者を含む）	いわゆる接触禁止規定は、公平性、透明性及び競争性を阻害する態様に限って禁止するものです。 御記載のケースが該当するかどうかは、その実施の態様によります。

230	公募占用指針	第5章(1)	「公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様による地元関係者への接触は行わないこと」との規定があるが、公募参加者による地元関係者との接触が「公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様による地元関係者への接触」であることを証明する方法を明確化頂きたい。	状況に応じて様々であることから、事情に応じてご検討いただくこととなりますが、例えば、接触時の会話の記録、第三者の立ち会い、スケジュールの保管等は有効な手段になり得ると考えられます。
231	公募占用指針	第5章(1)	「公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様による地元関係者への接触は行わないこと」との規定があるが、公募参加者による地元関係者との接触が「公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様による地元関係者への接触」でないことを確かめるために、公募参加者が地元関係者と接触する場合、経済産業省または国土交通省の担当部局に対して同席を求めることが可能かどうか明確化頂きたい。	現実的に国の職員が同席をすることは困難であるため、国の職員の同席は想定していません。
232	公募占用指針	第5章(1)	「公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様による地元関係者への接触は行わないこと」との規定があるが、「公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様による」プレスリリース、新聞記事掲載、メディアでの発言など、地元関係者との対面接触がない場合でも「公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する」一切の行為が禁止されることを明確化頂きたい。	地元関係者との接触を伴わない事業者の一般的な広報活動を制限をすることは想定していませんが、その行為が明らかに公募による事業者選定手続きの公平性・透明性および競争性を阻害する態様で行われていた場合は、参加資格を失うことがあります。
233	公募占用指針	第5章(1)	「関係省庁及び自治体については、国家公務員倫理法等の規程に基づく範囲において接触することは可能」と記載されているが、当該法律等の規程に基づく範囲であることを担保する困難さから、関係省庁及び自治体が事業者の接触を拒む可能性があると考えられる。 接触行為の是非は各関係省庁及び自治体が判断するのか。	関係省庁及び自治体において、当該接触が、国家公務員倫理法等の規程に基づく範囲の接触であるかどうかを判断します。
234	公募占用指針	第5章(1)	公募に参加しようとする者との間で、当該公募に係る情報を収集・提供する活動を制限される期間の終期はいつまででしょうか。将来的に持分の一部売却が認められている中（一定規模内の議決権の変動は許可されています。）、当該情報提供が永続的に制限されることは、公募参加者は売却先となり得ないこととなりますので、情報収集・提供の制限は一定の期間に留めるべきではないでしょうか。	当該公募に係る情報を収集・提供する活動を制限される期間は、事業者選定の通知がされる日までとします。
235	公募占用指針	第5章(2)	当該箇所では電子データを CD-ROM に PDF 形式で保存して提出すると読める記載があるが、記載要領及び様式集ページ 4/第 1.6 では Microsoft Word 又は Microsoft Excel を使用して作成することの記載がある。これは Microsoft Word 又は Microsoft Excel を使用して作成した書類を PDF 化して提出する、という意味かどうか明確化頂きたい。もし PDF 化せずに Microsoft Word 又は Microsoft Excel のまま提出するべき時は、公募占用指針（案）第 5 章(2)I)iii)の記載を修正頂きたい。	「提出書類様式の一覧」に様式の指定がないものは、公募占用指針第 5 章(2)1)iii)に記載のとおり、PDF 形式としてください。なお、[6.提出方法]の括弧書きに該当するファイルについては、PDF 形式のファイルとは別に、Microsoft Word 又は Microsoft Excel のファイルも提出してください。 誤解のないよう公募占用指針及び様式集を修正します。
236	公募占用指針	第5章(2)	当該箇所では電子データを CD-ROM に保存して提出すると読める記載があるが、記載要領及び様式集ページ 4/第 1.6 では CD-R 又は DVD-R を提出するとの記載がある。公募参加者は CD-R、CD-ROM、DVD-R のいずれを使用しても良いことを明確化頂きたい。	CD-R、CD-ROM、DVD-R のいずれを使用しても構いません。

237	公募占用指針	第5章(2)	「占用公募参加登録確認通知」とは、何か？ 書式はどこに示されているか？	ご意見を踏まえ本文を修正しました。
238	公募占用指針	第5章(2)	「供給価格については、正本1部にのみ記載」とあるが、様式3-1-12収支計画には供給価格（供給価格を踏まえた売電収入額）を記載することとなるが、副本への記載があっても問題ないか。供給価格について、【様式3-1-2 3）7.】以外にも正本1部のみへの記載とする必要があれば、明記頂きたい。	様式3-1-12は、収支計画の適切性を判断することができるよう記載してください。供給価格の記載を必須としているものではありません。
239	公募占用指針	第5章(2)	納税証明書は直近の年度のものだけで良いのか、それとも過去3年分が必要か。	ご意見を踏まえ本文を修正しました。
240	公募占用指針	第5章(2)	過去3年分の事業報告書等の提出が求められているが、法人設立して3年に満たない場合は提出可能な年数分で良いか。例えば、設立1年超しか経過していない場合は1年分のみの提出で良いか。また、その場合には、注意書等でも良いのでその旨明記していただきたい。	事業報告の対象期間に満たない場合は、提出可能な年数分の提出をお願いします。ご意見を踏まえ本文を修正しました。
241	公募占用指針	第5章(2)	添付書類として「定款及び役員名簿」とありますが、こちらはSPCによる応札参加の場合P.22の留意事項にあるように、SPC自身の定款及び役員名簿は不要という理解でよろしいでしょうか。もし必要という場合であっても、①定款については公募占用計画自体ではないため、認定後に変更する場合には公募占用計画の記載内容自体に反しない限りにおいては、法18条本文に規定された経済産業大臣・国土交通大臣の認定は不要という理解でよろしいでしょうか。また、②SPCが合同会社である場合、「役員名簿」は業務執行社員の名簿を適宜作成して提出するという理解でよろしいでしょうか。	SPCのものについても提出をお願いします。①、②については御理解の通りです。
242	公募占用指針	第5章(2)	必要な添付書類につき、五島のパブコメ163番では「外国語で記載された書類については翻訳文を添付」する事とありますが、翻訳証明は必要でしょうか。	翻訳証明は必須ではありませんが、日本語の内容が優先しますので、公募参加者の責任において内容の確認をしてください。
243	公募占用指針	第5章(2)	必要な添付書類につき、五島のパブコメ163番にて「外国法人については各国で発行された公的書類を提出」できるとの回答頂いておりますが、日本の「法人登記事項証明書」の代わりとして、相当する公的書類である会社設立証明書(Certificate of Registration)を提出することは可能でしょうか。	発行国によるため一概には申し上げられませんが、公的書類であることを確認させていただきます。
244	公募占用指針	第5章(2)	外国法人であって会社設立証明書に役員一覧も含まれている場合、役員名簿の代わりとして会社設立証明書を提出することは可能でしょうか。	役員の氏名、住所、生年月日が含まれているものをご提出ください。
245	公募占用指針	第5章(2)	外国法人であって事業報告書に相当するものが無い場合、「事業報告書等」相当として財務諸表を提出することは可能でしょうか。	事業報告書がない場合は、会社法施行規則第118条～128条に定める事業報告書の内容に相当する資料をご提出ください。
246	公募占用指針	第5章(2)	添付書類としてコンソーシアム又はSPC構成員についても会社情報の提出が必要となっておりますが、スポンサー企業グループ下の新設企業（合同会社）の場合は設立直後のため納税実績がなく、かつ事業報告も対象期間に満たないため作成する事ができず、一部書類を用意できない状況が考えられます。このような場合においては、用意できないもの（納税証明書・事業報告書等）は提出せず、定款及び役員名簿、法人登記事項証明書のみ提出で問題ないでしょうか。	事業報告の対象期間に満たない場合は、定款及び役員名簿、法人登記事項証明書に加え、事業概要がわかる資料をご提出ください。

247	公募占用指針	第5章(2)	公募参加手続き時の提出書類について、過去3年分の事業報告書や計算書類が必要とされているが、2017～2019年度の3か年分でよいか。	決算時期は各会社ごとに異なるため、公募占用計画提出時点で提出可能な直近過去3年分の事業報告書等をご提出ください。
248	公募占用指針	第5章(2)	「・公募占用計画の要旨 様式自由 (A3横1枚)」と記載されているが、必須となる記載事項があれば明示いただきたい。	事業運営方針、事業計画、発電設備、施工及び維持管理、事業実施体制、地域との調整、地域・国内経済への波及効果の概要を記載してください。その他、計画のポイントとなる点があれば追記してください。
249	公募占用指針	第5章(2)	事業実施のための資金的裏付けの自己資金による予定の事業者名義の誓約書に関し、令和2年9月30日付五島Q&A No.24、28、30、38及び110において、「出資金相当額の資金が十分にあること。」とご回答をいただいております。一方で、別添4 2(3)②においては、外部調達の可能性も認められ、「今後必要となる手続」と記載いただいております。従って、「表明書」においては、外部調達のケースの場合は、調達方法、調達先、今後必要となる手続についての表明で足りる（すでに「資金が十分にあること」の表明である必要はない）ことを確認させていただきたいと思っております。	ご指摘の回答では、自己資金を活用する場合に提出する誓約書の内容として、出資金相当額の資金が十分にあることの表明書を提出していただくことで問題ないとしているものです。なお、外部からの資金調達を一部/全部の資金の前提とする場合は、表明書においてすでに資金が十分にあることまで表明していただくことは求めませんが、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続を記載してください。
250	公募占用指針	第5章(2)	「第1次保証金について【様式3-2-5】」が添付資料として提出が求められているが、第1次保証金にかかる保証状自体（保証状を用いる場合は）提出が求められていない。第5章(3)1)に従って第1次保証金は公募占用計画の提出時に提供するものとの認識だが、第1次保証金に関する保証状は公募占用計画の添付書類としての提出資料の中にも含めるのではなく、個別の書面として提出するものである、という理解でよいか明確化頂きたい。	御理解の通りです。
251	公募占用指針	第5章(2)	公募参加者がSPCであり、当該SPC株主に日本に登記がない会社が存在する場合、日本における法人登記事項証明書及び納税証明書が存在しないため、提出することができない。この場合、当該外国籍企業が登記されている国における法人登記事項証明書及び納税証明書に相当する書面の提出が認められるのか明確化頂きたい。	当該場合においては、納税証明書及び登記事項証明書について、当該国で発行されたもの及び日本語訳をご提出ください。
252	公募占用指針	第5章(2)	公募参加者がSPCであり、当該SPC株主に日本に登記がない会社が存在する場合、かかる外国籍企業の定款及び役員名簿、法人登記事項証明書、事業報告書等、納税証明書については原本が日本語ではない。このような場合、外国語で記載された書類及びそれぞれの日本語訳を提出することで要件を満たすことができるか明確化頂きたい。日本語訳の提出が必要となる場合、公証役場などで日本語訳の証明書を取得、提出する必要があるかどうか明確化頂きたい。	日本語訳の提出をお願いします。翻訳証明は必須ではありませんが、日本語の内容が優先しますので、公募参加者の責任において内容の確認をしてください。
253	公募占用指針	第5章(3)	保証金の提供方法について、コンソーシアムでの参加の場合、被保証人（公募参加者）によって、現金納付とLC提出の組み合わせは可能か。	撤去費用の確保と同様、現金納付と保証状を併用することは可能です。ご意見を踏まえ、本文を修正しました。
254	公募占用指針	第5章(3)	保証金について、コンソーシアムの場合、構成員によって保証状と現金を組み合わせることも許容されるのでしょうか？	同上

255	公募占用指針	第5章(3)	「保証状を発行する金融機関の格付」として「A-またはA3以上の金融機関」とあるが、事業者の主要取引先金融機関が当該格付を満たしていない場合提出が困難になることから、投資適格を満たす格付基準である「BBB-またはBaa3以上の金融機関」に変更頂けないか。	格付基準を変更することは想定していません。
256	公募占用指針	第5章(3)	箇条書き6点目「被保証人は公募参加者であること」及び10点目「コンソーシアムの形態で業務に参加する場合、・・・」について、SPCによる参加の場合、被保証人をSPC、債権者を経産省・国交省とすれば、保証状を差し入れる当事者はSPCの議決権を有する者等でも不都合はないのではないのでしょうか。 この点について、令和2年9月30日付五島Q&A No.139において「保証状の場合、保証状を発行する時点の金融庁長官に登録された格付業者の信用格付がA-又はA3以上の金融機関であることを求めています。」とご回答頂いておりますが、保証状を発行する金融機関の信用力はご質問の内容ではございません。保証状を発行する金融機関がA-又はA3以上の信用格付を有することを前提として、当該保証状の依頼者がSPCの構成員であってもよいかというご質問でした。 保証状を発行する金融機関は依頼者の信用力に応じて保証料を徴求するため、SPCの構成員等を依頼者、SPCの義務を保証の対象となる義務として発行した信用状をもって撤去費用確保の義務を果たすことができるかについてご回答をお願いできれば大変幸いに存じます。	SPCを被保証人、SPC構成員を発行依頼者とする保証状を提出することは可能です。
257	公募占用指針	第5章(3)	保証金等について、系統工事の実施のため支払っている保証金だけでなく工事負担金分や保証金から工事代金として相殺された金額も含まれるのか、明記いただきたい。 また、当該箇所において「ア）当該保証金等の提供を証する資料を提供すること」とあるが、具体例を明記いただきたい。	第2次保証金及び第3次保証金の支払い対象で控除される「系統工事の実施の為の保証金等」は、当該公募に提供されている系統の契約に係る保証金、工事費負担金のうち既払い分及び工事費負担金の債務保証対象額を指します。 後段については、たとえば工事費の既払い分を示す資料等が考えられます。
258	公募占用指針	第5章(3)	第2次保証金として提出する金額は、第2次保証金として求められる全体額から第1次保証金として提出した金額を控除した部分であると認識している。また当該第2次保証金に関する記載において、運転開始日前に保証期間が終了した場合は新しい保証状を差し入れるとの規定となっている。ここで、第2次保証金の保証期間が終了するより早く第1次保証金の保証期間が終了した場合、第1次保証金見合いの金額も新しい保証状を差し入れるという理解でよい	御理解の通りです。
259	公募占用指針	第5章(3)	「発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額」とあるが、第1次保証金の場合は「(P23)・・・最大受電電力かのいずれか小さいもの」と記載されており、条件が異なる。何故か？※P27第3次保証金の額3行目も同じ表現となっているので、同じく確認したい。	P23の該当部分に「第2維持保証金及び第3次保証金の額についても同様とする」と記載があるとおり、第2次及び第3次保証金においても考え方は第一次保証金の額と同じです。
260	公募占用指針	第5章(3)	「発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額」とあるが、第1次保証金の場合は「(P23)・・・最大受電電力かのいずれか小さいもの」と記載されており、条件が異なる。当該根拠について明確化していただきたい(P27第3次保証金の額も同じ記載となっているため同様)。	同上

261	公募占用指針	第5章(3)	第2次保証金の支払い対象で控除される「系統工事の実施の為の保証金等」の内容を具体的にお示しいただきたい。	第2次保証金及び第3次保証金の支払い対象で控除される「系統工事の実施の為の保証金等」は、当該公募に提供されている系統の契約に係る保証金、工事費負担金のうち既払い分及び工事費負担金の債務保証対象額を指します。
262	公募占用指針	第5章(3)	当該箇所(前略)なお本公募に係る系統工事の実施の為の保証金等を一般送配電事業者提供している場合には、以下を条件に、上記の額から当該系統工事の実施の為の保証金等の額を減じて得た額を第3次保証金の額とする。(後略)において、系統提供事業者(一般送配電事業者との間で接続契約を締結し、系統容量を確保乃至一般送配電事業者に対して契約申込みを受け付けられることにより暫定容量を確保乃至電源接続案件募集プロセスにおいて優先系統連系希望者として決定している者)は、一般送配電事業者に対し、系統工事の実施の為、工事費負担金の支払いや工事費負担金分割払いの債務保証(保証人による一般送配電事業者に対する保証差入書の提出)を行っていることが想定されるが、当該箇所において第2次及び第3次保証金額から減じる対象となる「系統工事の実施の為の保証金等の額」の具体的な項目について明らかにされたい。特に、既払いの工事費負担金及び工事費負担金の債務保証対象額が含まれるか明示されたい。	同上
263	公募占用指針	第5章(3)	基幹系統の募集プロセスへの保証金の額が第二次保証金の金額を上回っている場合は、第二次保証金は納めなくてよいと認識して良いか。また、三次保証金も同様と考えてよいか。	ご認識のとおりです。
264	公募占用指針	第5章(3)	第2次保証金の提供期限は事業者選定の通知翌日から8週間以内とされている。その金額は単価5,000円/kWから第一次保証金及び系統工事の保証金等の額を減じた額とされている。タイミング的に系統承継の手続完了(同3か月以内)よりも2次保証金の支払が先に到来する可能性があるが、この場合、第2次保証金額は控除が適用されず全額支払いとなるのか。系統承継手続き終了後、系統工事の保証金を支払った場合に、当該保証金に相当する額は第2次保証金支払額から還付されるのか。	ご認識のとおりです。
265	公募占用指針	第5章(3)	入札時保証金(第二次、第三次)向け保証状について、SPC設立後(直ちに)被保証人をSPCに切り替える必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	この場合、提出済みの保証状の効力が切れる前に、SPCを被保証人とする保証状を差し入れてください。
266	公募占用指針	第5章(3)	保証金の提供方法について、以下が可能か確認したい。 ①現金納付と金融機関の発行する保証状提出の両方により、調達することは認められるか。現金および保証状の金額の合計は、各保証金の合計となる前提である。 ②第1次保証金を現金で納付した場合、第2次保証金および第3次保証金を保証状にて提供することは認められるのか。また、その逆に、第1次保証金を保証状にて提供した場合、第2次保証金および第3次保証金を現金にて納付することは認められるのか。	①撤去費用の確保と同様、現金納付と保証状を併用することは可能です。 ②いずれも可能です。

267	公募占用指針	第5章(3)	入札時保証金に関して、本公募に係る系統工事の実施のための保証金等を一般送配電事業者提供している場合は、条件付きで当該金額を入札時保証金から減額できるとあるが、選定事業者となった後3か月以内に承継する接続契約等(P52)で承継した保証金等を含む、との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
268	公募占用指針	第5章(3)	保証金の没収事由の中には、発電事業の中止や談合等、公募プロセス全体に悪影響を及ぼすものがあり、そのような事由での没収事案が発生した場合には、当該応募者(コンソメンバーやSPC出資者含む)について、一定期間(5年間)は法に基づく公募への参加を認めない様にしてはどうか。	選定事業者が選定の取消事由に該当するような行為を行った場合には、保証金の没収だけでなく、選定を取り消されることとなるほか、今後の公募において公募参加が認められないこととなります。その公募参加停止期間については、その悪質性等、事情により個別に判断することとなります。
269	公募占用指針	第5章(3)	保証金の没収事由として、恣意的に低い価格の応募を行った場合を追加し、保証金没収に加えて、応募企業(コンソメンバーやSPC出資者含む)及び協力企業に対し、一定期間(5年間)の入札禁止を課してはどうか。	著しく低い供給価格での計画については、評価の段階において財務計画の適切性、事業計画の実現性の観点から事業実現可能性をしっかりと評価させていただきます。
270	公募占用指針	第5章(3)	選定事業者が保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅した場合、当該保証状の効力消滅前に現金で当該保証金相当額を納付した場合に加え、当該保証状に代わる同等の保証状を提出出来た場合にも没収を免除されるべきである。	保証状の効力が消滅する前に新たな保証状を提出することで保証期間が切れないようにしてください。
271	公募占用指針	第5章(3)	長期間に亘る金融機関からの保証状の入手は困難であり、更新作業が生じる可能性が高い為、事務手続き等により保証状の効力が一時消滅した場合においては、一定期間の治癒期間を設けることが妥当ではないか。	保証期間が途切れることのないよう、適切に保証状を差し入れてください。
272	公募占用指針	第5章(3)	「選定事業者が本公募占用指針に定める再エネ特措法第9条第1項の規定による認定の申請の取得期限までに認定を取得しなかったこと」との記載があるが「認定の申請の取得期限」とは何のことなのか分かり難いため、平易な文章で明確化頂きたい。	ご意見を踏まえ本文を修正しました
273	公募占用指針	第5章(3)	不可抗力事由による第2次保証金没収及び第3次保証金の免除の対象を選定事業者としているが選定事業者がSPCの場合には、公募占用計画において重要な役割を担うこととしている出資者および協力事業者についても、それによって公募事業の運営が不可能な場合には対象とすることを要望する。	保証金を差し入れることができる者については、免除の対象となります。
274	公募占用指針	第5章(3)	五島の時も出ていますが、協議会の意見取りまとめに従って計画作成し認定された事業者に対して万が一漁業者が反対で事業化が進まない場合も没収免除としてほしい。	選定事業者は、協議会意見とりまとめを尊重し、地元関係者の理解を得ながら事業を進めていただきます。
275	公募占用指針	第5章(3)	事業者の本社や発電設備設置予定地の被災・被害については言及されているが、これが第三者のサイト(鹿島港等)で発生した場合にはどうなるのか。	ご意見を踏まえ修正しました。
276	公募占用指針	第6章(1)	公募占用計画について、別の様式に記載した内容や添付資料を引用して説明記載することは可とするということだが、添付資料は写真や動画などの添付資料も可とされるか?	写真については可としますが、動画については不可とします。

277	公募占用指針	第6章(1)	「また、本公募占用指針において示した事項以外の内容を含む公募占用計画については、無効とすることがある。」と記載されているが、具体的にどのようなケースを想定しているのか例示いただくか、または本項が意図することを記載いただきたい。	一例としては、公募占用指針の審査を意図的に妨げるような記載が挙げられます。
278	公募占用指針	第6章(1)	「また、本公募占用指針において示した事項以外の内容を含む公募占用計画については、無効とすることがある。」と記載されているが、具体的にどのような行為が対象になるのか例示いただきたい。	同上
279	公募占用指針	第6章(1)	「事項によっては詳細な内容を示すことは容易ではないものがあると考えられるため」と記載されているが、どのようなことが対象になるのか例示いただきたい。	事業者の御提案によりけりと考えられます。
280	公募占用指針	第6章(2)	コンソーシアム、または SPC 参加の場合に複数の代表企業を指名することができるか。	代表企業は1者としてください。
281	公募占用指針	第6章(2)	風車や海洋工作物の製造、設置、維持管理に関する設計(E)、調達(P)、建設(C)や保守点検等に関して協力をもとめる企業（協力企業）のうち、元請契約を予定している者は必ず記載しなければならないとのことですが、海洋工作物の定義をご教示願います。	洋上風車の基礎部分、洋上変電施設、観測塔、海底送電線・通信ケーブル、海底送電線を通ず海底管路など、海域内に据え置かれる工作物全般を意味すると御理解ください。
282	公募占用指針	第6章(2)	協力企業の範囲に関して、いわゆる CM 方式（国土交通省「一日本型CM方式の導入に向けてー」（平成14年2月6日） https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000185.html もご参照。）により、公募参加者が任命したコンストラクションマネージャーが EPC 等を行う企業を指揮・監督しながら建設工事を進める場合には、コンストラクションマネージャーは実質的に発注者側の立場で管理を行うものであるため協力企業には含まれず、EPC 等を実施する企業を協力企業として役割に応じて公募占用計画に記載するという理解でよろしいでしょうか。令和2年9月30日付五島 Q&A No.78 はそのような趣旨と理解しました。	コンストラクションマネージャーも協力企業の一つとなりますので、その前提で公募占用計画を作成願います。なお、実績評価の扱いについては、ご提示いただいた五島市沖公募占用指針に対する回答のとおりとなります。
283	公募占用指針	第6章(2)	複数構成員が同じ「役割」となっても良いか、確認させて頂きたい。	場合によって重複することが有り得るものと考えています。
284	公募占用指針	第6章(2)	例えば、協力企業 A 社が、応募企業 B 社及び C 社の協力企業となる場合、協力企業 A 社の評価としては B 社、C 社何れのチームに入っていた場合でも、同評価となるのか。若しくは、役割により評価も異なるのか。	事業実施体制やその役割により評価が異なる可能性があるものと考えられます。
285	公募占用指針	第6章(2)	「それ以外の協力企業」とは、元請予定企業の下請け企業でも良いか。また、元請となる企業以外の協力企業においても評価対象とすることを希望する場合には「関心表明書」の提出が必要となるのか。	前段については、問題ありません。後段については、御理解の通りです。

286	公募占用指針	第6章(2)	元請となる EPC が共同事業体を組成した場合の実績評価の考え方についてご教示いただきたい。乙型 JV、甲型 JV それぞれについて連帯責任である中で、幹事会社であるかどうか、各社の役割分担によって評価が変わるか。もしくは、連帯責任であるので、その中で実績の最も高い企業に合わせて評価されることになるか。	甲型 JV の場合は JV の中で最も評価の低い実績を採用します。乙型の場合は、それぞれの役割に応じて実績を評価します。なお役割が重複する場合は重複する者の中で最も評価の低い実績を採用します。
287	公募占用指針	第6章(2)	本項に「風車や海洋工作物の製造、設置、維持管理」とあるが、「海洋工作物」とは、洋上風車の基礎部分、洋上変電施設、観測塔、海底送電線・通信ケーブル、海底送電線を通す海底管路など、海域内に据え置かれる工作物全般を意味することによいか。この場合、「これら工作物の製造、設置、維持管理に関する設計 (E)・調達 (P)・建設 (C)や保守点検等に関して協力を求める企業」はすべて「協力企業」に該当するか。	御意見をふまえ本文を修正しました。
288	公募占用指針	第6章(2)	本項に「協力企業」の定義として、「風車や海洋工作物の製造、設置、維持管理に関する設計 (E)・調達 (P)・建設 (C)や保守点検等 (以下「EPC 等」と言う。)に関して協力を求める企業」とあるが、「陸上にある変電施設、送電線、通信ケーブルの製造、設置、維持管理」に関して協力を求める企業は、「協力企業」の対象外ということによいか?	同上
289	公募占用指針	第6章(2)	本項に「この場合において、公募占用計画に必ず記載する協力企業の範囲は元請契約を予定している者とし、」とありますが、「元請契約」の定義を明確にいただきたい。	「元請」とは、選定事業者から直接仕事を請負うことを指します。(なお、建設業法の定義によるものではありません。)
290	公募占用指針	第6章(2)	本項に「この場合において、公募占用計画に必ず記載する協力企業の範囲は元請契約を予定している者とし、それ以外の協力企業については、評価対象とすることを希望する者など、必要に応じて記載することとする。」とありますが、「それ以外の協力企業」を記載することが、該当分野において記載しない場合よりも低い評価になることはあるのか明確にいただきたい。	記載される協力企業によっては、有り得ます。
291	公募占用指針	第6章(2)	「公募占用計画に必ず記載する協力企業の範囲は元請企業を予定している者とし、それ以外の協力企業については、評価対象とすることを希望する者など、必要に応じて記載することとする。」とあるが、元請企業以外を協力企業として評価対象とするためには、当該企業からの関心表明書があれば事足りるか、また元請企業と同等に評価される (劣後されない) という理解で宜しいでしょうか。	前段については、関心表明書を提出の上、提出書類にしかるべく記載をお願いします。後段については、役割により評価が異なる可能性があるものと考えられます。
292	公募占用指針	第6章(2)	入札時点で、EPC 等に関して協力を求める協力企業について記載せずに、応札後に協力企業を追加することは可能か。	元請契約以外の協力企業については可能です。
293	公募占用指針	第6章(2)	コンソーシアムによる場合は代表企業を定め委任状を提出することとあるが、SPC 参加の場合にも同様の必要があるのか。	不要です。

294	公募占用指針	第6章(2)	五島市沖公募占用指針 QA No.33では「建設工事・維持管理に伴う作業船等による水域の一時使用は、占用許可の対象とはなりません。」とあるため、工事開始前に占用許可を得た時点で、「海洋再生可能エネルギー発電設備とロータの旋回により占有することとなる区域のみ」に関する占用料は発生するものの、あくまで工事の行為に関する占用料は発生しないとの理解でよいか。 なお、「海洋再生可能エネルギー発電設備に対する一般海域への占用許可に係る取扱いについて（令和2年4月6日、MLIT/METI）」より、工事国有財産法上の占用許可も不要との理解でよいか。	前半についてはご意見のとおりです。 また、なお書きについては、促進区域内は再エネ海域利用法上の占用許可の対象です。
295	公募占用指針	第6章(2)	五島パブコメ No.28に記載有る通り、ボーリング等を行う際はボーリング調査等で占有する部分のみ占有許可を取りに行く事になるが、本占有許可は再エネ海域利用法第十条に基づく許可との理解か。または、調査に関しては公有財産法上の占有許可も該当するののか。	前半については御理解の通りです。後半について、促進区域内においては再エネ海域利用法第10条に基づく許可となります。
296	公募占用指針	第6章(2)	促進区域の指定がなされていない一般海域に海底送電線等を設置する場合、事業者選定後に協議会で必要な調整・協議を実施する必要がある。一方、FIT申請は事業者選定1年以内に公募占用計画の認定を以って申請する必要があるため、協議会での調整・協議が難航した場合、FIT申請期間を超える可能性がある。従って、協議会での調整・協議状況によってFIT申請の起点日を変更できるようにしていただきたい。また、これに伴い、運転開始期限の延長を認めていただきたい。	協議会における必要な調整・協議が図られるようご尽力をお願いします。
297	公募占用指針	第6章(2)	「公募占用指針に示された占有の区域の全域を対象とすることを基本とし、現時点で想定される海洋再生可能エネルギー発電設備の配置場所を記載する。」と記載されているが、陸上にある変電施設等が含まれるため、公募占用指針に示された占有の区域以外の場所も含めて配置場所を記載するという理解でよいか。	御理解の通りです。
298	公募占用指針	第6章(2)	「促進区域の指定がされていない一般海域に海底送電線等を設置する場合、促進区域の変更を行うこととなるが、当該変更面積は先行利用者等への支障等を考慮し、必要最小限の面積とすることとする。」と記載されているが、これは海底送電線本体の面積のみであり、複数の海底送電線が並行して敷設される送電線間の面積は含まないという理解でよいか。	敷設パターン次第であり一概には申し上げられませんが、先行利用者等への支障が最小限となるように設置してください。
299	公募占用指針	第6章(2)	「促進区域の指定がされていない一般海域に海底送電線等を設置する場合、…協議会の同意や公告・縦覧等の法定手続きが必要」とあるが、海底送電線の陸揚場所を決定する協議会の同意取得時期が不明であるため、陸上変電施設に関する用地取得（地権者同意）などの開発スケジュールを考慮すると、FIT手続きが困難になる可能性がある。事業者により早期のFIT認定取得を促すために設けたルールなら、協議会で陸揚場所に関する同意を得た日（もしくは公告・縦覧等の法的手続きが完了した日）の翌日から起算して、1年以内に申請するルールにすればよいのではないか。 また、FIT認定に関わる期日を遵守できなかった場合、公募占用計画の認定は取消になるのか。	前段については、「陸揚場所」等について協議会構成員による説明会における説明内容等を参照の上、適切な手続きをお願いします。 後段については公募占用計画の取消事由に当たりますが、認定取消しの判断にあたっては、やむを得ない遅延なのか等の経緯等を事前に確認することとします。

300	公募占用指針	第6章(2)	「事業の具体化に伴い促進区域の変更を行う場合には、促進区域の変更に先立って、協議会の同意や公告・縦覧等の法定手続きが必要であることに留意すること。」と記載されているが、海底送電線のルートや陸揚げ箇所の選定にあたり、事業者選定後の協議会において、その同意を得るとの認識であるが、そのプロセスを明確にしてほしい。具体的には、事業者選定後に事業者が協議会関係者の事前同意を得たうえで協議会を開催するというのか。もしくは、事前同意なしに協議会を開催し、その場で同意を得るというのか。前者の場合、具体的にどのような形で事前同意を得たとみなすのか。また、その場合、事前同意を得てから協議会開催までの事務局調整期間はどの程度を見込めばよいのか目安となるスケジュールを示してほしい。区域変更となる場合、大臣認定が必要となるが、協議会での同意を得てから、大臣認定までのスケジュールもあわせて示してほしい。	御指摘のプロセスについては、事業者選定後に、協議会事務局である国・県や協議会構成員で調整し、FIT認定の申請期限など他の手続きスケジュールも踏まえながら進めていくことになると考えています。 公募占用計画の変更については、第9章(5)の通りです。
301	公募占用指針	第6章(2)	「協議会の同意や公告・縦覧等の法定手続きが必要であることに留意すること。」と記載されているが、公告・縦覧等の期間において、制限される行為はあるのか。	公告・縦覧の期間中は、促進区域の変更は成立していないことを踏まえ、工程を検討してください
302	公募占用指針	第6章(2)	他の促進区域で海底送電線等を設置する場合、「誰が」他の促進区域における選定事業者や協議会の構成員である関係漁業の組織する団体その他の利害関係者から了解を得る必要があるのか明確にされたい	御意見を踏まえ修正しました。
303	公募占用指針	第6章(2)	利害関係者から了解について、①了解を取得するのは誰か、②具体的に誰から了解を取得すれば良いか、御教示頂きたい。	同上
304	公募占用指針	第6章(2)	・事業者の認定＝公募占用計画の認定＝占用期間(30年)の開始となると解釈している。 ・一方、国土交通省の見解として、事業者選定後に事業者が実施する海底地盤調査などは別認可行為と解釈しており、占用期間の開始は工事着手時となっていると理解していることから、占用期間の始期の考え方を統一していただきたい。	事業者の選定は、公募占用計画の審査、評価が終わった段階で行われます。選定通知の際、留意事項等をあわせて通知する場合があります。この場合、公募占用計画の認定は、当該通知をふまえて公募占用計画が変更された後に行われることとなります。また、占用期間の始期については、公募占用指針第2章(4)1)のとおり、公募占用計画認定日から6年以内となっております。 公募占用計画に基づく占用許可は第9章記載の図のとおりであり、海底地盤調査等で構築物を設置する場合は別途の手続きが必要となります。
305	公募占用指針	第6章(2)	環境アセスメント実施前に洋上工事は実施されない旨記載があるが、陸揚工事を含む陸上送電設備はこれに含まれないとの理解でよろしいか。もし含まれる場合は、陸上工事についてどのような要件が存在するか。	環境影響評価法に基づき、事業実施前に環境影響評価を実施することが必要です。
306	公募占用指針	第6章(2)	撤去技術の進化によって撤去技術・戦略が変更される可能性があるが、事業者は当初の撤去計画にどの程度縛られるのか。また、これらの技術が変更される可能性が高い場合には、どの程度詳細に記載する必要があるのか。	別紙9には、「海洋における施工費」の内訳を記載していただいたうえで、70%を乗じて算出した旨を記載いただくものであり、撤去技術について記載いただく必要はありません。

307	公募占用指針	第6章(2)	<p>①公募占用計画上の運転開始期限（事業者が任意で定めるもの）と、FIT上の運転開始期限（FIT認定+8年）は夫々別々に定められる、との理解でよろしいか。</p> <p>②運転開始期限超過時のペナルティは、運転開始期限の種類によって異なる（詳細以下の通り）との理解で正しいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募占用計画上の運転開始期限超過時は売電期間の短縮 ・FIT上の運転開始期限超過時は系統連系着工申し込みの有無により取り扱い変わるが、何も対応を行わないと期限の1年後に失効、現在検討されている開発工事への準備・着手が公的手続きによって確認された場合には失効リスクを取り除かれる。 	<p>① 選定事業者が、再エネ海域利用法第十七条第一項の認定を受けた公募占用計画に記載した海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期（運転開始予定日）がFIT法上の運転開始期限日となります。</p> <p>②運転開始期限日を超過した場合は、調達期間の起算日が運転開始期限日から20年間となるため、FIT調達期間が20年間より短くなります。FIT認定の失効については今後定められるFIT法上の運用ルールに基づき判断されます。</p>
308	公募占用指針	第6章(2)	<p>事業開発のステップを鑑みると、案件初期に発生する調査費等、初期費用を支払うタイミングに、FITの失効リスクを取り除く手続きの完了が間に合わない事が想定される。その場合、金融機関としてはFIT失効リスク未解消を理由に、融資実行の停止、乃至は、スポンサーへの保証請求をせざるを得ない状況に陥る。洋上風力の公募案件については、応札時に事業者が公募占用計画上の運転開始期限を定める点も鑑み、予め、運転開始期限超過時のFIT失効の適用除外とする事をご検討頂きたい。</p>	<p>他電源と差異を設けることは困難であり、原案の通りとします。</p>
309	公募占用指針	第6章(2)	<p>「撤去費用の金額及びその算出根拠～が把握できる資料」とあるが、10ページ第2章(5)3)iii)①に「公募段階における撤去費用は、一律に、海洋における施工費の70%とする（撤去費用の額及び算出根拠については事業者選定における評価の対象とはしない）」との記載があるため、一律に、海洋における施工費の70%とするものに、算出根拠を記入する必要があるのか？</p>	<p>「海洋における施工費」の考え方に誤りがないか確認するために記入していただきます。</p>
310	公募占用指針	第6章(2)	<p>P10、第2章(5)3)に「公募段階における撤去費用は、一律に、海洋における施工費の70%とする（撤去費用の額及び算出根拠については事業者選定における評価の対象とはしない）」とあります。一律に海洋における施工費の70%とするものに、算出根拠を記入するのでしょうか。</p>	<p>同上</p>
311	公募占用指針	第6章(2)	<p>撤去方法、撤去費用の金額及びその算出根拠、撤去費用の確保方法が把握できる資料とすることと定められていますが、第2章(5)3)iii)①にて、撤去費用の金額は海洋における施工費の70%とすること、撤去費用の額及び算出根拠については事業者選定における評価の対象としない旨が明記されていますので、公募段階においては、公募占用計画上に撤去の金額及びその算出根拠については記載不要として頂きますようお願いいたします。</p>	<p>同上</p>
312	公募占用指針	第6章(2)	<p>長崎県五島のパブコメ QA 82 にて、撤去保証状を活用する場合には、金融機関からのLOIにて「検討可能」との記載でも相応に評価とされているが、「保証状の提供に関心を有している」、「保証状の提供につき検討可能である」といった表現の差異によって、評価に差がつくことがあるか。</p>	<p>表現次第では有り得ます。</p>

313	公募占用指針	第6章(2)	「当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法」について、一部を残置する事を前提とした計画を検討している場合においても、第2章(5)③に記載のある「環境大臣の廃棄の許可」を受けられなかった場合の撤去方法の併記は不要としてください。	「当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法」には「海洋における施工費」の内訳を記載していただいたうえで、70%を乗じて算出した旨を記載いただくものであり、撤去方法については一部残置を前提とするか、全て撤去するかのみ記入ください。ご指摘を踏まえ修正します。
314	公募占用指針	第6章(2)	撤去の施行実施候補者は、建設に係る関心表明書を提出した協力企業に限定されることはないとの理解で宜しいでしょうか。上記理解が良い場合、撤去工事実施者は撤去工事時点で任意に選択できるのでしょうか、もしくは、第2章(5)③iii)①に「事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上（中略）原則として公募占用計画を変更すること」とあるように、事業者選定後の撤去方法等に係る公募占用計画変更時に、撤去実施候補者についても含め記載し、変更許可をいただくことになるのでしょうか。	撤去工事の実施候補者についても、撤去方法が具体化した段階で、撤去工事着手日までに公募占用計画に記載いただくこととします。ご指摘を踏まえ本文を修正します。
315	公募占用指針	第6章(2)	関係行政機関の長等との調整の実績に関し、「本プロジェクトに関する調整実績」と「過去の調整実績」をどのように評価するかについては、本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いか等の観点から評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解の通りです。
316	公募占用指針	第6章(2)	関係行政機関の長等との調整の実績とは、関係行政機関の長（県知事や市長等）と実際にやりとりをして調整した実績という趣旨ではなく、当該「長」が権限を有する関係行政機関（県、市区町村等）との調整実績という趣旨でよろしいか確認させていただけますでしょうか。	御理解の通りです。
317	公募占用指針	第6章(2)	内部収益率(IRR)の定義・算式を明記頂きたい。	IRRについては、調達価格等算定委員会「平成24年度調達価格及び調達期間に関する意見」に記載があるとおり、「適正な利潤」を決定するに当たっては、他事業との総合的な比較を勘案できるようにすることが重要であり、「適正な利潤」を計測する指標としては、各事業の稼働によって税金の内容が異なりうることから、税金を差し引く前の「税引前IRR」を用いることとしています。なお、IRRの一般的な算定式については、第2回調達価格等算定委員会資料6に記載しております。
318	公募占用指針	第6章(2)	資金計画及び収支計画にて、内部収益率(IRR)とあるが、五島案件と同様にプロジェクトIRRという理解で宜しいでしょうか。また、計算始期は運転開始日（運転開始後にPJコストを一括計上とみなす）で宜しいでしょうか。また、税引前P-IRRの具体的な算出式をお示し頂けますでしょうか。	同上
319	公募占用指針	第6章(2)	FIT適用開始前の段階において、卸電力市場や特定の需要家に対する売電を行う事は問題ないとの理解でよいか。また、卸電力市場等の売電先よりの売電収入を前提とした収支計画を立案する事は阻害されるものではないとの理解でよいか。	運転開始日（海洋再生可能エネルギー発電設備により特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の供給を開始する日）以前に、商業運転することは想定しておりません。

320	公募占用指針	第6章(2)	調達期間外の事業として運転開始期限日以前の試運転期間等に発電された電気を売電することは認められるか?陸上ではそのようなケースが認められており、本公募でも明記いただきたい	同上
321	公募占用指針	第6章(2)	調達期間外の事業として運転開始期限日以前の試運転期間等に発電された電気を売電することは認められるのか?	同上
322	公募占用指針	第6章(2)	資金計画には「資金調達の体制」を記載しなければならないとあるが、資金調達方法に2つの選択肢を含めることを希望する場合、どのように記載するのが適切か。 また、2つの選択肢を提出する場合、資金計画の配点が0であるため、いずれのオプションも実現可能性・適切性があれば、公募の評価上は差異がないという理解でよいか。	前段については、両方の選択肢について記載してください。後段については、御理解の通りです。
323	公募占用指針	第6章(2)	バランスシート・ファイナンスによって資金調達される事業のIRRと、アセットレベル・ファイナンスによって資金調達される事業のIRRはどのように比較されるのか。つまり、入札に対して異なるアプローチである、コーポレート・ファイナンスのIRRとプロジェクト・ファイナンスのIRRは、評価において、どのように考慮されるのか。コーポレート・ファイナンスのIRRとプロジェクト・ファイナンスのIRRの違いは評価に影響するのか。例えば、どちらかが望ましいといったような優位性はあるか。	コーポレートファイナンスか、プロジェクトファイナンスかの違いのみをもって、評価に差がつくことは想定していません。
324	公募占用指針	第6章(2)	「公募段階における構造解析は静的解析までで良い」とあるが、検討ケース(風車・基礎の設計荷重ケース)の指定はあるのか。公募段階では、支配的な設計荷重ケースのみを添付することによいか。	法第15条第1項第3号の経済産業省令・国土交通省令へ適合するためには、「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」に従い、必要となる全ての設計荷重ケースの照査が要求されます。 ただし、本公募では公募占用指針において、公募段階では概略を示した資料とすることも可能とし、静的解析までで良いとしています。 したがって、公募段階では支配的と考えられる荷重条件で構造解析を行い、その結果や考え方を示していただくことも可能です。
325	公募占用指針	第6章(2)	海洋再生可能エネルギー発電設備の構造について、「構造の妥当性を示す検討内容、考え方」「地震、波浪等に関する設計条件の設定方法」を記載することとされているが、対象は風車及び風車の基礎構造物という理解でよいか。	海洋再生可能エネルギー発電設備の定義は、第1章(2)1)のとおりであり、洋上変電設備・海底送電線・通信ケーブル等も記載が必要です。
326	公募占用指針	第6章(2)	動的解析を行い、より高い精度の計画を策定した事業者が加点されるよう、評価を見直して頂きたい。また、構造解析の妥当性による評価は、海外のIPP入札でも見られるように、第三者エンジニアリング会社による公正な評価を行うべきであるとする。尚、当該エンジニアリング会社を起用する為の原資は、入札参加料(例えば100円/kW)を徴収することで賄うことはいかがか。また、不十分・不適切な解析等によって不当に低い入札価格を提示した事業者は保証金を没収し、一定期間の入札禁止措置を取ることが望ましい。	ご指摘の通り動的解析を行った方が精度は高くなりますが、公募スケジュールの観点から、動的解析まで求めることは考えておりません。

327	公募占用指針	第6章(2)	「既に動的解析を行っている場合は動的解析を公募占用計画に記載することも可能であるが、評価等で加点されるものでないことに留意すること。」との記載があるが、風力タービンは、一般の建物とは大きく異なり、風や海、地震による負荷を大きく受ける動的な構造物であることに留意する必要がある。また、固有振動数の計算を行うためには、構造物の静的挙動ではなく動的挙動が必須であり、本計算結果は構造物への荷重と損傷リスクに影響を与えることになる。つまり、動的解析無しでは、本公募での基礎設計を実現可能なものにするには難しいと思われるため、公募占用計画の評価においては、静的解析のみならず動的解析の実施についても加点されるよう検討していただきたい。	同上
328	公募占用指針	第6章(2)	プロジェクトファイナンスを活用したスキームで事業を行う場合は、応募企業の格付けや純資産の評価は適当ではないと考えられ、SPCの資本金を賅えることの説明で資金調達の適切性は説明できるものと考えます。格付け、純資産を評価するのは、プロジェクトファイナンスを活用せずに自己資金のみで事業を行う場合のみとすべきと考えます。	御指摘の点はあくまで例示であることにご留意ください。
329	公募占用指針	第6章(2)	静的解析と動的解析の定義あるいは参照すべき文献をお示し頂きたい。	動的解析とは、「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」(22頁)の「時刻歴応答解析」と同義であり、時間的な変動に対する構造物の動的応答(変位、ひずみ、応力、反力等)の解析を指します。静的解析とは、時間的な変動を考慮しないなど、動的解析に該当しない解析手法を指します。
330	公募占用指針	第6章(2)	収支計画に記載するIRRはProject IRR(税前)であることを明確化頂きたい。	税前を想定しています。
331	公募占用指針	第6章(2)	収支計画に記載するIRRの起算日を明確化頂きたい。	「内部収益率(IRR)の計算の起算日となる事業開始日は、運転開始日と同義です。
332	公募占用指針	第6章(2)	キャッシュフロー計算書及び収支計画に関して、いつからいつまでの計画を提出すればよいか明確化頂きたい。	いずれも、支出若しくは収入が発生する期間を含めるように作成ください。
333	公募占用指針	第6章(2)	ix) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し第1号に掲げる区域と一体的に利用する港湾に関する事項(法第14条第2項第11号)【様式3-1-2 3) 9.】にて提示されている港湾については、撤去時においても利用できる前提で計画して差し支えないか。	一体的に利用する港湾は撤去時においても利用可能です。
334	公募占用指針	第6章(2)	「ふ頭の名前及び諸元を記載するとともに」と記載されているが、具体的に記載が必要な諸元の項目などはどのようなものか。	岸壁水深や岸壁延長のほか、公募占用計画の具体性・確実性を説明するために必要と判断した情報を記載ください。
335	公募占用指針	第6章(2)	最新の機種を導入する場合は施工や維持管理の実績は書けないことになるが、既存の機種を採用して実績を書く事業者と明確に点数で差がつくのか。	最先端技術の導入について評価対象としていますが、当該技術についての実績や実証結果など信頼性も考慮して評価します。なお、最新の機種に関する施工や維持管理実績が無い場合も、代替される実績を記載いただければ、類似性の程度を踏まえて相対的に評価します。

336	公募占用指針	第6章(2)	第6章(2)4)①で「事業の長期的かつ安定的な実施及び設置時の安全性の確認の観点から、本事業で使用予定の設備について、風車の大きさ（出力）に応じた製造や施工、維持管理の実績等の有無について明記すること」という記載がございます。大型風車は現時点では商業運転している実績がないものもございます。ただ、商業運転している実績がない場合でも、型式認証を取得していれば、日本の環境に対応していることが証明できると考えておりますが、型式認証取得によって、評価の配点表（指針案第8章(3)）の「事業計画の実現性があること」及び「電力の安定供給と将来的な価格低減」の項目において、少なくとも「失格」及び「不適切とまでは言えないレベル」より高い評価を受けるという理解で宜しいでしょうか。	型式認証を取得していることのみをもって、ご指摘の点につき判断することは困難であると考えています。
337	公募占用指針	第6章(2)	第6章(2)4)①で「事業の長期的かつ安定的な実施及び設置時の安全性の確認の観点から、本事業で使用予定の設備について、風車の大きさ（出力）に応じた製造や施工、維持管理の実績等の有無について明記すること」という記載がございます。大型風車は現時点では商業運転している実績がないものもございます。ただ、商業運転している実績がない場合でも、JIS規格に基づく風車の規格としてクラスTは一般的かと存じます。これは日本特有の台風や乱気流に対応する規格であり、このクラスTの取得をもって、評価の配点表（指針案第8章(3)）の「事業計画の実現性があること」及び「電力の安定供給と将来的な価格低減」の項目において、少なくとも「失格」及び「不適切とまでは言えないレベル」より高い評価を受けるという理解で宜しいでしょうか。	クラスTを取得していることのみをもって、ご指摘の点につき判断することは困難であると考えています。
338	公募占用指針	第6章(2)	現状の評価軸は、風車の出力に応じた製造や施工の実績となっている。しかし、事業権取得からファイナンスクローズ迄アセス・詳細調査・WF認証等の手続きを踏む必要があり複数年要する本邦において、現在の実績を評価された風車は信頼性は高いが、価格競争力の面では劣る。(また、この間に風車自体の主力製品が異なる蓋然性も高い) 従い、現在の製造や施工の実績を評価軸とした場合に供給価格の高止まりが生じ、電力料金の国民負担は低減されない事を懸念している。 さりとて、最新機種を用いる事で価格競争力が有るも安全性に劣る風車の採用を促すのも安定的な電力供給という面で評価に窮する事は理解するので、電力の安定供給に資する安全性を確保ならびに国民負担低減に資する価格競争力の有る風車の採用を促す為にも、評価軸は現在の製造や施工の実績でなく、例えばこのバランスを考慮し実証機の運転実績とするのは如何か。	信頼性の評価にあたっては、実証結果も考慮して評価を行うこととしております。
339	公募占用指針	第6章(2)	事業の実施能力に関する事項として、「本事業で使用予定の設備について、風車の大きさ（出力）に応じた製造や施工、維持管理の実績の有無について明記する事」とありますが、これは本事業で使用予定の風車と同等以上の大きさ（出力）の風車の実績が無い場合、事業実施実績があること（30点）の項目において減点される可能性があるという事でしょうか。	公募占用指針に記載の視点を踏まえて相対的に評価いたします。

340	公募占用指針	第6章(2)	「風車の大きさ（出力）に応じた製造や施工、維持管理の実績の有無」については、運転開始しているプロジェクトのもののみが認められるのでしょうか。それとも、運転開始前であっても例えば着工済みのもの、詳細設計が済み FID 後のものなど、プロジェクトの熟度に応じた実績が一定程度認められるのでしょうか。	例えば、「製造や施工の実績」を文字通り解するとして、運転開始前のものも含まれることとなります。
341	公募占用指針	第6章(2)	最新の大型風車について実績が求められる場合、日本の大型風車導入が国際市場と比べ5年、10年遅れる事となります。最新技術を導入しコスト削減を進めることを奨励するために、実績の有無のみ評価するような当該部分の記載は見直されるべきと料します。	長期的、安定的、効率的な観点から適切な実績と考える場合は、その根拠を添えて頂くことが可能です。また信頼性の観点では実証結果も踏まえて信頼性を評価することとしています。
342	公募占用指針	第6章(2)	一つ目の・中、2つ目の※の段落において「事業の長期的かつ安定的な実施及び設置時の安全性の確認の観点から、本事業で使用予定の設備について、風車の大きさ（出力）に応じた製造や施工、維持管理の実績等の有無について明記すること」という記載が加わっていますが、令和2年9月30日付五島 Q&A No.54では、「最先端の記述（原文ママ）の導入の評価にあたっては、実績や実証結果など信頼性も考慮して評価する」と記載されています。このため風車に関する最先端技術の使用についても、令和2年9月30日付五島 Q&A No.54と同様の考え方が当てはまるという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、最先端の技術の評価にあたっては、実績や実証結果など信頼性も考慮して評価します。
343	公募占用指針	第6章(2)	当該実績は公募参加者（含む協力会社）、あるいはその下請けを含めての実績の有無を確認しているのでしょうか。あるいは、世の中にそもそも実績が存在するかどうかを確認しているのでしょうか。また、当該実績が無いことは p.47 の失格要件に該当することを意図しているのでしょうか。加えて、初めて採用される風車よりも、これまでに採用実績のある風車の方が評価が高い、ということでしょうか。	御記載の趣旨が判然としない点がありますが、公募参加者を含めて実績が全くない場合は失格要件に該当します。最終段落についてはケースバイケースであり一概にご回答できません。
344	公募占用指針	第6章(2)	最先端技術の導入における評価基準を明確にしていきたい。例えば、プロトタイプの使用は売電価格の低減に必ずしも寄与しないが、どのような観点から加点されるかは明確にしていきたい。	第8章（3）評価の配点及び採点方法を御参照ください。
345	公募占用指針	第6章(2)	「※事業の長期的かつ安定的な実施及び設置時の安全性の確認の観点から、本事業で使用予定の設備について、風車の大きさ（出力）に応じた製造や施工、維持管理の実績等の有無について明記すること」とあるが、具体的には事業者が採用を予定する風車の製造や施工、維持管理の実績を記載せよとの意か。仮にそうであるならば別紙1（事業者の実績）ではなく、別紙5（再エネ発電設備の構造）などに記載させるべきではないか。	「風車の大きさ（出力）に応じた製造や施工、維持管理の実績」ですので、別紙1に記載ください。
346	公募占用指針	第6章(2)	「協力企業の役割分担の詳細」と記載されているが、公募占用計画策定時に詳細等が決まっておらず、事業者選定後に決定した場合も公募占用計画の変更が必要か。	選定後に事業実施体制を変更する場合は公募占用計画の変更手続きを行っていただく必要があります。
347	公募占用指針	第6章(2)	「施工・O&Mの体制」と記載されているが、公募占用計画策定時に詳細等が決まっておらず、事業者選定後に決定した場合も公募占用計画の変更が必要か。	同上

348	公募占用指針	第6章(2)	「本事業で使用予定の設備について、風車の大きさに応じた製造や施工、維持管理の実績の有無について明記すること」との指定がされていますが、これは応札時点での実績が求められているのでしょうか、それとも想定している着工までに見込まれる実績が求められているのでしょうか。風車開発が日進月歩であり、本公募から着工までの間が数年間と長期間であることを考えますと、仮に応札時点での実績で評価がされると、着工時点では周回遅れとなっている風車を応札時に選択させることにつながり、事業者の創意工夫余地を削ぐとともに、信頼性や安全性に資する先進技術の取り込み、電気料金の低減とは逆方向になります。事業の安定性や安全性の確認は、製造・施工・運転保守の実績（件数など）といった表面的な指標で判断するのではなく、応募者に安定性の分析を提示させてこれを評価いただくのが適切と料します。	原則としては応札時点での実績を記載いただきます。他方で「想定している着工までに見込まれる実績」について、追記する内容がある場合には、その区別を明らかにして記載していただくことまでは妨げません。
349	公募占用指針	第6章(2)	「関係行政機関の長等との調整実績－その他国内における実績」について、具体的な想定があれば例示頂きたい。陸域で実施した発電事業や送変電事業工事も含めて良いのか。	本公募事業との親和性を考えながら、御判断により記載いただいて構いません。
350	公募占用指針	第6章(2)	このページ内の記載に「関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整を行うための体制が把握できる資料」「関係行政機関の長等との調整の実績」とあり、調整対象範囲が異なるように読み取れる。 ・そのため、「関係行政機関の長等」ではなく一義的に定義を示していただきたい。	原案の通りとします。（「関係都道府県知事」「関係市町村長」との調整は本事業において必須であることからここで記載しているものです。）
351	公募占用指針	第6章(2)	例示された実績では国内洋上風力、国内陸上風力、その他国内実績の順で評価が高いと言う理解でよいか。また、本実績は SPC 構成員や協力企業の実績でも良いか。	前段、後段とも御理解の通りです。
352	公募占用指針	第6章(2)	ナセル組立工場やモノパイル製造工業のように、大規模な投資を必要とする投資は、ひとつのプロジェクトではなく、複数のプロジェクトが当該工場を利用することにならないとメーカー側は投資判断が行えないが、この場合、特定の事業者への評価はどのようになされるのか。	御記載は、「国内に工場等がどの程度つくられ、どの程度投資が促進するか」に関する御指摘と理解しますが、学識経験者等の意見を踏まえる必要がありますが、当該事業者による事業が上記の観点にどの程度結びつくかという観点などが評価されうると考えます。
353	公募占用指針	第6章(2)	地域及び国内経済への波及効果の算定に関して、EPC 企業や地域企業との連携体制が定まっていない場合、前提条件を明示した上で、幅をもった算定結果を記載してよいか。 またその場合は最も低い値で評価されることとなるか。	前段については、御判断により差し支えありません。後段については、記載内容にもよりますが、原則としては御理解の通りと考えられます。
354	公募占用指針	第6章(2)	経済産業省は何を「地方」と考えるのか。つまり、経済波及効果を考慮する場合にどの程度までを「地域」として拡大して捉えるべきか。海洋アレイエリア、海洋および陸上送電設備、建設港、運営港なども考慮されるべきなのか。それとも、千葉県や他の港湾県区域、地域経済圏等を指すのか。	定義を一概には申し上げられませんが、地域との共生に関する事項については、都道府県知事の意見を参考聴取することとしています。
355	公募占用指針	第6章(4)	「その他事業撤退に至るリスク」とは具体的にどのようなリスクのことを指しているのか明確化頂きたい。	事業者において想定し得るものその重要度を踏まえながら御記載ください。

356	公募占用指針	第7章(1)	「第15条第1項各号に掲げる基準」は「法第15条第1項各号に掲げる基準」であることを確認頂きたい。	御指摘を踏まえ修正します。
357	公募占用指針	第7章(3)	公募占用計画の内容に関する質問書を送付するとの記載があるが、これについてより詳細な情報（想定される送付時期、想定される内容と可能であれば回答に与えられる猶予期間、回答がコンフィデンシャルに扱われるかどうか等）を教えてください。	御指摘の点については、質問内容によるので未定ですが、回答の扱い（コンフィデンシャルかどうか）については公募占用計画と同様とします。
358	公募占用指針	第7章(3)	「公募参加者に対しヒアリングを実施し」という記載があるが、ヒアリング以外にプレゼンテーションも実施されるということで良いか。	ヒアリングの実施までに検討いたします。
359	公募占用指針	第7章(3)	「公募参加者に対しヒアリングを実施し」という記載があるが、公募参加者のプレゼンでなく、それ以前に送付される質問書への説明や有識者・審査者からの質問に回答する場ということか。	同上
360	公募占用指針	第7章(3)	「地域との共生に関する事項については、都道府県知事の意見を反映させることが特に重要な項目であるため、地域の代表としての都道府県知事の意見を参考聴取し、これも踏まえて評価を実施する」との規定があるが、評価上で関係漁業者の意見を参考聴取することがあるかどうか明確化頂きたい。	評価プロセスにおいて国が直接関係漁業者の意見を参考聴取することは予定しておりません。
361	公募占用指針	第7章(3)	事業計画の妥当性を技術面で公平に判断する為に、海外のIPP入札に習い、学識経験者及び専門家の意見形成サポートを行うエンジニアリング会社を起用することが妥当ではないか。	御意見については御参考にさせていただきます。
362	公募占用指針	第7章(3)	「留意事項等を合わせて通知」された場合、回答期限は、その通知内容の程度に合わせて任意に設定されるとの理解で良いか。	御理解の通りです。
363	公募占用指針	第7章(3)	透明性確保のため、選定結果通知の際には全ての入札価格及び評価点を一覧で公表頂くようお願い致します。	選定結果通知の方法の詳細については未定であり、今後検討いたします。
364	公募占用指針	第7章(3)	選定事業者の選定が取り消され、あるいは選定事業者が辞退する場合等も有り得るため、選定されなかった場合には、その旨だけでなく評価点の順位についても通知いただきたい。	同上
365	公募占用指針	第7章(3)	選定/非選定の理由に加え、本指針に記載された評価の基準に基づく評価点や各評価項目の点数の内訳も説明頂けるのか。	同上

366	公募占用指針	第7章(3)	<p>選定事業者が留意事項を検討した結果、事業者選定を希望しない場合には、次点の応募者に同じ留意事項が伝えられた上で同様のプロセス（公募占用計画の変更、若しくは事業者選定を希望するか否かの判断）が行われるということが良いか。</p> <p>また、選定事業者が留意事項を踏まえて公募占用計画を修正した結果、評点が次点の応募者の評点を下回った場合、次点の応募者が繰り上げ当選となる、ということが良いか。</p>	<p>選定された事業者が留意事項を検討した結果、事業者選定を希望しない場合には、基本的には次点の者を繰り上げて同様のプロセスを行います。ただし、経済産業大臣及び国土交通大臣が、国民負担削減や海域管理等の観点から、公共の利益の一層の増進に寄与するものとして、再度公募を実施することが適切であると判断する場合はこの限りではありません。</p> <p>また後段については、留意事項は各事業者の提出した公募占用計画の内容により変わります。また、留意事項として評価値がさがりようなものを求めることは現時点で考えておりません。</p>
367	公募占用指針	第7章(3)	<p>「選定事業者に対しては、評価プロセスを通じて指摘された留意事項等を合わせて通知する場合がある」とあるが、具体的にはどのような留意事項が示される可能性があるのか。</p> <p>また、留意事項の内容によると思うが、その条件を飲めない場合は選定事業者から外されるのか。</p>	<p>前段については、ケースバイケースであり、現時点で一概に申し上げることはできません。後段については、御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、合意に至らない場合は選定を取り消す場合があります。</p>
368	公募占用指針	第7章(3)	<p>選定事業者は、評価プロセスを通じて指摘された留意事項を踏まえて公募占用計画を変更しなければならないとあるが、この場合選定事業者は、経産省・国交省の、FIT認定の申請に必要な入札価格のアプローチに関わる指摘により生じた、リスクやコスト、スケジュールの変化をどのように考慮すべきか。例えば、この変更によって多額の費用が発生した場合、選定事業者はプロジェクトを期限内に、または予算内で実施することができなくなる可能性が懸念される。</p>	<p>留意事項を付す場合には、当該留意事項について、実施可能か、当該留意事項を踏まえて事業を実施する場合に事業者選定を希望するかについて、事業者選定を確定する前に意見を聴取する機会を与えることとします。</p> <p>当該留意事項について合理的な理由がなく対応しない場合は、不適切であるとして選定されないこととなります。</p>
369	公募占用指針	第7章(3)	<p>選定理由の説明期間中に、経済産業省・国土交通省の決定に対して、非選定事業者（もしくは外部の利害関係者）から何らかの異議申立て／法的異議申立てが行われる懸念はないのか。またその場合、異議を提出するための異議申し立て期間を設けるのか。これらの取り扱いについて、より詳細を教えてください。</p>	<p>法令に基づく申立てを除き、想定しておりません。</p>
370	公募占用指針	第7章(4)	<p>選定の取り消し通知を受領した場合、懸案の事象を解決するべく選定事業者が対応する期間を設けて頂きたい。</p>	<p>原案通りとします。当該事由に該当しないように注意をお願いします。</p>
371	公募占用指針	第7章(4)	<p>「vi) 選定事業者が本公募占用指針で定める遵守事項に違反したこと。」が取消事由に挙げられていますが、本公募占用指針第5章(1)2)公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等に記載される遵守事項に違反したことが取消事由に該当するという理解で宜しいでしょうか。上記の文言では何に違反した場合に取消事由に該当するか不明確と考えられるため、「vi) 選定事業者が本公募占用指針第5章(1)2)公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等に記載される遵守事項に違反したこと。」に記載を修正することをご検討下さい。</p>	<p>御理解の通りです。</p>
372	公募占用指針	第8章	<p>採点の数値は小数点以下を切り上げた整数として評価されるという理解でよいのか明確化頂きたい。</p>	<p>小数点以下まで計算します。供給価格点は小数第5位を切り捨てとします。</p>

373	公募占用指針	第8章	「最も点数の高い公募占用計画を提出した事業者が2者以上該当する場合は、くじ引きにて選定事業者を選定する。」とあるが、同点の場合、「同点の2事業者は期限を延長して、供給価格の再提出し再評価する」等、事業者の企業努力・工夫を反映させた上で選定を行う方法がよいのではないかと。	評価において、供給価格の評価と事業実現性に関する評価は等しい配点としているため、再評価において供給価格のみで評価することは適切ではないと考えており、くじ引きにて選定事業者を選定することとしております。
374	公募占用指針	第8章	選定事業者を選定する際に、先行事業者への公正な評価を求める。	公募においては、公募占用指針の評価の視点から供給価格に加え事業実現性に関する評価を行い、最も長期的、安定的かつ効率的な発電事業を行えると評価された公募占用計画を提出した者を選定します。
375	公募占用指針	第8章	「最も点数の高い公募占用計画を提出した事業者が2者以上該当する場合、くじ引きにて選定事業者を選定する」とあるが、BAFO等で決めるべきではないかと。	現案の通りとさせていただきます。
376	公募占用指針	第8章	「ただし、最も点数の高い公募占用計画を提出した事業者が2者以上該当する場合は、くじ引きにて選定事業者を選定する」との規定があるが、くじ引きではなく、例えば事業の実現性に関する項目のうちから優先度の高い項目を事前に決めておき、当該項目にて一番高い点数を取得したものが選定事業者として選定されるという方式がより妥当であると考えられるため、くじ引きによる決定という条件自体の再考を願う。	同上
377	公募占用指針	第8章	「ただし、最も点数の高い公募占用計画を提出した事業者が2者以上該当する場合は、くじ引きにて選定事業者を選定する」との規定があるが、くじ引きとは誰がどのように行うのが明確化頂きたい。くじ引きが行われる場合には、公平性、公正性、透明性が確保されたうえで公開の場で行われることが必要であると考えます。	御意見を踏まえ本文を修正しました。
378	公募占用指針	第8章(1)	※の失格要件は、合計点のほか、1)から5)の定性的な要件もあるので、銚子同様「失格要件に該当しない」が正確ではないでしょうか。	ご意見を踏まえ修正しました。
379	公募占用指針	第8章(1)	供給価格は小数点第2位まで記載することになっているが、供給価格の評価方法における供給価格の点数についても小数点第2位までとなるのか、明記いただきたい。	小数点以下まで計算いたします。供給価格は小数第5位を切り捨てとします。
380	公募占用指針	第8章(1)	供給価格の評価方法について、記載要領には供給価格は「小数点第2位まで記載すること」とあるが、供給価格の点数評価において小数点以下はどのように扱われるのか。	小数点以下まで計算いたします。供給価格は小数第5位を切り捨てとします。

381	公募占用指針	第 8 章(2)	<p>評価基準は、日本国内の実績を高く評価するように今も解釈できる。これは、「トップランナー」の階層の要件の記述が不明瞭であること、また「ミドルランナー」と「最低限必要なレベル」の階層でのみ海外の実績が言及されていることによる。そのため、次のような方向性で、評価基準をより明瞭にすべきである。</p> <p>・日本の自然・社会状況について言及するのではなく、評価基準では、a) 社会条件に言及することをやめ、b) 選定事業者が「トップランナー」に到達するために必要な条件・要件を明確に記述し、c) 全ての階層で公平を期すため、「トップランナー」の記述に海外の実績への言及を含めるべきである。できれば、考慮する必要がある関連技術・自然条件を文書内で説明し、公募参加者が、自社の技術やソリューションがどのようにそれらの基準を満たすのかについて情報を提供できるようにすることが望ましい。配点表に続く「評価に関する補足事項」においても、こうした点について十分に明確な説明がなされていない。</p> <p>- 「国内洋上・陸上風力発電の関係行政機関の長等との調整に関わる実績」に関する基準を廃止する、または、他国の市場での実績を対等に評価し配点の対象とするような同様の基準に変更する。</p> <p>・地域経済への波及効果の基準があることは理解できるが、国内経済への波及効果を評価の対象にすることは、事実上、現地調達を要件とするものであり、日本国内で幅広く事業や生産の拠点を持たない事業者を差別している。それゆえ、評価基準のこの部分は廃止すべきである。</p> <p>全体的に、評価基準は、最先端技術の導入を十分に評価の対象としておらず、最先端技術に関する基準と洋上風力発電関連の事業者の実績に関する基準とのバランスが取れていない。そのため、最先端技術の導入に対する配点を高くすることで、バランスを修正することを提案する。</p>	<p>①事業実施実績の評価において、日本の自然状況等に則した実績を評価することとしており、その評価の観点では内外の実績を差別しているものではありません。誤解を与えないよう、ご指摘を踏まえ「ミドルランナー」、「最低限必要なレベル」の「(海外の実績を含む)」との記載を削除します。</p> <p>②洋上風力発電事業は海域を長期に渡り占有することになることから、事業を長期的、安定的、効率的に実施するためには地域との共生が重要であるため、地域の主体となる関係行政機関の長等との調整能力を評価することが必要であると考えております。</p> <p>③国内経済への波及効果は特定の提案を意図しているものではなく、事業者側の創意工夫をした提案を適切に評価します。</p> <p>④当該評価基準は、再エネ海域利用法第 13 条第 5 項に基づき、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ/ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議において議論いただき有識者の意見をとりまとめて定められたものです。</p>
382	公募占用指針	第 8 章(2)	<p>最先端技術の導入について、実績や実証結果など信頼性を考慮して評価するとありますが、現時点での実績があるものを採用する場合と、今後事業実施までに実証を行っていくものを採用する場合で、評価に差は生じるのでしょうか。</p>	<p>最先端の技術の導入の評価にあたっては、実績や実証結果など信頼性も考慮するほか、事業計画の実現性等も踏まえた上で評価することとなります。</p>
383	公募占用指針	第 8 章(2)	<p>「安定的な電力供給」における最先端技術の導入について、「当該技術についての実績や実証結果など信頼性も考慮して評価」とあるが、信頼性が低いと判断された場合は、当該技術を用いている場合、実現性も低いと評価されるのか。</p>	<p>提案の内容によるため、一概にはお答えすることは困難です。</p>
384	公募占用指針	第 8 章(2)	<p>「最先端技術の導入」の確認の方法として、「今後導入が進むと考えられる最先端の技術導入」について「実績や実証結果など信頼性も考慮して評価」とありますが、これはミドルランナー（「今度導入が進むと考えられる最先端の技術導入を進めている」）の評価にのみ適応される観点であり、トップランナー（「世界初の最先端技術導入を進めている」）の評価には適応されない、との理解で宜しかったでしょうか。</p>	<p>当該「確認の視点」全体に適応されると御理解ください。</p>

385	公募占用指針	第 8 章(2)	最先端の技術導入を進めているかどうかを評価する際には実績や実証結果など信頼性を考慮するとありますが、未実証の最新技術であっても十分な実験・ラボテストにより信頼性の確認が取れるデータが存在する場合には実証の有無のみを以って一律減点とするのではなく、実験データに応じた信頼性を認めて頂けるようお願い致します。	当該技術の実績や実証結果などを含め、信頼性も考慮して評価することになりますので、「十分な実験・ラボテスト」や「実験データ」自体の信頼性も含めて評価することになります。
386	公募占用指針	第 8 章(2)	選定後、着工までにも数年を要する洋上風力発電では、現時点では商業・実証実績のない大型・新型風車が、着工時点では実績を得ている可能性があります。大型機は発電効率も高いと思われ、より低い供給価格を提示できると考えます。他方、これらは信頼性に関し、公募時点では商業実績を示すことができないと思われます。大規模な洋上風力施設として計画通りの開発、欧州と異なる自然環境の下、事故を起こさず安定的な発電施設であることが重要と考えます。設定されている供給上限価格は、現在欧州で商業実績を有する機材の採用でも確保できると考えますので、今回の公募では、「新技術の評価」よりも、より「信頼性」、「商業実績」の評価を上げることが洋上風力発電の長期的な発展に寄与すると考えます。現行案では、これらの評価に関する具体的な基準が示されていないこともあり、入札する事業者の考え方に大きな差が発生するように考えます。その場合、公共入札として、競争条件の公平性が担保されないのではと考えます。	評価の基準については、御指摘の点を含めた多様な観点を踏まえ設定しているものです。
387	公募占用指針	第 8 章(2)	実績のない最先端の技術と、実績のある従来技術ではどちらが高評価となるか。	事業計画の実現性やリスク分析の評価において、実績や実証結果などがない信頼性の低い技術を活用する場合、評価点が下がることとなります。 このような中で、最先端の技術導入に対してインセンティブを与えない場合、信頼性のある既存技術からの進歩が途絶える可能性があります。 このため、世界初である技術を取り入れる事業者を適切に評価することで、我が国の洋上風力業界を世界のトップレベルに先導する事業者に対してインセンティブを与えたいと考えています。
388	公募占用指針	第 8 章(2)	公募参加者が提出できる事業計画（含む技術提案）は 1 式のみか、或いは代替案としていくつかのケースを想定したうえで複数の事業計画を提出すること認められるか明確化頂きたい。認められる場合は、かかる複数案を加味することが評価上の加点につながるのか併せて明確化頂きたい。	代替案としていくつかのケースを想定すること自体は否定されませんが、複数案を記載する場合、最も評価の低い提案をもって評価されることとなります。
389	公募占用指針	第 8 章(2)	運転開始予定日を早期に設定することは、事業実現性に関する評価の観点で得点が加算される要因となるかどうか明確化頂きたい。	評価に当たっては、公募占用計画に記載した運転開始予定日を踏まえて迅速性や事業実現性を評価するものとしていますので、当該事情を踏まえて運転開始予定日を設定してください。
390	公募占用指針	第 8 章(2)	「財務管理に関するリスク（風力変動に備えた対応）」とは何を意味しているのか明確化頂きたい。	「風況変動」に修正します。 なお、当該項目は、財務管理において、長期的、安定的効率的な事業を実施する上で、特に重要となるリスクの有無について事業者が検討し、リスクが特定されて場合にはその対応方針を記載していただくこととしています。

391	公募占用指針	第8章(2)	「財務計画（資金計画、収支計画）の適切性」とは何を意味しているのか明確化頂きたい。	様式 3-1-12 に例示している資料等の観点を踏まえ、事業実施に必要な資金の調達方法や収支計画が適切であり事業実現可能性があるかという点を判断します。
392	公募占用指針	第8章(2)	{最先端技術の導入}に関しては、定性的な評価が行われるのみであり、定量的な評価は加味されないとの理解でよいか、明確化頂きたい。	ご指摘の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、最先端の技術について定量的な記載がなされているのであれば、その内容を考慮することは有り得ます。
393	公募占用指針	第8章(2)	「最先端技術の導入」を導入する場合、十分な実績がない技術とならざるを得ないが、実績が乏しいものの最先端の技術を導入することを企図する場合、事業実現性の観点でマイナスの評価がされ得るか明確化頂きたい。	最先端の技術の導入の評価にあたっては、事業計画の実現性等も踏まえた上で評価することとなります。
394	公募占用指針	第8章(2)	「関係行政機関の長等との調整能力」に関して、本案件を含む、国内洋上風力発電事業にかかる公募占用計画の提出へ向けた「関係行政機関長等との調整」は評価対象になるのか否か、明確化頂きたい。	当該公募占用計画の調整に係る実績も評価の対象になり得ます。
395	公募占用指針	第8章(2)	事業実施能力に関する項目（安定的な電力供給—最先端技術の導入）について「今後導入が進むと考えられる最先端の技術導入を進めている」ものについては「当該技術についての実績」を考慮するとあるが、今後導入が進むと考えられる最先端技術、特にトップランナーとされている「世界初の最先端技術」には実績がない。まだ導入されていない技術に対して実績を求めるとするのは矛盾しているのではないか。 技術が最先端であることと、実績があることと、どちらが重要視されるのか。また、この場合の実績とは何を持って実績として評価するのか。	事業計画の実現性やリスク分析の評価において、実績や実証結果などがない信頼性の低い技術を活用する場合、評価点が下がることとなります。 このような中で、最先端の技術を導入し、業界を先導する取り組みを評価し、インセンティブを与えるため、最先端技術の導入を別途評価することとしております。 最先端技術の実績は稼働実績や実証結果などが考えられますが、最先端技術の信頼性について具体的に説明出来るものを事業者の創意工夫でご提案ください。
396	公募占用指針	第8章(2)	同占用指針（案）第9章(7)の2)の(iv)占用許可の条件では「選定事業者は、占用許可の申請までに書面にて協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること」となっており、事業の実施においては、関係漁業者からの同意取り付けが不可欠であり、事業実現に大きな影響を及ぼすことから、第8章(2)の1)の事業実施能力に関する項目（80点）においての「確認の視点/リスク評価」においては、先行事業者が長年時間をかけてすでに取り付けてきた「関係漁業者」との合意に対して考慮されなくてはならない。 更に、第8章(2)の「2）地域との共生や事業の波及効果（40点）」における「関係漁業者や関係海運業者等との協調・共生方法の評価」では、今後どのように理解を得ていくか示すものとなっているが、リスク対応の観点で、先行事業者が長年時間をかけて取り付けてきたこれまでの「関係漁業者や関係海運業者等との協調・共生方法」の合意に対する成果については確実に評価すべきである。	協議会とりまとめにおいて、選定事業者が協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、選定事業者による促進区域内における洋上風力発電事業の整備に係る海域の利用について了承することとされております。 そのため、協議会意見とりまとめの留意事項をどれだけ尊重した計画となっているかという観点からも評価することとなります。

397	公募占用指針	第8章(2)	(1) 事業実施能力に関する項目(安定的な電力供給―最先端技術の導入)について、最先端技術とは、風車や部品等の最新型モデルに限らず、例えば施工方法や環境負荷の低減に貢献する技術、メンテナンス技術等も評価対象となるのか。 (2) その場合、トップランナーを選定するのに風車や部品等の最新性と技術の最新性とをどう比較評価するのか。	本項目は、最先端の技術を導入し、業界を先導する取り組みを評価し、インセンティブを与えることを目的としたものです。 カテゴリや基準を限定的にすることは、最先端技術開発へのインセンティブの方向性を限定的にとどめる可能性がありますので、カテゴリ等は限定的にせず、各事業者の創意工夫による提案を期待し、当該提案について、長期的、安定的、効率的な事業の実施の観点にどのように貢献するのかという観点で相対的に評価することとなります。
398	公募占用指針	第8章(2)	事業実施実績に関して、協力企業を含めた洋上風力の実績又は陸上風力及び海洋土木の実績が併記されているが(P45)、P50記載の通り、本件においては同じ国内の実績であれば35万kW程度の着床式洋上風力の経験が、陸上風力+海洋土木の実績などよりも高く評価されると考えて良いか。	本公募に係る事業に照らしてどれだけ親和性が高いかを評価するため、我が国の自然・社会状況等を踏まえた同規模以上の着床式洋上風力発電の実績があれば最も高く評価いたします。
399	公募占用指針	第8章(2)	「協力企業を含めて・洋上風力発電設備の設置、維持管理及び運用の実績があること。又は・陸上風力発電設備の設置、維持管理及び運用並びに海洋土木工事の実績があること」とありますが、設計・施工・運転保守および事業運営への信頼性・安定性確保という趣旨に照らし、たとえ海外の実績であってもそれだけを以て国内実績と劣後させるのではなく、本案件の類似規模、日本と類似性のある気象条件での実績であれば国内実績と同等に評価いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解の通りです。
400	公募占用指針	第8章(2)	(2) 1)「最先端技術の導入」の確認方法には「今後導入が進むと考えられている最先端の技術導入を進めているか(当該技術についての実績や実証結果など信頼性も考慮して評価)」とあり、(3) 3)の確認の視点の例では、トップランナーが「世界初の最先端技術の導入を進めている」、ミドルランナーが「今後導入が進むと考えられる最先端の技術導入を進めている」とあり、2つの評価基準が矛盾している。	最先端の技術の導入の評価にあたっては、事業計画の実現性等も踏まえた上で評価することとなります。 世界で初めて導入された最先端技術に関しても、信頼性に関してこれまでの実績や実証結果等があれば記入して頂くことは可能です。
401	公募占用指針	第8章(2)	本項において、国内/地域への経済波及効果試算の前提となるサプライチェーンを構成するサプライヤーと何かしら文書または契約(関心表明書、契約書、覚書など)を交わしていることが、評価に影響するか否かを明確にしていきたい。	公募時点で協力企業を1者に確定していることだけをもってその評価に差は設けませんが、サプライヤーとの合意内容が明らかである方が、より内容の確実性の高い提案として評価されるうと考えます。
402	公募占用指針	第8章(2)	「事業計画の実現性」、「関係行政機関の長との調整能力」、「周辺航路、漁業等との協調・共生」の各項目に関しては、公募占用計画の提出前にどれだけ長期間にわたり現地調査、地元関係者との調整を行ったかは評価対象ではなく、あくまで今後の対応に関する考え方、実施計画が評価されるとの理解でよいか、明確化頂きたい。	御指摘の項目において、本案件にかかる調整期間の長さのみをもって評価することは想定していません。
403	公募占用指針	第8章(2)	地域経済が国内経済の一部であることを鑑みたと、「地域経済への波及」は「国内への経済波及」にもつながるものと考えられるが、「地域経済への波及」として評価された内容は「国内への経済波及」としても評価されることを明確化頂きたい。	「地域経済への波及」として記載された内容が、一地域にとどまらない経済波及効果をもたらすものと考えられる場合に、評価対象となることがあります。

404	公募占用指針	第8章(2)	「地域」「国内」の定義が不明のため、経済波及効果が生じる市町村・都道府県によってどういった評価の差が生じるのか明確にしていきたい。	同上
405	公募占用指針	第8章(2)	評価項目の「周辺航路、漁業等との協調・共生」について、公募選定前の協調・共生についての然るべき合意形成に向けて長年時間をかけて協議を実施出来ている案件への評価点の具体的な設定を求める。	公募においては、公募占用指針の評価の視点から最も長期的、安定的かつ効率的な発電事業を行えると評価された公募占用計画を提出した者を選定します。 そのため、周辺航路、漁業等との協調・共生については、本案件にかかる調整期間の長さのみをもって評価することは想定していませんが、地元調整の結果として、当該海域でのボーリング調査などで先行的な取組を実施している場合には、当該調査にあたっての関係行政機関の長との調整能力や調査結果に基づく事業計画の実現性など、事業実現性に関する要素で評価されると考えております。
406	公募占用指針	第8章(2)	国内/地域への経済波及効果試算の前提となるサプライチェーンにおいて、事業者選定時にサプライヤが決定しておらず複数候補サプライヤを記載する場合の評価方法について取扱いを明確にしていきたい。	国内/地域経済への波及効果の観点から判断します。複数案のサプライチェーン形成計画を提示し、複数の経済波及効果パターンを示す場合には、その中で最も低い評価を採用します。
407	公募占用指針	第8章(2)	提出された国内/地域への経済波及効果試算の前提となるサプライチェーンが事業者決定後に変更となった場合の取扱いを明確にしていきたい。	事業者選定時の水準が維持されるか、また公募占用計画の変更にあたっては、第9章(5)1)の基準に合致しているかという観点から判断します。
408	公募占用指針	第8章(2)	国内/地域への経済波及効果の評価について、すでに設置されている国内・地域工場で製造を行うサプライヤーから調達することで、そうでないサプライヤーからの調達に比べて評価対象となるのか。 同じ金額の発注でも、工場の設立等を伴うものの方が評価が高いか。	経済波及効果の観点から判断します。
409	公募占用指針	第8章(2)	国内/地域への経済波及効果の評価について、各施策のうちある金額水準について約束しておき、各具体策のうち実際に実施する施策の合計値がその水準を満足する方法が評価対象となるのか。 例えば、地元工場があるA社とそうでないB社がある場合、サプライチェーン形成計画にはA・B両社を記載するが、A社に最低限の金額を発注することを約束するとした場合、その金額が経済波及効果として評価されるのか。それとも複数記載の場合は最も評価の低いサプライヤーの評価が適用される原則は変わらないか。	御質問の趣旨が不明ですが、国内/地域経済への波及効果の観点から判断します。複数案のサプライチェーン形成計画を提示し、複数の経済波及効果パターンを示す場合には、その中で最も低い評価を採用いたします。
410	公募占用指針	第8章(2)	雇用数、工場の建設や投資、地元の流通センターの利用など、地元経済への波及効果に関する情報の記載に言及・要請されているが、透明性の高いアプローチによって低く・現実的な数値を算出する事業者よりも高い得点を取るために、一部の事業者が非常に楽観的で信頼性の低い数値を示すリスクが懸念される。つまり、一部の事業者が誤解を招くようなアウトプットを提出する可能性があると考えられる。この評価にあたって、数字のみに焦点を当てることを避ける、もしくは、事業者が地方・国内経済に利益となる可能性が高いと述べているものについて、どのような説明責任を負うべきかについて記載することで信頼性を高める、などの検討は可能か。	ご指摘を踏まえ様式を修正しました。また経済波及効果においてはその根拠となる説明をいただくことを考えています。 また、計画に記載いただいた内容は実現していただくことが前提となります。選定事業者には公募占用計画の履行状況の定期報告徴収を行うこととしており、計画の履行状況によっては選定の取消しもあり得ます。

411	公募占用指針	第8章(2)	表中の「関係行政機関の長等との調整能力」および、五島沖公募占用指針案に係るパブリックコメント No.275 の政府ご回答「景観に関する事項など、国内風車特有のものがあるため、風車に係る経験は重要」「国内風車に係る経験がない場合は、ミドルランナーとはいえない」についての質問です。風車設置において景観上配慮事項がある点をご説明の通りと存じますが、一方で、陸上風力案件は沿岸景観の配慮・海域利用との調整という観点から、調整相手の面でも考慮すべき事項の面でも洋上風力案件との親和性が低く、また、対象設備の大きさという観点からも洋上風力案件と異なります。洋上風力案件との親和性という観点で考えると、陸上風力設備よりも臨海部の工場や発電所、それらの煙突等の建築物及び工作物のほうが高さ等の観点で洋上風力設備との親和性が高く、その開発にあたっては、海の利用者や沿岸住民の方々等との諸調整に加えてこれに応じた景観配慮・調整を行う必要があります。実際、これら建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠が、県や地元自治体が定める景観条例等の規制や景観計画に合致し、地域の自然・歴史・文化等と人々の生活、経済活動との調和を図れるよう、検討委員会を開催する等して多くの関係者と細かな調整を行っています。風車経験を有するか否かという点だけではなく、本項目に必要な調整能力の要素を分解し、同等・親和性の高い経験については、風車であるか否かに関わらず公平に評価していただきますようお願いいたします。	以前のパブリックコメントで御説明した通り、風車に係る経験は重要であると考えています。
412	公募占用指針	第8章(2)	「事業計画の実現性」、「周辺航路、漁業等との協調・共生」、「地域経済への波及効果」「国内経済への波及効果」については、トップランナーは1者として採点する」との規定があるが、各項目でトップランナーが1者もない場合があることを明記頂きたい。	本公募においてトップランナーに該当する者がいないと判断する場合もあります。
413	公募占用指針	第8章(3)	「事業実施実績があること」について、トップランナーの条件である「極めて適切な実績（国内など我が国の自然・社会状況等を踏まえた実績に限る）」について、「極めて適切な実績（国内の実績に限る）」とした五島市沖公募占用指針からの変更点を、例えば「国内など」に含まれる国名、地域名を明記する等、明確にしたい。	「国内など我が国の自然・社会状況等を踏まえた実績」について、網羅的に列記することは困難であり、原案の通りとします。（実績について内容が分かるように記載してください。）
414	公募占用指針	第8章(3)	今回の入札対象と同規模で国内洋上風力発電事業の実績を有する事業者は存在しないことから、「事業実施実績があること」についてトップランナー（100%、30点）は存在せず、ミドルランナー（70%、21点）が最高評価となるのでしょうか？それとも相対評価でトップランナーが決まるのでしょうか？	事業実施実績については「極めて適切な実績（国内など我が国の自然・社会状況等を踏まえた実績に限る）」としていますが、トップランナーに該当する者がいないと判断する場合もあります。
415	公募占用指針	第8章(3)	各評価項目におけるトップランナー・失格要件（「実現可能性があるとはいえない」）の具体的な評価指標をご教示頂きたい。	第8章（2）に示した「確認の方法」の通り、複数の観点から判断することとなるため、一義的にお答えすることは困難です。
416	公募占用指針	第8章(3)	「国内など」となっており、日本の自然・社会状況に近似する諸外国の実績もトップランナーとして認められるということで良いか。	ご認識の通りです。日本の自然・社会状況等を踏まえた諸外国での実績もトップランナーとして認められる可能性はあります。
417	公募占用指針	第8章(3)	事業実施実績があることに関し、「国内など我が国の自然・社会状況等を踏まえた実績に限る」とあるが、国外も含まれるとの理解で良いか。	同上

418	公募占用指針	第8章(3)	「極めて適切な実績（国内など我が国の自然・社会状況等を踏まえた実績に限る）」とありますが、例えば台湾等の日本と自然状況が類似したサイトの実績は「国内など」の実績として整理されるのでしょうか。	同上
419	公募占用指針	第8章(3)	3)「事業計画の実現性」「周辺航路、漁業等との強調・共生」「地域経済への波及効果」「国内経済への波及効果」の4項目については、トップランナーは1者として採点することだが、同じ事業者が一括提案と片側提案を同時に応募した場合に、「周辺航路、漁業等との協調・共生」や「事業計画の実現性」などの記載内容が全く同じであった場合、この項目ではどちらの提案にトップランナーの採点をするのか。またその根拠は。	北側、南側、一括提案のそれぞれの区域毎に評価を実施し、評価点で相対比較を行います。
420	公募占用指針	第8章(3)	評価の配点について、「一般海域における占用公募制度の運用指針」（2019年6月）に記載の「事業実現性に関する要素の配点案」と表現が異なるが、配点は小数点以下切り上げとして、運用指針に記載の配点案のとおり整数点となるのか。	評価の点数は公募占用指針第8章の評価基準のとおり計算されます。
421	公募占用指針	第8章(3)	① 協議会意見とりまとめには売電収入に対する割合等、基金への出捐等の規模（総額）の目安について記載が無いが、周辺航路、漁業等との協調・共生の評価項目が、最低限必要なレベルや不適切とまではいけないレベルとしての目安を提示して貰いたい。 ② 基金への出捐等の定量的な規模のみを以て評価されるものではないとの理解だが、基金への出捐金額が多い程、周辺航路、漁業等との協調・共生の評価項目での評価点は高くなる方向に作用するのか、明示して貰いたい。 ③ 協議会意見とりまとめには選定事業者が基金の用途の決定に関与するとの記載はないが、周辺航路、漁業等との協調・共生の評価項目の評価に際し、基金をどのような形で使うかについての提案の内容、有無は影響しないのか、明示して貰いたい。 ④ 銚子市と銚子市漁業協同組合、銚子商工会議所が設立した（仮称）銚子協同事業オフショアウインドサービス株式会社をどのように活用すべきかについての協議会構成員の見解を明示して貰いたい。	①及び④については、協議会意見とりまとめや協議会構成員による説明会において協議会の意見をご確認ください。 ②、③については、協議会の意見とりまとめを踏まえながら、事業者の提案が協議会意見を尊重している提案かを評価いたします。また地域との共生に関する事項については都道府県知事意見を参考聴取し、これも踏まえて評価を行います。 なお基金を活用した漁業等の振興・共生策を公募占用計画の中で提案することについて妨げる事はありません。
422	公募占用指針	第8章(2)	公募期間中(P 63 で推奨されている公募期限の4カ月前に事業者が一般送配電事業者に対して接続検討申込を行ったにも関わらず、接続検討回答を公募期限までに受領することが出来なかった場合、事業実現性に関する評価において、“事業計画の実現性及びリスクの特定が出来ていない”という扱いとなるか。	公募のスケジュールは、接続検討の標準処理期間等も踏まえて設定されています。公募開始以降、速やかに接続検討申込をすれば期限内に回答入手できる機会は十分に確保されるものと考えます。なお、標準処理期間に1か月の余裕を追加し、情報が必要な日の4ヶ月前に申請することを推奨しています。

423	公募占用指針	第 10 章(2)	接続検討に於いて速やかな申込が必要、必要な日の 4 か月前に申請する事を推奨との説明があるが、速やかに対応した場合に於いても東北電力ネットワーク株式会社より回答が公募までに来なかった場合、公募の公平性の観点から公募期間延長も検討頂けるか。例えば、公募から 1 か月以内に申込を実施した場合に於いて、4 か月で回答が届くのであれば公募の 6 か月以内なので問題ないが、これが 1 か月以上遅れた場合に於いては、既に回答を得て居る会社とそうでない会社間で不平等が生じる事から確認させて頂くもの。明らかに申請が遅い企業は別にいつまでに申し込みを実施した場合には公募締め切り前までには回答する旨の指標を示すべきと思料。	同上
424	公募占用指針	第 10 章(2)	「公募占用計画の受付期限より 3 ヶ月を超える検討期間があったとしてもすべての申し込みに対して接続検討回答が出来ない場合がある。」「※2 接続検討は各事業者 1 件ずつ、順番に行うこととなる。」とございますが、応札検討にあたり、接続検討は極めて重要な事項であることから、いつまでに申し込みを実施した場合には少なくとも入札日の [2] カ月前までには回答頂けるといった指標や、ルールを明示頂けないでしょうか。	同上
425	公募占用指針	第 8 章(3)	「財務計画の適切性」の配点は 0 点であるものの、金融機関との検討の熟度を示す明確な根拠や収支計画策定の明確な根拠があれば、資金計画、収支計画、事業計画の内容についても、事業の実現性の観点等から第三者委員会の意見も踏まえて評価することはあり得るとの理解でよろしいでしょうか。	金融機関との検討の熟度を示す明確な根拠があれば、当該内容については、事業計画の実現性の観点等から、第三者委員会の意見も踏まえて評価することはあります。
426	公募占用指針	第 8 章(3)	(3) 3)の事業の実現性に関する配点表の中で、事業実績のトップランナーについては「極めて適切な実績（国内など我が国の自然・社会状況等を踏まえた実績に限る）」となっている。これは、自然・社会状況等によっては国外の実績もトップランナーとして認められるという解釈で良いか。 また、国外も含まれるということであれば、自然・社会状況等についての定義（論点）をある程度明確にしておく必要はないか。	前段については、御理解の通りです。後段については、「国内など我が国の自然・社会状況等を踏まえた実績」について、網羅的に列記することは困難であり、原案の通りとします。（実績について内容が分かるように記載してください。）
427	公募占用指針	第 8 章(3)	公募占用指針において、事業者として選定されたとしても、漁協等が公募占用計画に記載の地域貢献策が不十分と判断し、漁協等からの合意が得られず事業推進不可となった場合の取り扱いに就きご教示いただきたい。法定協議会で、地元関係者を含む事業関係者での議論を経て促進区域に選定されるプロセスは理解しており、協議会で意見を尊重して発電事業を実施することも理解するも、事業者選定後に漁協等の最終合意が得られず案件が進まないリスクを事業者が 100%負うのか、協議会の構成委員である政府が同リスクを負担する立場を取り得るのか、どのように整理しているかご教示いただきたい。	再エネ海域利用法第 9 条第 6 項において、協議会構成員は協議会において協議が整った事項については、その結果を尊重しなければならぬとされており、また協議会とりまとめにおいて、選定事業者が協議会意見を尊重している場合においては洋上風力発電事業に係る促進区域内の海域の利用を了承することとしており、御懸念の点は当たらないと考えます。
428	公募占用指針	第 8 章(4)	合計点の失格要件についての「加えて～50%未満の場合とする。」において、「事業の実施能力」とは「事業の確実な実施(65 点)」を指し、「地域との調整や事業の波及効果」とは「地域との調整(20 点)」と「地域経済等への波及効果(20 点)」の合計を指すという理解で宜しいでしょうか？	第 8 章（ 2 ） 1 ） 及び 2 ） をご確認ください。

429	公募占用指針	第8章(4)	ここで言及されている主要分野（、「事業の実施能力」及び「地域との調整や事業の波及効果」）の各合計点が50%未満となった場合には自動的に失格となるとの理解でよろしいか。	御理解の通りです。
430	公募占用指針	第8章(5)	EPCが甲型JVの場合は、JVの構成企業が全て評価されることを明記頂けないでしょうか。また、EPCが乙型JVの場合、役割毎に構成企業が全て評価されると明記頂けないでしょうか。	甲型JVの場合はJVの中で最も評価の低い実績を採用します。乙型の場合は、それぞれの役割に応じて実績を評価します。なお役割が重複する場合は重複する者の中で最も評価の低い実績を採用します。
431	公募占用指針	第8章(5)	「複数の協力企業の候補が示された場合、候補の協力企業の中から最も評価の低い企業の実績を評価する。」とあるが、EPCの体制が共同企業体（以下、「JV」）を予定している場合は、JVに参加している企業は全て評価対象という理解で宜しいでしょうか。また、役割に応じて複数の協力企業に分割して発注する場合は、役割ごとにそれぞれの協力企業が評価されると明記していただけないか。	同上
432	公募占用指針	第8章(5)	甲型、乙型ともJVは構成企業全体で単一の事業体と見做して、構成企業の有する実績が総合的に評価されることを確認したい。仮に、JV構成企業の中で最も評価の低い企業の実績が評価される場合、甲型JVの正しい評価方法ではなく、乙型JVについても、構成企業ごとの役割の分担は明確な一方で複数の候補があるわけではなく、同様に正しい評価方法ではないと考える。	同上
433	公募占用指針	第8章(5)	「事業の実施・管理についての評価対象は応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限る」との記載ですが、SPCの議決権を有する企業のみしか評価されないのでしょうか。プロジェクト構造最適化のために中間持ち株会社を経由した節税等を図ることは、より低廉な供給価格での事業実現に資するものでございます。一方で、この場合SPCの直接の親会社は中間持ち株会社となるため、SPCの議決権を持たないこととなります。	事業の実施・管理についての評価対象は応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限るとしています。
434	公募占用指針	第8章(5)	事業実施実績の項で最高得点をあげるには、自身が設置を予定する洋上風力発電所と同等規模の洋上風力案件の経験が必要とされるのか。同等規模の陸上風力発電の経験は、事業実施実績の項での最高得点の獲得につながるのか。	前段について、御理解の通りです。
435	公募占用指針	第8章(5)	「協力企業については、複数の候補を示すことを可能とし、事業者選定後は、原則、当該候補の中から協力企業を確定すること。複数の協力企業の候補が示された場合、候補の協力企業の中から最も評価の低い企業の実績を評価する」との記載があるが、候補の協力企業の評価はどのような基準で行うのか？（例えば、協力企業の財務実績、類似する事業、国内/国外企業、といったような観点で評価を行うのか）	協力企業の事業体制における役割に応じた実績の観点を中心に評価を行います。
436	公募占用指針	第8章(5)	風車の設置や海洋土木工事の実績として、事業者（発注者）による設計・調達、建設管理は評価の対象となるのか。	評価の対象になり得ます。

437	公募占用指針	第8章(5)	実績の評価において、「風車や海洋工作物の製造、設置、維持管理に関する設計（E）・調達（P）・建設（C）や保守点検等（EPC等）」とあるが、保守点検等（EPC等）には陸上にある変電施設、送電線、通信ケーブル等は評価対象に含まれるのか。	同上
438	公募占用指針	第8章(5)	「洋上風力発電事業の主な行程としては、①風車の設置、②海洋土木工事、③発電事業の運営（維持管理を含む。）に分類できるため、これらに係る実績がある場合を評価する」とあるが、事業として完工に到達していない案件は実績に含められないとの理解でよいか。 事業全体が完工に到達していなくとも、例えば②海洋土木工事まで完了している場合において何らかの役割を担った実績があれば、当該役割に関して実績に含むことができるのか。更には、②海洋土木工事を途中まで施工している場合において何らかの役割を担った実績があれば、当該役割に関して実績に含むことができるのか。	公募参加資格としての実績としての海洋土木工事の実績は、公募開始の日前10年以内の期間に工事が完了している実績となります。 また評価対象となる過去の実績については対象期間の範囲は限定しません。設備の仕様や規模、本公募において担う役割等の観点から、本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いかという観点で確認することとなります。
439	公募占用指針	第8章(5)	過去の案件の実績はどのように評価するのか。過去案件における類似経験/役割を証するエビデンスが必要なのか。審査におけるヒアリング等で確認する方法も想定されているのか。	本公募において担う役割等の観点から、本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いかという観点で確認することとなります。評価において必要と判断した場合には事業者に対して質問票の送付やヒアリングも行います。
440	公募占用指針	第8章(5)	事業の実施・管理においても、複数社が同じ役割を共同で果たすことが想定されるが、その場合は共同実施の点に着目し、最も評価が高い企業の実績を評価していただきたい。 また、EPC等において、JVとして複数社が同じ役割を共同で果たすことが想定されるが、その場合は共同実施の点に着目し、最も評価が高い企業の実績を評価していただきたい。	事業の実施・管理において同じ役割を担う事業者が複数いる場合は、最も評価が低い企業の実績を評価対象として扱うこととしております。 ただし、公募占用計画提出時に、複数の事業実施企業による事業実施体制、人的体制や情報共有体制等が明確になっている場合には、それらの体制を踏まえて総体的に対象の実績を評価いたします。
441	公募占用指針	第8章(5)	構成企業及び協力企業の実績を評価するにあたり、①風車の据え付け、②海洋土木工事、③維持管理の3つの役割それぞれに対して、複数の事業者が関与する場合には、構成企業及び協力企業のいずれも最も実績の低い事業者で評価をすることでしょうか（20/0/9/30付「長崎県五島市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答」（No.66）の回答を踏まえての質問）。 候補企業を提示した場合に、最も評価が低い企業を評価対象とすることは当然と考えるが、複数企業が必ず担う（候補ではない）場合は、複数企業の実績を加味して評価すべきと考える。例えば、複数企業が同一の評価上の役割（①風車の据え付け、②海洋土木工事、③維持管理）を負担するものの、契約上では細かな業務分担が分かれていることが想定され、当該内容が確認できないことが理由、ということであれば、どうすれば複数企業の実績を加味して評価できるか提示いただきたい。本事業を安定的に建設、運営するために複数企業の技術力、ノウハウを結集することを適切に評価いただくべきと考えるためであり、ご検討いただきたい。	同上

442	公募占用指針	第8章(5)	保守点検等の実績評価対象としては風車や海洋工作物に対するもののみであるのか、陸上電機設備等は対象外ということか。	保守点検等の対象範囲の設備は、海洋再生可能エネルギー発電設備と考えます。
443	公募占用指針	第8章(5)	海底ケーブル敷設工事は海洋土木工事に該当するのか。基礎 EPC とケーブル EPC について、分割で契約する（どちらとも元請契約をする）場合には、それぞれ実績が評価されるという認識でよいのか。	海底ケーブル敷設工事は海洋土木工事に該当します。 海洋土木工事を複数者で分担して実施する場合は、最も評価の低い企業の実績を評価することとなります。
444	公募占用指針	第8章(5)	EPC 等についての実績評価について、元請となる協力企業は関心表明書を提出することで評価対象になるということであるが、「公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれる」場合や、関心表明書を出した EPC 等の辞退等、やむを得ない事情がある場合には、関心表明書を公募時に得ていない EPC 等への変更も可能と考えてよいのか。	協力企業は、公募段階では必ずしも確定することは難しく、また、評価対象となる協力企業については、事業者選定後の変更は可能な限り避けるべきであると考えており、協力企業については複数の候補を示すことを可能としています（選定後には、原則、当該候補の中から確定することとしております）。 一方で、審査及び評価の結果が下がる方向ではないことを前提に、公共の利益の増進又はやむを得ない事情がある場合には協力企業の変更は可能です。
445	公募占用指針	第8章(5)	「事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又は SPC の議決権を有する企業に限る」との記載があるが、SPC として公募参加する場合、評価対象は SPC の議決権を直接保有する企業に限られるのか、SPC の議決権を間接保有する企業も含まれるのか明確化頂きたい。	ここで役割として挙げている者はア及びイに挙げているものを指します。
446	公募占用指針	第8章(5)	「洋上風力発電事業において各事業者が果たす役割には、 ア) 事業の実施・管理（事業に係る責任を有する者が行う、事業計画作成、事業管理、請負企業選定・交渉、事業スケジュール管理等。） イ) 風車や海洋工作物の製造、設置、維持管理に関する設計（E）・調達（P）・建設（C）や保守点検等（EPC 等） があるため、これらの役割ごとに実績を評価することとする」とありますが、ここでいう「役割」とは、①風車の設置、②海洋土木工事、③発電事業の運営（維持管理を含む。）の工程ごとに、事業の実施・管理と EPC 等のそれぞれで役割（一部である場合を含む）を担う企業の実績を評価すると理解しております。 理解に誤りがなければ、その旨を明記していただきたい。	同上
447	公募占用指針	第8章(5)	「事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又は SPC の議決権を有する企業に限る」との記載があるが、直接或いは間接に SPC の議決権を有さないものの、直接或いは間接に SPC に出資する企業の実績も評価されることを明確化頂きたい。	SPC の議決権を有する企業に限ります。
448	公募占用指針	第8章(5)	維持管理、保守点検に関する実績・ノウハウを有する企業が、新たに当該業務のために会社を設立する場合、当該企業の実績の評価は一律にゼロとするのではなく、実態面を見て評価されるという理解でよろしいでしょうか。	当該会社の設立形態によること、一概にご回答は申し上げられません。

449	公募占用指針	第8章(5)	「洋上風力発電事業の主な行程としては、①風車の設置、②海洋土木工事、③発電事業の運営（維持管理を含む）に分類できるため、これらに係る実績がある場合を評価する。」とあるが、「陸上における変電施設、送電線、通信ケーブル等の製造、設置」は①②に該当しないということによいか。また、③には「陸上における変電施設、送電線、通信ケーブル等の維持管理」は含まれるということによいか。	御理解の通りです。
450	公募占用指針	第8章(5)	応募事業者がEPC等を実施する場合の、本項目の「ア）事業の実施・管理（事業に係る責任を有する者が行う、事業計画作成、事業管理、請負企業選定・交渉、事業スケジュール管理等。）」のうち「請負企業選定・交渉」と、本項「イ）風車や海洋工作物の製造、設置、維持管理に関する設計（E）・調達（P）・建設（C）や保守点検等（EPC等）」のうち「調達（P）」との定義上の差異を明確にしていきたい。	場合により重複することがあるものと考えています。
451	公募占用指針	第8章(5)	「ア）・・イ）・・があるため、これらの役割ごとに実績を評価することとする。」とあるが、ここでいう「役割」とはどこまでを指すか。 たとえば、基礎（モノパイル）の設計を設計専門会社に外注し、その設計に基づき事業者が基礎製作会社にモノパイル製作を発注し、輸送業者により基地港まで輸送され、建設会社により占用海域に据付られたとして、この場合は調達（P）を事業者自らが引き評価対象となり、設計（E）：設計専門会社、建設（C）：建設会社が協力企業として評価対象となることによいか。この場合、輸送業者は協力企業として評価対象となるか。そして、輸送業者を協力企業として実績を示さない場合減点となるか。 また、これらの役割が事業者が元請契約をした協力企業から下請先に発注される場合もその下請先は協力企業として評価対象か。下請先を協力企業として記載しなかった場合、記載した場合と比べて減点となるか。	前段で御指摘のケースにおいて、輸送業者が協力企業として評価対象となることは有り得ると考えられます。他方で、輸送業者を協力企業として実績を示さないことだけを理由として減点するとは限りません。 後段で御指摘のケースにおいては、元請契約を予定している者の下請けを受ける予定の企業についても、関心表明書が提出され、公募占用計画に記載等されていれば、協力企業として扱うことは可能です。なお、元請契約以外の協力企業については、評価対象としない場合は、公募占用計画に記載することは必須ではありません。
452	公募占用指針	第8章(5)	"「複数の協力企業の候補が示された場合、候補の協力企業の中から最も評価の低い企業の実績を評価する」とある。 当該公募参加者から挙げられた複数の候補の中で、当局が最も低評価の候補を採用した場合として評価される、という解釈で良いか。"	御理解の通りです。

453	公募占用指針	第 8 章(5)	<p>① 「事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又は SPC の議決権を有する企業に限る」と記載があるが、様式集にある「宣誓書」の誓約項目により、コンソーシアム構成員は全員、公募占用計画の認定までに SPC を設立し、出資の上、議決権を有する必要があることから、優先株のような SPC の議決を伴わない出資(以下「無議決権出資」という)のみを予定する者は事業の実施・管理についての評価対象とならないという理解で良いか。</p> <p>② 無議決権出資のみを予定する者は事業実施実績のみならず、関係行政機関の長等との調整能力や周辺航路、漁業等との協調・共生を含むその他の評価項目でも同様に評価対象とならないという理解で良いか。</p> <p>③ 関係行政機関の長等との調整能力の評価項目については関心表明書を提出した協力企業の実績は対象とならないと理解するが、周辺航路、漁業等との協調・共生の評価項目について、関心表明書を提出した協力企業(例えば外部アドバイザー)の協力を得て協調・共生を行うという提案をした場合には評価対象となるという理解でよいか。</p>	<p>①ご理解のとおりです。</p> <p>②ご理解のとおりです。</p> <p>③周辺航路、漁業等との協調・共生等に係る調整については、公募参加者自身が担うべきものであるため、協力企業の実績は含みません。</p>
454	公募占用指針	第 8 章(5)	<p>「複数の協力企業の候補が示された場合、候補の協力企業の中から最も評価の低い企業の実績を評価する」とある。</p> <p>当該公募参加者から挙げられた複数の候補の中で、当局が最も低評価の候補を採用した場合として評価される、という解釈で合っているか。</p>	<p>御理解の通りです。</p>
455	公募占用指針	第 8 章(5)	<p>占用計画の提出にあたって協力企業が関心表明書を提出する場合の、下記それぞれのケースにおける経産省の考え方を教えてほしい：</p> <p>a) 協力企業が他社に買収された場合。</p> <p>b) 協力企業が JV を設立し（後日設立を含む）、協力企業の名称が関心表明書から変更された場合。</p> <p>c) JV を形成中（未完了）の場合。JV 構成員の双方の企業より関心表明書を受領する必要があるか。</p> <p>d) 協力企業が後日、当初記載されていた範囲以上の業務を請け負うことができる、または請け負うことを希望する場合。例えば、アレイケーブルのサプライヤが後日、船舶も供給したいと申し出た場合。</p> <p>e) 洋上風力市場は新しい市場であるため、地元企業が新たに対応能力を増やすことが考えられる（船舶等）。その場合、事業者選定後にこれらの企業を追加することは可能か。</p> <p>f) 入札時に候補としていた協力企業が利用できなかった場合（協力企業の船舶が他のプロジェクトによって占有されている、またはその他の理由で利用できなかった場合）</p>	<p>a) 関心表明書提出後に当該協力企業が他社に買収されたことのみをもって、協力企業の変更に該当するとは考えておりません。</p> <p>b) 協力企業同士が JV を設立し、協力企業の名称が関心表明書から変更されたことのみをもって、協力企業の変更に該当するとは考えておりません。</p> <p>c) 必要と考えます。</p> <p>d) ご指摘のケースをもって、協力企業の変更に該当するとは考えておりません。</p> <p>e) f) 事業者選定後の協力企業の変更は可能な限り避けるべきですが、例示されたようなケースはその例外となることが有り得ます。</p>

456	公募占用指針	第8章(5)	「複数の協力企業の候補が示された場合、候補の協力企業の中から最も評価の低い企業の実績を評価する。」とありますが、役割ごとに最も低い企業の実績を評価するという理解で正しいでしょうか？例えば、海工事と陸工事について別々の協力企業の関心表明を取り付けた場合、陸工事の協力企業は海工事の実績はございませんが、海工事を担う予定の協力企業の実績評価は当該企業の海工事の実績のみ（当該企業の陸上工事実績有無は無関係）について行うことになるのでしょうか。	前段はご理解の通りです。後段については、協力企業毎のその役割及びその役割に対する実績がわかるように記載いただければ、適切に評価いたします。
457	公募占用指針	第8章(5)	「親会社などの実績でも、人的体制や情報共有体制等により、自らの実績と同等といえる根拠があれば評価する。」という考え方は、地域との調整の実績にも適用するべきではないでしょうか。令和2年9月30日付五島 Q&A No.67で、地域との調整の実績に関して、事業の親和性が高いかを踏まえて評価するとご確認いただき、地域との調整の実績に補足事項の一部を取り入れられていると理解しておりますが、中間SPCを設立する場合もあるため、親会社などの地域との調整の実績についても事業実施実績と同様の考え方が採用されるべきと考えます。	単に親会社などに実績があるかどうかだけで判断するものではないため、原案通りとします。 関係行政機関の長との調整実績に関しては、コンソーシアムやSPCで参加している場合には、その構成員の実績も含めて評価いたしますが、中間SPCの場合でも、公募占用計画提出時に、複数の事業実施企業による事業実施体制、人的体制や情報共有体制等が明確になっている場合には、それらの体制を踏まえて総体的に対象の実績を評価いたします。 なお、関係行政機関の長等との調整能力は、公募参加者自身が担うべきものであるため、協力企業の実績は含みません。
458	公募占用指針	第8章(5)	「親会社などの実績でも、人的体制や情報共有体制等により、自らの実績と同等といえる根拠があれば評価」との記載ですが、人的体制や情報共有体制とは具体的にどういったことを満たせば、自らの実績と同等と評価していただけるのでしょうか。プロジェクト構造最適化のために中間持ち株会社を経由した節税等を図ることは、より低廉な供給価格での事業実現に資するものでございます。一方で、その場合SPCの直接の親会社は中間持ち株会社となるため、事業実施実績を持たないこととなります。事業実施実績は中間持ち株のさらに親会社が有していることから、人的体制や情報共有体制の具体的な要件についてご教示いただきたい次第です。	例えば、実績を有する人材・チーム等を親会社・子会社から異動させる（具体的な計画を含む）ことを示せば同等といえる根拠となり得ることがあります。
459	公募占用指針	第8章(5)	NK認証など日本国内だけで要求されている許認可等の対応調整に関する実績は①の実績として評価されるか。それとも②の実績として評価されるか。	許認可の対応調整だけでは、事業実施実績となりません。
460	公募占用指針	第8章(5)	風車の設置については着床式や陸上等の浮体式以外の風車を、海洋土木工事についてはその他用途の浮体式構造物の実施を親和性の高さ（規模含む）から相対的に評価されるという理解で良いか。	御指摘の箇所について、修正しました。
461	公募占用指針	第8章(5)	風車の設置については着床式や陸上等の浮体式以外の風車を、海洋土木工事についてはその他用途の浮体式構造物の実施を親和性の高さ（規模含む）から相対的に表か。	同上
462	公募占用指針	第8章(6)	海洋土木工事の実績については、その他用途の「浮体式」構造物ではなく、「着床式」構造物でしょうか。	同上

463	公募占用指針	第8章(6)	「海洋土木工事についてはその他用途の浮体式構造物の実績を親和性の高さ」とあるが、浮体式ではなく着床式の間違いか。	同上
464	公募占用指針	第8章(6)	風車の設置については、着床式洋上風力の実績がなければ、「陸上等の着床式以外の風車」となっていますが、海洋土木工事については、本公募に係る事業が着床式洋上風力であるにもかかわらず「浮体式構造物の実績」を相対的に評価するということによろしいのでしょうか。	同上
465	公募占用指針	第8章(6)	「その実績がなければ、風車の設置については陸上等の着床式以外の風車を、海洋土木工事についてはその他用途の浮体式構造物の実績を親和性の高さ（規模含む。）から相対的に評価」との記載があるが、ここで浮体式構造物の実績を親和性の高さから相対的に評価することは不適であると考えられるため、着床式構造物の間違いであれば文面を修正頂きたい。	同上
466	公募占用指針	第8章(5)	「実績については、以下①から③までの視点を基本として、これらを満たす場合を最も高い評価として扱い」とあるが、Aという事業者が実績1案件において①から③までの視点を全て満たす場合と、Bという事業者が複数案件を組み合わせて①から③すべてを満たす場合でその満たすレベルがそれぞれ同等であった場合、AとBの評価に差が出るのか？また複数案件を組み合わせたBが①～③それぞれで、満たすレベルにおいてAを凌駕している場合の評価に差がでるのか？ 例：いずれも自らの実績として、日本海側で200MWの洋上WFのi)風車の設置 ii)海洋土木工事 iii)発電事業の運営（維持管理を含む）の事業の実施・管理実績を持つA事業者と、銚子沖で実証機1基のi)～iii)と、海外で400MWの洋上WFのi)～iii)の事業の実施・管理実績を持つB事業者ではどちらが高評価となるか？	風車の設置、海洋土木工事、発電事業の運営に関する過去の実績がどれだけ本公募事業に活かせるかという観点から、御指摘の①～③の観点も踏まえながら、提出いただいた実績内容を総合的に評価いたしますので、ご質問の点について一概にお答えすることは困難です。
467	公募占用指針	第8章(5)	①で、「国内の実績など、我が国の自然・社会状況等（※）を踏まえた事業の実績であるか。（※海洋土木工事については、航路や漁業等との利用調整を行った実績を含めて評価する。）」とあるが、国内でも場所の違いによって評価に優劣はつくのか？たとえば、銚子沖での実績と、国内他地域での実績の評価で優劣はつくのか？国内他地域間でも銚子沖と気象・海象条件が近い地域での実績の方が評価は高くなるのか？気象・海象条件が近い地域での実績は②の親和性の高さで評価されるのか？また銚子沖での実績1件と、銚子沖と気象・海象条件が似通っている地域での実績数件では評価の優劣はつくのか？	同上
468	公募占用指針	第8章(5)	①で、「国内の実績など、我が国の自然・社会状況等（※）を踏まえた事業の実績であるか。（※海洋土木工事については、航路や漁業等との利用調整を行った実績を含めて評価する。）」とあるが、航路や漁業等との利用調整を行った実績についての評価の優劣は、実績1件同士を比較するのか	航路や漁業等との利用調整を行った実績については、実績全体を踏まえて評価するものと考えています。
469	公募占用指針	第8章(5)	③において、「親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績か。又は、実態上、これと同等といえる根拠があるか。」とあるが、同等といえる根拠があった場合、親会社等の実績であったとしても、自社自らで同様の実績を持つ企業と評価は同じか。それとも、①～③の視点による相対的な評価においては、優劣がつけられ、自社自らの実績の方が評価は高くなるのか。	同等といえる根拠があった場合は、前段の御理解の通りです。

470	公募占用指針	第8章(5)	③の「実態上、これと同等といえる根拠」について、同等といえないと評価された場合、③については実績が全くないと評価されるのか。それとも「同等」に対する近さで相対評価されるのか。	同等と言える評価出来ない場合でも、その人的体制や情報共有体制等の程度から相対的に評価いたします。
471	公募占用指針	第8章(5)	評価対象となる過去の実績として取り扱える案件の完工時期について、対象期間に限定はないとの理解で良いか。どのくらい前のプロジェクトかによって、「親和性」の評価に影響があるのか。	海洋土木工事の実績以外については、前段は御理解の通りです。後段は対象の期間ではなく、設備の仕様や規模、本公募において担う役割等の観点から、本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いかという観点で確認することとなります。
472	公募占用指針	第8章(5)	②において、～その実績がなければ、風車の設置については着床式や陸上等の浮体式以外の風車を、海洋土木工事についてはその他用途の浮体式構造物の実績を～とあるが、これは記載ミスでは？正しくは秋田の公募占用指針と同じで、～その実績がなければ、風車の設置については陸上等の着床式以外の風車を、海洋土木工事についてはその他用途の着床式構造物の実績を～ではないか？	御指摘を踏まえ修正しました。
473	公募占用指針	第8章(5)	③において、「親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績か。又は、実態上、これと同等といえる根拠があるか。」とありますが、どういったものが根拠となり得ますでしょうか。	根拠の示し方については、各事業者の事情等に応じて様々であると考えています。事情に応じて同等と判断できる根拠をご検討ください。
474	公募占用指針	第8章(5)	過去の実績として評価の対象となるものに関連して「国内の実績など、我が国の自然・社会状況等を踏まえた事業の実績であるか」との規定があるが、我が国の自然・社会状況等に類似した他国での実績は評価対象になるか否か、明確化頂きたい。	同上
475	公募占用指針	第8章(5)	本公募の規模である約40万kWの風力発電所は、洋上および陸上とも、現在、国内に存在しない。そのような状況においては、親和性の観点から、国内陸上風力の実績より、本公募での規模と同程度以上の規模の海外洋上風力の実績の方が、高く評価されるのか。	同上
476	公募占用指針	第8章(5)	括弧内は、「風車の設置については、浮体式や陸上等の着床式以外の風車」ではないでしょうか。また、本公募に係る事業が着床式洋上風力であるにもかかわらず「浮体式構造物の実績」を相対的に評価するという点でよろしいのでしょうか。	御指摘を踏まえ修正します。(後段は「着床式」とします。)
477	公募占用指針	第8章(5)	海洋土木工事については、航路や漁業等との利用調整を行った実績がある方が高く評価されるのか。	当該実績が本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いかを評価することになります。
478	公募占用指針	第8章(5)	①で、「国内の実績など、我が国の自然・社会状況等(※)を踏まえた事業の実績であるか。(※海洋土木工事については、航路や漁業等との利用調整を行った実績を含めて評価する。)」とあるが、国内でも場所の違いによって評価に優劣はつくのか。たとえば、能代沖での実績と、国内他地域での実績の評価で優劣はつくのか。国内他地域間でも能代沖と気象・海象条件が近い地域での実績の方が評価は高くなるのか。気象・海象条件が近い地域での実績は②の親和性の高さで評価されるのか。	同上

479	公募占用指針	第 8 章(5)	<p>1)国内において同規模（41.5 万 kW）以上の洋上風力は建設中を含め存在しないため、国内の陸上風力の実績が最も評価されるという理解で良いか。</p> <p>2)現在、国内で進められている港湾の洋上風力（秋田港/能代港、響灘）は、「②海洋土木工事」の評価対象外と理解しているが、「①風車の設置」も、評価対象外という理解で良いか。仮に「①風車の設置」が評価される場合、何について評価されるのか。</p>	<p>1) 実績の評価は国内の実績に限るものではありません。我が国の自然・社会状況等を踏まえた実績があれば極めて適切と評価される場合があります。</p> <p>2) 御記載の案件については、本公募の開始時点では風車の設置、海洋土木工事、発電事業の運営いずれも完了していないと考えられるため、事業実施の実績としては評価の対象外となると考えますが、関係行政機関の長等との調整に係る実績がある場合には評価の対象になりうると考えます。</p>
480	公募占用指針	第 8 章(5)	<p>実績を有する人材・チーム等を親会社・子会社から異動させる（具体的な計画を含む）ことを示せば同等といえる根拠となり得るという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>人的体制や情報共有体制等を構築し、外部の実績を事業実施体制に組み込んでいることを根拠を以て明確に示していただければ、自らの実績として評価することが考えられることから、ご記載の方法は一つの例と考えます。</p>
481	公募占用指針	第 8 章(5)	<p>「このうち一つでも上記 ii)①から③に近いといえる実績がない場合には、失格として取り扱う。」とあるが、これは実績の評価対象となる協力企業すべてに当てはまるのか。例えば、海洋工作物である基礎の製作を行う協力企業について、日本国内に納入実績がないことを以て ii)①の実績がないとして、失格要件に該当するのか。当該役割において複数の協力企業の実績を記載していても、失格要件に該当する協力企業がいた場合は、失格扱いとなるのか。</p> <p>一方で EPC 等を元請として一括で行う企業を協力企業とし、基礎の製作を実際に行う元請の下請け企業を協力企業として記載しなくても許されると思うが、事業者確定後にこの元請企業が国内に納入実績がない企業に基礎製作を発注することは許されるか。</p>	<p>前段の параグラフの御指摘について、当該役割に複数の協力企業の実績を記載している場合、当該役割の実績については、その役割を担う者（協力企業を含む。）が少なくとも 1 社実績を有すれば失格要件には該当しません。</p> <p>なお、実績を全く有さない企業を協力企業と使う事業計画を提示した場合は、同企業を使わないよう留意事項として求めることもありえます。</p> <p>後段のケースについて、事業者の選定に当たっては、その元請の実績、事業実施能力を評価することとなります。選定事業者となった場合、公募占用計画に基づき、確実に事業を実施していただく責務があります。したがって、選定事業者は、その責務の中で、事業実績のある元請から事業実績のない下請先への発注を含めて、事業実施にあたって適切な事業実施体制を確保してください。</p>
482	公募占用指針	第 8 章(5)	<p>サプライチェーン形成計画においては国内/海外調達により評価が異なる事はなく、各項目を満たしているかが評価対象となるとの理解で良いか。</p> <p>例えば、電力の安定供給の観点よりどの程度迅速に部品が調達可能かという項目があるが、ここで評価されるのは故障時にどれだけ迅速に部品が供給/復旧出来るかが評価対象となるとの理解で良いか。</p>	<p>電力安定供給と将来的な価格低減の評価の観点におけるサプライチェーン形成計画は、①電力の安定供給、②将来的な電力価格低減のために有効かという観点から評価を行いますので、ご指摘のとおり、調達先が国内か海外かという観点からのみで評価が異なることはありません。</p> <p>なお、公募占用計画については、様式毎ではなく様式全体及び添付資料を含めて各審査・評価項目の審査・評価を行います。</p>
483	公募占用指針	第 8 章(5)	<p>陸上設備（陸上にある送変電設備、通信ケーブル等を含め、事業者が所有するもの）は既に我が国において成熟していると考えますが、本項「評価対象となるサプライチェーンの範囲」に該当するのかを明確にしていきたい。また、対象になる場合は評価において洋上設備と評価の比重を明確にしていきたい。</p>	<p>サプライチェーンの評価対象は海洋再生可能エネルギー発電設備全体としています。</p>

484	公募占用指針	第 8 章(5)	本項において、サプライチェーンを構成するサプライヤと何かしら文書または契約（関心表明書、契約書、覚書など）を交わしていることが、評価に影響するかどうかを明確にいただきたい。	同上
485	公募占用指針	第 8 章(5)	部品の調達に要する期間やサプライチェーンの形成に向けた計画への評価は、公募参加者の記載した内容や根拠をベースにその妥当性を評価するのか、あるいは当局のデータや見通しなど独自の評価基準があるのか。 また、代替可能な部品を国内調達するなどの対応は可能であると思うが、風車メーカーの工場誘致ほどの大規模な官民一体となって取り組む必要がある。その辺りの今後の見通しなどあるのか。	前段については、公募参加者の記載した内容や根拠をベースにその妥当性を評価しますが、当方のデータや見通しなどを参考にすることは有り得ます。いずれにせよ、現実から乖離する記載は避けることとしてください。後段については、パブリックコメントにおける御質問としての趣旨が不明確であり、コメントを差し控えます。 なお、公募占用計画の変更を前提に希望的見地の下で、公募占用計画を作成したとしても、その変更が認められるとは限りません。
486	公募占用指針	第 8 章(5)	70%の撤去費用を最終入札価格に算定・記載する際、経済産業省・国土交通省はどのような方法で各事業者に統一的なアプローチをとらせるつもりなのか。事業者が各々の入札価格を算定する際に、独自に評価・検討する必要があるのか。	「公募段階における撤去費用は、一律に、海洋における施工費の 70%」と記載しています。
487	公募占用指針	第 8 章(6)	協力企業の実績も評価の対象となることについて、「複数の協力企業の候補が示された場合、候補の協力企業の中から最も評価の低い企業の実績を評価する」とあるが、この協力企業の比較評価については、役割ごとに協力企業を比較評価するのか、もしくは役割を問わず全ての協力企業を一律に実績評価するのか。 (例：EPC について、それぞれの役割で複数の協力企業（例えばそれぞれ 3 社）を記載した場合、(E) を行う協力企業 3 社の中で最も実績の低い企業、(P) を行う 3 社の中で最も実績の低い企業、(C) を行う 3 社の中で最も実績の低い企業をそれぞれ評価対象とするのか、もしくは(E)(P)(C)関係なく 9 社一律に並べて最も実績の低い企業 1 社を評価対象とするという意味か。	協力企業の実績の評価にあたっては、その事業実施体制に応じて対象となる協力企業をその役割毎の実績を評価いたします。同じ業務に複数の協力企業がいる場合は、最も低い実績の評価をその対象業務の実績評価として採用いたします。

488	公募占用指針	第 8 章(6)	<p>事業実施企業は、協力企業等とは異なり、SPC 等構成員の変更の際に公募占用計画の変更手続きを要する等強いコミットメントが要求されている。また、国内産業形成の観点からは、国内の発電事業者等が実績対象項目につき習熟したパートナー会社と協働で対象となる業務を担うことで当該国内事業者が当該パートナー会社から知見・経験を吸収し、国内産業基盤の担い手として成長するよう促進していくことが肝要であり、一方で本項目の評価を意識するあまりこのような取り組みが阻害されることは避けるべきであると考え。こうした点を踏まえると、事業実施企業については協力企業とは異なり、仮に実績の対象となる項目（① 風車の設置、② 海洋土木工事、③ 発電事業の運営（維持 管理を含む。）、以下実績対象項目）を複数の事業実施企業が担う体制を構築した場合には、公募占用指針において「その事業の役割及びその実績の本事業における活用方法を評価する」としていることにも鑑み、実際に事業を遂行できる経験・知見を有しているかどうかを評価するとの観点から、実際の体制を総体的に評価することが適当だと考えるがいかがか。また、「総体的な評価」が困難な場合は、各事業者が体制の説明に際し客観的根拠とともに「実績の評価対象となる社」を示し、同社を評価対象として扱う（別紙 1（各企業の役割に応じた実績）において、評価対象とすべき社のみを記載する）、もしくは当該事業実施企業のうち最も評価が高い企業の実績を評価対象として扱うことが適当だと考えるがいかがか。</p>	<p>事業の実施・管理において同じ役割を担う事業者が複数いる場合は、最も評価が低い企業の実績を評価対象として扱うこととしております。</p> <p>ただし、公募占用計画提出時に、複数の事業実施企業による事業実施体制、人的体制や情報共有体制等が明確になっている場合には、それらの体制を踏まえて総体的に対象の実績を評価いたします。</p>
489	公募占用指針	第 8 章(6)	<p>O&M 等において国内・地域の産業形成の観点から実績対象業務の担い手となりうる企業などを新設する場合、現在の貴整理（注：長崎県五島市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問 84 への回答）によれば当該新設企業等の実績は事実上評価されないと解される。一方、地元企業への教育・技術移転の実施等を促す国内産業育成の観点からは、こうした企業の新設はむしろ促進されるべきであり、実績評価対象項目についても、例えば、実態上、自らの実績と同等といえる根拠を示すことで当該新設会社の出資者の実績を評価する等の形をとるべきだと考えるがいかがか。また、当該新設企業が実績対象項目にかかる業務を複数担う場合には、実際に事業を遂行できる経験・知見を有しているかどうかを評価するとの観点から、実際の体制を総体的に評価することが適当だと考えるがいかがか。また、「総体的な評価」が困難な場合は、各事業者が体制の説明に際し客観的根拠とともに「実績の評価対象となる社」を示し、同社を評価対象として扱う、もしくは当該事業実施企業のうち最も評価が高い企業の実績を評価対象として扱うことが適当だと考えるがいかがか。</p>	<p>第 8 章（6）1)ii)③に記載のとおり、実態上、自らの実績といえる根拠があれば評価対象となりますので、新設会社であっても、その出資者の実績について実態上同等と言える場合はその実績を評価します。</p> <p>また、新設会社が下請企業に入る場合は、必ずしも協力企業としてあげていただく必要はなく、その場合は当該新設会社の実績は評価対象外となります。なお、事業の実施・管理において同じ役割を担う事業者が複数いる場合は、最も評価が低い企業の実績を評価対象として扱うこととしておりますが、公募占用計画提出時に、複数の事業実施企業による事業実施体制、人的体制や情報共有体制等が明確になっている場合には、それらの体制を踏まえて総体的に対象の実績を評価いたします。</p>
490	公募占用指針	第 8 章(6)	<p>事業実施企業等が実績対象項目にかかる業務につき先行経験を有する企業等から当該業務の知見・経験につき習熟した人員の採用、技術提供契約その他手段により、自らの組織内に当該人員を雇用等し、当該人員の知見・経験を組織内に移植した状態に至っている場合には、当該事業実施企業等については、実績対象項目に係る業務につき、評価対象として当該業務の実績を適切に有しているとの評価が行われるとの理解でよい。</p>	<p>親会社などの実績でも、人的体制や情報共有体制等により、自らの実績と同等といえる根拠があれば評価するとしており、御指摘の点も含まれると考えます。</p> <p>なお、その場合には、知見、経験を有する者がいるということだけではなく、評価対象の業務の実施体制を示し、実態上、当該業務遂行にあたっての実績を事業実施企業が有していることと見なせるといえる根拠を示していただく必要があると考えます。</p>

491	公募占用指針	第8章(6)	技術の進展に伴い、撤去方法、撤去費用の見直しが可能とのことですが、撤去費用が70%を超えた場合のリスクは事業者が負うのでしょうか。	ご認識の通りです。
492	公募占用指針	第8章(6)	O&Mのノウハウを持つ企業が新規にO&M業務のために会社を設立する場合には、当該企業の実績の評価は一律にゼロとするのではなく実態面を見て評価されるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りですが、ご記載のケースでどのような評価になるかについて、一概に申し上げることはできません。
493	公募占用指針	第8章(6)	「～①風車の設置、②海洋土木工事、③発電事業の運営(維持管理を含む。)に分類できるため、これらに係る実績がある場合は評価する。」とありますが、発電事業の運営(維持管理を含む。)の実績は、風力発電ではなくとも評価対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	風力発電にかかる実績を記載してください。なお、御指摘を踏まえ、趣旨を明確化するために本文を修正しました。
494	公募占用指針	第8章(6)	事業者及び協力企業の実績評価について、例えば「風車の設置」の役割(EPC等)のうち、EとPとCを別の事業者が担う場合には、E(設計)を担当する企業については設計の実績を評価し、P(調達)を担当する企業は調達の実績を評価する、といったように、個別の役割ごとに評価することが適切ではないでしょうか。この点は第三者委員会の意見等も踏まえて総合的に判断することになりますでしょうか、あるいは「風車の設置」の役割を担う企業として、個別には異なる役割を担う複数社を記載した場合、一律にその中で最も評価が低い企業の実績を評価対象とすることになりますでしょうか。	実績の評価にあたっては、その事業実施体制に応じて対象となる企業のその役割毎に実績を評価いたします。同じ業務に複数の協力企業がいる場合は、最も低い実績の評価をその対象業務の実績評価として採用いたします。各業務毎の実績評価を踏まえて総合的な事業実績実績を評価することとなりますが、評価においては第三者委員会の意見等も踏まえて判断することとなります。
495	公募占用指針	第9章(2)	選定事業者が公募占用計画に必要な訂正等を加えてから、正式に計画の大臣認定を受けられるまでの間、どれくらいの時間がかかると見込まれるでしょうか。	一概には申し上げられませんが、経済産業省及び国土交通省においては可能な限り速やかに速やかに対処します。
496	公募占用指針	第9章(2)	公募占用計画の認定について、選定事業者が、評価の過程で提示された補足資料や記載事項の訂正を加えた占用計画を提出してから、経済産業大臣及び国土交通大臣に認定されるまでの所要期間をご教示いただきたい。	同上
497	公募占用指針	第9章(2)	選定事業者の選定・通知後、公募占用計画の認定までの期限は設定されているか。	同上
498	公募占用指針	第9章(2)	公募占有計画の認定は選定事業者の選定から最短でどのくらいの期間でなされるものか。	同上
499	公募占用指針	第9章(2)	「認定公募占用計画」の変更申請があった時、適合判断・変更の認定に要する期間はどの程度か明らかにしてほしい。	同上
500	公募占用指針	第9章(3)	促進区域内の指定した占用の区域を建設段階や維持管理段階に応じて柔軟に変更するためには公募占用計画の変更が必要になるでしょうか。建設段階や維持管理段階に応じて、公示される占用の区域の指定の変更の手続の詳細についてもご教示ください(選定事業者による申請が必要であるかなど)。	原則として必要になります。
501	公募占用指針	第9章(3)	「法第17条の規定に基づき公示される区域等のイメージ」の図があるが、施工期間中のSEP船等による海域占用については、工事スケジュールにあわせて別途占用許可申請を行うことでよいか。	SEP船等による海域占用については、占用許可は不要です。ただし、法第17条の規定に基づく公示前及び発電設備の投影面積に係る占用許可申請時において、工事範囲を明示して頂くことを想定しています。

502	公募占用指針	第9章(3)	経済産業大臣および国土交通大臣は公募占用計画を認定したときは当該公募占用計画の概要を公示するとのことだが、ノウハウ等が含まれている可能性があるため、事前に事業者への確認を行ってほしい。	事業者独自の知的財産に該当する内容を開示することは想定しておりません。
503	公募占用指針	第9章(4)	「㊦本件契約上の地位等に付随する事業資産等」について、選定事業者が「有用」として譲渡を希望するもののみを指定し、承継の交渉を行うことができるという認識で良いか。	一体として承継頂くことを想定しています。
504	公募占用指針	第9章(4)	選定事業者が、非選定事業者によって確保された容量での系統連系を希望しない場合、なにか満たすべき要件があるか？「希望しない容量」を購入する義務はあるのか？	同上
505	公募占用指針	第9章(4)	「系統に係る契約等の承継と承継条件」に関連して、選定事業者が系統提供事業者に譲渡対価を支払い系統容量を承継した後、系統提供事業者が確保していた系統接続内容では適切な事業推進ができない（海洋再生可能エネルギー発電設備から系統接続地点までの土地が環境保全、土地権利関係などの観点から利用できない、土地利用に高額な費用負担が強いられる等）ことが判明した場合、支払い済の譲渡対価が系統提供事業者から選定事業者に戻される規定を追加頂きたい。	事前に情報提供される系統情報によって御確認下さい。
506	公募占用指針	第9章(4)	公募占用指針（案）第3章(2)2)に従って開示された情報のみでは譲渡対価の計算に必要な数値がすべて把握できず、公募占用計画の提出後に追加の数値が判明した場合、供給価格含めて公募占用指針の変更が可能であるとの条件を追加頂きたい。	公募開始後の公募占用指針は変更いたしません。 またご質問が公募占用指針ではなく、提出後の公募占用計画の再提出に関する質問である場合、公募占用計画の受付期限内に公募占用計画の再提出については認めておりません。この点を踏まえて、公募占用計画の提出時には提出書類の不備などが無いよう、十分にご注意ください。
507	公募占用指針	第9章(4)	「系統に係る契約等の承継と承継条件」に関連して、系統提供事業者が何らかの事由により確保している系統容量を選定事業者に対して承継しない場合、供給価格、運転開始予定日を含めて選定事業者が公募占用計画の変更を行えるとの規定を追加頂きたい。	系統提供事業者からは系統承継に係る誓約を得ていることから、御記載の事態は想定していません。
508	公募占用指針	第9章(4)	「系統に係る契約等の承継と承継条件」に関連して、系統提供事業者が何らかの事由により確保している系統容量を選定事業者に対して承継せず、選定事業者が代替案を鋭意検討したにも関わらず、当該促進区域における洋上風力発電事業の推進自体が不可能となった場合、選定事業者は保証金の没収なしに事業から撤退できることを明確化頂きたい。	同上

509	公募占用指針	第9章(4)	選定事業者が譲渡対価を支払わない合理的な理由に、系統提供事業者から接続契約等を承継せず、①別途独自に東北電力へ申し込みを行っている系統連系協議を進める場合や、②現在国審議会や広域機関等で検討が進められている non-firm による系統連系を選択する場合を含めていただけないか。	公平性の観点から、本公募は、系統を確保し、これを本公募へ活用することを希望した事業者の系統を活用することを前提に実施いたします。また当該系統については、その他の公募参加者にも情報提供を実施しており、公募参加者が独自に確保した系統を活用できることとした場合、系統提供事業者との間で公平性が確保できないこととなります。系統提供事業者が一方的な不利益を得ないようにするため、公募参加者が独自に確保した系統がある場合にも、系統提供事業者から接続契約等を承継して頂く必要があります。
510	公募占用指針	第9章(4)	自営送電線（揚陸地点から一般送配電事業者の設備の間の送電線）に関して先行事業者が自営線設置予定地の用地を自ら取得するのではなく地権者と借地契約等を締結している場合、一般送配電事業者との接続契約と同様に、自営線に関する借地契約等も、「原則として、本件契約上の地位等と合わせて承継される」と理解して良いか（承継には地権者の同意が必要となるであろうことは承知）	基本的には御理解の通りです。
511	公募占用指針	第9章(5)	洋上風力発電事業については、事業者選定から事業コストが確定する着工（or 建設契約締結）までの間が他の再エネ電源に比し、長期という特徴があり、その間に急激な物価変動・金利変動・為替変動が発生した場合に当初落札時の調達価格では事業が成立しないリスクも理論上は存在します。経済事情に著しい変動が生じ、事業計画が立ちいかなくなった場合には、以下再エネ特措法第3条第10項に基づき、調達価格の見直しに係る協議に応じて頂ける、または公募占用計画の変更は認められるという理解でよろしいでしょうか？	本事業にかかる調達価格についても、再エネ特措法第3条第10項が適用される場合はございます。
512	公募占用指針	第9章(5)	やむを得ない事情がある場合には公募占用計画の変更が認められるとのことだが、公募占用計画の変更は買取価格に影響しないとの理解でよいか、それとも買取価格はあくまで FIT のルールに則る為、FIT の事業計画変更手続きに沿って運用されるものか、ご教示賜りたい。また、FIT の事業計画変更手続きに沿って運用がなされる場合、今後の詳細の地質調査の結果、やむを得ず風車設置基数が減少せざるをえず、10kW 以上、かつ、20%以上の出力の減少が生じうる可能性も想定されるが、事業者にはコントロールできない事由である為、買取価格見直しの適用除外とすることをご検討頂きたい。	公募占用計画の変更によって買取価格が変更されるようなケースは原則として想定していません。（ただし、本事業に再エネ特措法の規定が適用されないことを意味するものではありません。）
513	公募占用指針	第9章(5)	公募占用計画の変更を認める場合の基準で、 ii)公共の利益の増進またはやむを得ない事情として、「例えば、あらたな技術的知見により工事実施の方法等の変更が妥当な場合、技術革新等により海洋再生可能エネルギー発電設備の変更が妥当な場合」とあるが、具体的に風車（タービン）の最新型（大型バージョン）への型式変更などは認められるか。	風車の最新型への変更等に伴う公募占用計画の変更内容が、再エネ海域利用法18条第2項各号の基準を満たす場合には認められます。

514	公募占用指針	第9章(5)	<p>やむを得ない事情がある場合には公募占用計画の変更が認められるとのことですが、以下につきご教示賜れますと幸いです。</p> <p>①やむを得ない事情として想定される範囲についてご教示下さい。公募プロセスを経てから事業化までの長いタイムラグにおいて、金融環境の激変など事業者の責に帰さず一般的に誰しもが等しく被り得るリスクが具現化した場合などは考慮いただけるのでしょうか。</p> <p>②公募占用計画の変更は買取価格に影響しないとの理解でよろしいのでしょうか、それとも買取価格はあくまでFITのルールに則る為、FITの事業計画変更手続きに沿って運用されることになりそうですでしょうか。</p> <p>③②がFITの事業計画変更手続きに沿って運用がなされることのご回答の場合、今後の詳細な地質調査の結果で、やむを得ず風車設置基数が減少せざるをえず、10kW以上、かつ、20%以上の出力の減少が生じうる可能性も想定されますが、事業者にはコントロールできない事由である為、買取価格見直しの適用除外とすることを検討頂けますと幸いです。</p>	<p>①公募占用計画の変更が、再エネ海域利用法18条の要件を満たすか否かは、個々の変更申請に対して、個別に判断します。</p> <p>②公募占用計画の変更によって買取価格が変更されるようなケースは、現時点では想定しておりません。</p> <p>③②で回答している通りです。</p>
515	公募占用指針	第9章(5)	<p>SPC 構成員を変更する場合はその割合の多寡によらず都度届け出た上で承認が必要となるのか、或いは㉞㉟㊱に該当しない場合は届け出等の手続きを要さないことを想定しているのか、示していただきたい。</p> <p>「・・・変更後の体制により、適切な事業の実施が可能かという観点を含め、①②の要件への適合性を慎重に判断する。」とあるが、「適合性を慎重に判断する」とは具体的にどのような処置がされる、或いは手続きが必要とされるのかを提示頂きたい。</p> <p>SPC 構成員を変更する際、(仮に都度の届け出が不要な場合においても)事業者が希望すれば変更後の体制が「評価対象者」と見做され適正な変更であるか否かの見解を示していただける仕組みとして頂きたい。また、適正な変更であると認められた場合には、その際の変更が㉞の一定規模の制限が課されている数字にはカウントされない仕組みとして頂きたい。</p> <p>構成員の変更が妥当である限りはそれを不当に制限することのない仕組みとして頂きたい。</p>	<p>第1段落の御記載については、その割合の多寡によらず、SPCの構成員を変更する旨の公募占用計画の変更手続きが必要です。</p> <p>第2段落の御記載については、事業者選定時の評価に照らして、変更後の体制によって適切な事業の実施が可能かという観点を含めて国において再エネ海域利用法18条第2項各号への適合性を慎重に判断することになります。</p> <p>第3段落の前段については、再エネ海域利用法18条第2項各号の基準を満たすか否かは、個々の変更申請に対して、個別に判断します。後段については、評価対象となったSPC構成員による議決権保有割合が一定規模を下回る場合は、事業の確実性への影響が大きいと考えられるため、慎重に判断することとしています。</p>
516	公募占用指針	第9章(5)	<p>公募占用計画で示した工程に変更(遅延)が生じることが明らかとなった場合(軽微な変更とされる3か月以内の変更を超える変更の場合)、法第18条第2項に定める基準に適合する場合は変更可能と理解するが、当該変更が認めら得る場合には、FITについても事業計画認定(FIT認定)の変更手続を踏むことにより、20年のFIT期間が工程遅延した分だけ短縮されることは無いと理解して良いか。</p>	<p>公募選定時に迅速性や事業実現性を含めて評価することとなり得るものであり、選定事業者が初めて公募占用計画の認定を受けた時点で公募占用計画に記載されている運転開始予定日を、運転開始期限日とするものですので、基本的に運転開始期限日を延長することは認めていません。港湾の利用調整については例外的に認めているものため、当該事由以外で公募占用計画の変更を認めた場合においても運転開始期限日の延長は認めていません。</p> <p>なお、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の情勢の変化が生じて取扱いの変更を行うこととなった場合には、別途公表します。</p>

517	公募占用指針	第9章(5)	施設の一部を残置する公募占用計画を作成した場合、工事着手日までに公募占用計画の変更が必要となる理由をご教示ください(8月28日付「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に公募占用指針について」19頁では公募占用計画の変更は記載されておられません。)。第2章(5)3)iii)①及び第8章(5)3)のとおり、撤去費用について、精査の上、原則として変更する場合のことでしょうか。	施設の一部を残置する公募占用計画を作成する場合は、撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上、建設工事着手日までに撤去費用の額を精査することを求めており、必然的に公募占用計画の変更が必要になるものと考えております。
518	公募占用指針	第9章(5)	公募占用計画の変更を認める場合として、国による港湾整備の遅延又は不備に伴う工事着手の遅延や、一般送配電事業者による系統工事の遅延は、「真にやむを得ないものである」ため、運転開始日の変更は認められるとの理解で相違ないか。	基本的に運転開始期限日を延長することは認めていません。港湾の利用調整については例外的に認めているものであるため、当該事由以外で公募占用計画の変更を認めた場合においても運転開始期限日の延長は認めていません。 なお、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の情勢の変化が生じて取扱いの変更を行うこととなった場合には、別途公表します。
519	公募占用指針	第9章(5)	「本促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与える可能性のある公募占用計画の変更は認定しない。」と記載されているが、著しく支障を与える行為を例示いただきたい。	周辺の船舶航行に著しい支障を与える場合や、水質汚濁等の環境を著しく悪化させる場合などを想定しています。
520	公募占用指針	第9章(5)	変更の認定を受けた場合、変更の内容に関わらず認定された日を起算日として認定の有効期限30年が開始されるのか?それとも、有効期限については当初認定日を起算日とした有効期限のまま変更されないのか?	公募占用計画の認定の有効期間は初めて公募占用計画が認定された日を起算日としており、計画の変更認定を受けたとしてもその起算日は変更されません。
521	公募占用指針	第9章(5)	「軽微な変更」の具体例が一つ示されているが、期間以外に想定しているものは何かあるか。	現状、ご意見に示された場合以外に軽微な変更と認められる具体的な想定事例はありません。
522	公募占用指針	第9章(5)	記載からすると逆に3か月を超えて当初の完了の予定年月日から変わる場合には、公募占有計画の変更を要するという理解でよいか。	ご指摘の場合には、公募占用計画の変更の認定が必要となります。 なお公募占用計画の軽微な変更を行った場合には、遅滞なく経済産業大臣及び国土交通大臣に対し軽微な変更の届出を行っていただく必要がございます。
523	公募占用指針	第9章(5)	※1に記載の範囲内の議決権譲渡(運転開始日前は全体の議決権の2/3未満となる譲渡、運転開始日後は、全体の議決権の1/2以下となる譲渡)であっても、①公共の利益の一層の増進に寄与するものであること(同項第1号)又は②やむを得ない事情があること(同項第2号)という要件に適合するかという観点から、その可否を個別に判断されるのか、明確にいただきたい。	御理解の通りです。(①②の要件に適合するかを個別に判断します。)
524	公募占用指針	第9章(5)	SPCの構成員の変更につきまして、構成員の名目上の変更を除き事業内容に一切の影響が無い議決権の譲渡(例えば、完全子会社から完全親会社への譲渡)については原則としてこれを許可する旨明記頂くことは可能でしょうか。 このような議決権の譲渡においては本項⑦⑧⑨に該当する場合であっても事業の確実性への影響は無く、一方で法人税がSPCと持株会社で二重に取られるケースを減らし、FIT賦課金のより目的に沿った活用・入札価格の低減に資するものであるため、公共の利益の一層の増進に寄与するものとして原則許可されるべきであると考えます。	一律の判断基準を設けることが困難であり、現案どおりとさせていただきます。

525	公募占用指針	第9章(5)	議決権の譲渡を伴わないエクイティー資金の調達（優先株式の発行、匿名組合出資金の受け入れ）などは、運転開始日にかかわらず実施可能か。 また、議決権の譲渡でなく、海底送電線部分の資産売却などを行った場合、総プロジェクトコストに占める当該部分のプロジェクトコストの割合を議決権に見立て、その割合が2/3未満（運転開始後は1/2以下）にならなければ公募占用計画の変更の申請は不要か。	前段については、原則として可能と考えています。 後段については、資産売却に先立ち公募占用計画の変更が必要となりますが、事業の確実な実施の観点から当該変更を認めることは想定していません。
526	公募占用指針	第9章(5)	「㉞議決権の最も大きい企業が変更する場合、㉟SPCの議決権を有する企業のうち、事業の実施・管理の評価対象として公募占用計画別紙1【様式3-1-3】に記載した企業が脱退する場合、㊱評価の対象となった事業者による議決権の保有割合が一定規模（※1）を下回ることとなる場合等、事業の確実性への影響が大きいと考えられる場合には、変更後の体制により、適切な事業の実施が可能かという観点を含め、㊱㊲の要件への適合性を慎重に判断する。」とあるが、上記㉞～㊱となる場合は公募占用計画の変更認定申請を提出する必要があるか。	必要です。
527	公募占用指針	第9章(5)	「それ以外の議決権の譲渡については、・・・公募占用計画の変更を許可することとする」とされているが、変更認定申請の提出は不要との理解でよいか。	必要です。
528	公募占用指針	第9章(5)	SPC参加において、事業者選定後に、SPCの構成員全てが中間持株会社（SPCの株式の保有を主たる目的とする会社）を設立して、かかる中間持株会社がSPCの単独の構成員となり、SPCの当初構成員全てが中間持株会社の構成員となる場合、かかる中間持株会社も公募参加資格に記載する各要件（別添4の2(1)の要件を除く。）を満たし、かつSPCの当初構成員のSPCの議決権保有割合と、中間持株会社の構成員の中間持株会社の議決権保有割合が同等である限り、これに伴う公募占用計画の変更は、㉞～㊱に該当しない議決権の譲渡として、原則として公募占用計画の変更が許可されるとの理解でよいか。	提案のような中間持株会社の形態をとった場合、公募占用計画の変更手続きが必要となりますが、中間持株会社の構成員の議決権保有割合がSPCの当初構成員の議決権保有割合と同等であったとしても、認定事業者である当該SPCの事業実施体制や当初のSPC構成員の事業への影響力等について確認し、公募占用計画の変更について認定の可否を判断する必要があります。
529	公募占用指針	第9章(5)	SPC参加において、事業者選定後に、SPCの構成員のうちの一つ（当初構成員A）が中間持株会社（SPCの株式の保有を主たる目的とする会社）を設立して、かかる中間持株会社がSPCの構成員となり、当初構成員Aが中間持株会社の構成員となる場合、かかる中間持株会社も公募参加資格に記載する各要件（別添4の2(1)の要件を除く。）を満たし、当初構成員Aが当初保有していたSPC株式の議決権割合と、中間持株会社が保有するSPC株式の議決権割合が同等であり、かつ当初構成員Aが中間持株会社のすべての議決権を保有する限り、これに伴う公募占用計画の変更は、㉞～㊱に該当しない議決権の譲渡として、原則として公募占用計画の変更が許可されるとの理解でよいか。	同上

530	公募占用指針	第9章(5)	SPC参加において、SPCの構成員が単数又は複数の中間持株会社（SPCの株式の保有を主たる目的とする会社）の場合であって、かかる中間持株会社の構成員も公募参加資格に記載する各要件（別添4の2(1)の要件を除く。）を満たし、「評価の対象となった事業者」となった場合、SPCの議決権付株式の譲渡ではなく中間持株会社の議決権付株式の譲渡のうち、中間持株会社のレベルにおいて㉞～㉟に該当しないものについては、原則として公募占用計画の変更が許可されるとの理解でよいか。例えば、ある中間持株会社の構成員が単独である場合には、SPCの議決権付株式の譲渡はないと仮定すれば、当該構成員の当該中間持株会社の議決権保有割合が2/3未満（運転開始日前）又は1/2以下（運転開始日後）にならなければ、㉟「評価の対象となった事業者による議決権の保有割合が一定規模を下回ることとなる場合」に該当しないとの理解でよいか。	現時点では、御理解の通りとする方向で考えています。
531	公募占用指針	第9章(5)	「評価の対象となった事業者による議決権の保有割合が一定規模を下回ることとなる場合」とあるが、たとえ被譲渡企業が譲渡企業より実績を保有していても一定規模を下回る場合には認められないという理解で正しいか。	御理解の通りです。
532	公募占用指針	第9章(5)	落選した事業者が選定された事業者のコンソーシアム又はSPCに参画することは可能か。	第8章(5)1) i)において、「協力企業も評価の対象となることから、事業者選定後の協力企業の変更は可能な限り避けるべき」と記載していることに留意してください。 御記載のケースは、可能性として完全に排除されるものとは考えておりませんが、第9章(5)に記載した公募占用計画の変更を認める場合の基準等に合致するかを含めて判断することになります。
533	公募占用指針	第9章(5)	「議決権の譲渡」について、「新たに参入する第三者への議決権の譲渡」を意味することを念のため確認させていただきたい。	従前の構成員の間での議決権譲渡も含まれます。
534	公募占用指針	第9章(5)	コンソーシアム又はSPCの構成員のうち、最大の議決権を有する構成員であって、「評価の対象となった事業者」が複数存在する場合、最大の議決権を有する構成員の一つが「㉟評価の対象となった事業者による議決権の保有割合が一定規模を下回ることとなる場合」に該当しない範囲内で議決権付株式の一部を第三者に譲渡した場合、かかる譲渡は「㉞議決権の最も大きい企業が変更する場合」に該当することとなるか。つまり、最大の議決権を有する構成員が複数存在する場合、かかる構成員が同数の議決権を同時に譲渡しない限り、常に「㉞議決権の最も大きい企業が変更する場合」に該当することになるのか。例えば、コンソーシアム又はSPCの構成員が三者おり、上位二者がそれぞれ40%の議決権を保有する場合に、上位二者のいずれかのみが10%の議決権を第三者に譲渡することが、㉞に該当するの可否かを伺いたい。	御記載のような場合、該当するものと考えます。

535	公募占用指針	第9章(5)	コンソーシアム又はSPCの構成員が複数であり、いずれの構成員も「評価の対象となった事業者」である場合、かかる構成員の合計の議決権保有割合が2/3未満（運転開始日前）又は1/2以下（運転開始日後）になるような譲渡が㊦「評価の対象となった事業者による議決権の保有割合が一定規模を下回る」となる場合」に該当するとの理解でよいか。つまり、㊧については、単独の構成員の議決権保有割合で判断されるわけではないと考えてよいか。	御理解の通りです。
536	公募占用指針	第9章(6)	現在、認定失効制度の詳細設計についても検討が進められているが、一般海域の公募での洋上風力については、申請期限内に申請をしてFIT認定を取得した場合には、当該FIT認定の失効期間の適用ないと思すべきである。	今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性確保、②系統の利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることであり、長期間未稼働が継続する案件について、事業の実施が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要と考えています。事業の実施が期待されるか否かについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかということによって運転開始に至る蓋然性を判断することが適切であり、系統連系工事着工申込みの受領に加えて、電気事業法に基づく工事計画届出の受領や環境影響評価法に基づく準備書に対する勧告等の通知といった公的手続によって進捗が確認された場合に、大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、失効リスクを実質的に取り除く措置としております。上述した進捗状況を確認することで、それぞれの猶予期間を設定することとしており、事業者間の公平性を鑑み、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用することとしています。
537	公募占用指針	第9章(6)	FIT認定申請につき、選定事業者の選定の通知があったから1年に制限するのは短期に失する。また、申請を行った日からFIT認定までの期間の制限を設けるのは不合理である。	前段については、必要なステップとして想定される内容を踏まえて定めております。後段については、通常の申請であれば期間内の認定が可能と考えております。
538	公募占用指針	第9章(6)	FIT申請から6ヶ月以内にFIT認定を受けなければならないとありますが、資源エネルギー庁HPの新規認定申請のページにあります「申請してから認定まで3ヶ月程度かかります。(接続契約書が添付されないなど、不備がある場合を除く)」との記載は公募対象の洋上風力発電についても適応されるという理解でよろしいでしょうか。	御理解の通りですが、資源エネルギー庁HPの記載はあくまで目安を示したものであることにご留意ください。
539	公募占用指針	第9章(6)	FIT申請の際に要求される「再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書」につきましては、認定を受けた公募占用計画の内容を記載すれば不備があるとは見做されないとの理解で宜しいでしょうか。公募占用計画が大臣認定であるのに対し、事業計画認定申請書は地方経済産業局への提出となるため、両者の認定基準にずれが無い事を念のため確認させて頂けますと幸いです。	御理解の通りです。

540	公募占用指針	第9章(6)	FITの申請から6ヵ月以内にFIT認定を受けなければならないとあり、五島のパブコメ346では、申請書類に不備なければ6ヵ月以内に認定を受ける事は可能とのことで、仮に申請書類に不備なく何らかの事由で経産局からの認定が6ヵ月を遅延した場合には、事業体に何らかペナルティが付されるわけではない、との理解でよろしいか。	御理解の通りです。
541	公募占用指針	第9章(6)	「選定事業者は、申請を行った日から6ヶ月以内にFIT認定を受けなければならない」との規定があるが、通常であれば申請を行った日から6ヶ月以内に十分FIT認定され得ると現時点で想定される場合においても、事実として、戦争、天変地異その他何らかの不可抗力などによってFIT認定申請を行った後の6ヶ月以内にFIT認定が発出されなかった場合でも、選定事業者としての選定及びFIT申請に先立ち認定された公募占用計画及び占用許可が無効とならないことを明確化して頂きたい。	不可抗力事由に該当するかどうかについては、公募占用指針内の他の記載とも整合するように判断されますが、仮に該当すると判断される場合は御理解の通りです。
542	公募占用指針	第9章(6)	海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域に関するFIT認定の申請に際して必要となる条件をリスト化して明文化頂きたい。FIT認定申請に先立ち公募占用計画の認定及び占用許可の認定が必要となる場合、選定事業者としての選定の通知後、いつまでに公募占用計画の認定申請を行い、いつまでに公募占用計画の認定を受ける必要があるのか、更に、いつまでに占用許可の認定申請を行い、いつまでに占用許可が認定されていることが必要なか明確化頂きたい。	本公募占用指針のほか、資源エネルギー庁HPにおいて各種パンフレット及び「事業計画ガイドライン」を公開しておりますので、御参考とさせていただきます。
543	公募占用指針	第9章(6)	「選定事業者の選定の通知があった日の翌日から起算して1年以内にFIT認定の申請をしなければならない」との規定があるが、選定事業者の選定の通知及び公募占用計画の認定後に、公募占用指針(案)第9章(5)に従って公募占用計画が変更された場合、FIT認定の申請期限も併って延長されることを明文化頂きたい。	公募占用指針(案)第9章(5)に従って公募占用計画が変更されたことのみをもって、FIT認定の申請期限が延長されるわけではありません。
544	公募占用指針	第9章(6)	「選定事業者は申請を行った日から6ヶ月以内にFIT認定を受けなければならない」との規定があるが、FIT認定の申請後に、公募占用指針(案)第9章(5)に従って公募占用計画が変更された場合、FIT認定の取得期限も併って延長されることを明確化して頂きたい。	公募占用指針(案)第9章(5)に従って公募占用計画が変更されたことのみをもって、FIT認定の取得期限が延長されるわけではありません。
545	公募占用指針	第9章(6)	FIT認定の申請にあたり、公募占用計画の認定が必要であること、港湾施設の賃貸借契約や環境影響評価方法書手続きの開始要件は不要であること等、申請要件について整理の上、明記いただきたい。	FIT認定の申請に当たって必要な要件については整理の上、公表することといたします。

546	公募占用指針	第9章(6)	<p>占用期間内で、運転開始（COD）・FIT 適用前に促進区域内の洋上風力発電設備によって発電された電力は、オフテイカーや電力市場に販売することができるのか。もし COD 前に電力を販売することが禁止されているならば、再エネをいち早く市場に導入する機会を失うことになるかと考える。さらに、COD 前に電力を販売することができれば事業者は更なる収益構造を構築することができ、占用計画における入札価格の低減にもつながる。これは日本経済にも有益であるし、電力料金の低減という日本の方針にも合致するものではないか。これらの理由から、COD 前の電力の販売は許可されるべきであり、そのように占用指針にも明記されるべきであると考えている。</p>	<p>試運転期間中に発電した電気を、卸電力取引市場で売買することは想定しておりません。</p>
547	公募占用指針	第9章(6)	<p>五島の質問への回答をみると、FIT 適用期間前の売電はできないと認識しているがよいか。調達価格以外での売電は FIT 期間 20 年後以降に限られるという認識でよいか。</p>	<p>御理解の通りです。</p>
548	公募占用指針	第9章(6)	<p>国の手続きの遅延により、申請より 6 か月以内に認定が受けられなかった場合は、事業への悪影響がないことを確認させて下さい。</p>	<p>仮に事業者サイドの不備が無いと証明される場合のペナルティは想定しておりません。</p>
549	公募占用指針	第9章(6)	<p>FIT の申請から 6 か月以内に FIT 認定を受けなければならないとあり、五島のパブコメ 346 では、申請書類に不備なければ 6 か月以内に認定を受ける事は可能とのことでコメントいただいておりますが、万が一、仮に申請書類に不備なく（事業者サイドの不備なく）、何らかの事由で経産局からの認定が 6 か月を遅延した場合には、事業者何らかペナルティが付されるわけではない、という事を念のため確認させて頂けますと幸いです。</p>	<p>同上</p>
550	公募占用指針	第9章(6)	<p>①「選定事業者は、申請を行った日から 6 ヶ月以内に FIT 認定を受けなければならないこととする。」とございますが、FIT 申請から認定までの手続きは、国側の手続きの進捗次第であり、事業者として如何ともし難いです。そのため、当該規定は、明確に事業者へ帰責がない事象について、事業者帰責としており、不合理であり、削除をしていただけないでしょうか。</p> <p>②せめて、「FIT 申請から 6 か月以内」ではなく、「事業者選定の通知があった日から 1 年以内に FIT 認定の申請を行い、事業者選定の通知があった日から 18 か月以内に FIT 認定を取得すること」というように、FIT 申請から認定の期間を「6 か月以内」と固定するのではなく、事業者が FIT 申請を早めに出せば、FIT 認定までの期間が長くなるようにしていただきたい。</p> <p>③また、万一、国の手続きの遅延により、6 か月以内に認定が受けられなかった場合の対処については記載がございません。認定が申請から 6 ヶ月を過ぎても、一般海域の占用の認定に影響はないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>①②については、適切な申請を頂ければ、原案の通りであっても十分に可能であると考えています。</p> <p>③については、御指摘のような事態は、現時点で想定しておりません。</p>

551	公募占用指針	第9章(6)	「選定事業者は、申請を行った日から6ヶ月以内にFIT認定を受けなければならないこととする。」とあるが、FIT申請から認定までの手続きは、国の手続きの進捗次第であるため削除すべきである。 また、国の手続きの遅延により、6か月以内に認定が受けられなかった場合の対処については記載が無いが、その場合は必要な事業計画の変更が認められるべきではないか。	前段については、適切な申請を頂ければ十分に可能であると考えています。 後段については、御指摘のような事態は、現時点で想定しておりません。
552	公募占用指針	第9章(6)	FIT認定の申請にあたっては、「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について（2020年7月22日改訂）」にて、再生可能エネルギー発電設備の設置場所の使用権原に係る書類に加え、送電線路の占用許可や土地の権利者の合意が必要とされています。 自営線が長距離の場合、FIT認定の申請期限（事業者選定通知の翌日から1年）までに、送電線路の占用許可や土地の権利者の合意を取得することは困難と想定されますが、必須でしょうか。 また、申請期限（1年）は第55回調達価格等算定委員会にて第3次保証金の期限（浮体式の場合1年）を踏まえて決定していますが、着床式の場合は同保証金の期限である2年に変更できないでしょうか。	FIT認定の申請期限日は、区域毎に考え方が変わるものではないことから、長崎県五島市沖の公募占用指針と同様、事業者選定の日から1年後といたします。
553	公募占用指針	第9章(7)	占用許可とは、「法第十条1項一 促進区域内海域の占用」に対する許可であり、「海洋再生可能エネルギー発電設備とロータの旋回により占用することとなる区域のみ」との理解で正しいか。また、五島市沖パブコメ No.28にある「公募占用計画に基づく占用許可は、設置工事の開始時点までに受けていただく必要があります。」に関し、公募占用計画に基づく占用許可とは上記に関する許可との認識でよいか。	ご意見のとおりです。
554	公募占用指針	第9章(7)	「経済産業大臣及び国土交通大臣が公募占用計画の認定をしたときに公示した占用の期間内においては、併せて公示した区域について、占用の許可の申請をすることができない」とされているが、当該区域から他の活動が排除されることはあるのか。	公募占用計画の認定をしたときに公示した占用期間内においては、選定事業者以外の占用を禁止することとしています。
555	公募占用指針	第9章(7)	送電ケーブル等と記載があるが、海底送電線と同義との理解で良いか。記載を統一願いたい。	ご意見を踏まえ本文を修正しました。
556	公募占用指針	第9章(7)	占用料について、年度途中での月割計算が認められない理由をご教示ください。	占用料の月割計算は可能です。詳しくは地方整備局が定める告示を確認ください。
557	公募占用指針	第9章(7)	年度途中での占用開始又は終了の場合における占用料の月割計算の有無を明記いただきたい。	同上
558	公募占用指針	第9章(7)	海洋再生可能エネルギー発電設備の投影面積と送電ケーブルが重複する場合は、どちらの占用料を用いて算定されるのでしょうか。	海洋再生可能エネルギー発電設備（送電ケーブル等を除く）の投影面積に係る占用料を徴収します。

559	公募占用指針	第9章(7)	風車の羽下部分について、平面上は海洋再生可能エネルギー発電設備と送電ケーブルの領域が重複することになるが、海洋再生可能エネルギー発電設備と送電ケーブルのどちらの占用料が徴収されることになるのか。	同上
560	公募占用指針	第9章(7)	今後隣接する区域で事業を行う者が本海域に海底ケーブルを敷設する等の必要が生じた場合は、利害関係者と協議の上、占有が認められる事として頂きたい。	ご意見にある事態が生じた場合は、再エネ海域利用法第17条第2項に基づき公示した占用の区域外の範囲においては、利害関係者と調整の上、海底ケーブルを敷設することが可能です。
561	公募占用指針	第9章(7)	「港湾の利用に係る関係者（例えば港湾利用者及び港湾協力団体等）と十分に協議し、」とあるが、「港湾利用者」とは具体的に誰のことを指すのか。	貨物の搬出入や船舶の入出港を行う者や当該港湾内に所在する者など、当該港湾を利用する者を指します。
562	公募占用指針	第9章(7)	選定事業者が、占用許可申請期日までに協議会構成員である関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者から了解を得ることができなかった場合、その後どのようなプロセスになるか？	ご指摘のような事態が生じないよう、協議会を立ち上げ、公募において協議会意見とりまとめを添付しています。
563	公募占用指針	第9章(7)	選定事業者が、占用許可申請期日までに協議会構成員である関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者から了解を得ることに時間を要した場合、公募占用計画の変更及び運転開始期限日の延長は認められるか？協議会意見取りまとめに従って認定された計画の場合、事業者に責によるものではないため認めていただきたい。	同上
564	公募占用指針	第9章(7)	「台風後等の流木の発生、船舶の座礁事故等が発生した場合には、その除去工事にあたって、補償を伴わずに、運転の一時中断に応じること。」とあるが流木の撤去、座礁した船舶の除去工事は選定事業者の責務ではないことを明確にしてください。	本項は補償を伴わない運転停止を求めているものであり、選定事業者の責に帰さない流木や座礁船舶の除去については選定事業者において行う責務はありません。
565	公募占用指針	第9章(7)	「選定事業者は、占用許可の申請までに書面にて協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること」との規定があるが、選定事業者があらゆる対応に尽くしたにも関わらず、何らかの事由により占用許可の申請までに書面にて協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ることができず、促進区域の占用が許可されない場合は、1次保証金及び2次保証金は選定事業者へ返却されるとの規定を盛り込んで頂きたい。	御記載の「何らかの事由」の内容如何によりますので、一概にご回答ができません。 なお選定事業者が協議会意見を尊重しているにもかかわらず、協議会及びその構成員が促進区域での発電事業の円滑な実施を妨げる事は、再エネ海域利用法第9条第6項や協議会運営規定第13条（協議結果の尊重義務）違反となることから、事業者のリスクになるものとは考えておりません。
566	公募占用指針	第9章(7)	「選定事業者は、占用許可の申請までに書面にて協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること」との規定があるが、具体的にはどの書面ひな形を用いて協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を取るのか明確化して頂きたい。	事業者から占用の範囲と期間を示し、これに対して漁業者として了解である旨の内容が記載されていれば占用許可を与えることを考えています。 なお、各地方整備局で策定している「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内海域占用等許可規則」では、利害関係者の同意書を占用許可申請書の添付書類として求めています。
567	公募占用指針	第9章(7)	「選定事業者は、(中略)関係漁業者の了解を得ること」とあるが、具体的にどのような了解が必要か。これには、いつ、どういった事項が記載されるべきなのか、またひな型等はあるか。	同上

568	公募占用指針	第9章(7)	「・ 設置したケーブルについて迂回等の必要が生じた場合は、経済産業大臣及び国土交通大臣と協議すること。」と記載されているが、具体的なプロセスを明示いただきたい。海底送電線の事故復旧時にも該当する協議と理解しており、復旧時間の短縮にも寄与するため、具体的なプロセスを確認するもの。	ケーブル設置場所の変更は公募占用計画の変更事項にあたるため、経済産業省及び国土交通省において、その可否を判断します。公募占用計画の変更を行ったうえで、占用許可の変更が必要となります。なお、促進区域を逸脱するケーブル設置場所の変更は、促進区域の追加指定が必要となります。
569	公募占用指針	第9章(7)	「・ 設置したケーブルについて迂回等の必要が生じた場合は、経済産業大臣及び国土交通大臣と協議すること。」と記載されているが、具体的なプロセスを明示いただきたい。	同上
570	公募占用指針	第9章(7)	「・ 本公募時点で想定されない事態が発生した場合に、国土交通大臣が必要と認める事項」と記載されているが、具体的な条件は何か。必要と認める事項に対応するという理解で良いか。	公募時点で想定されない事態が生じた場合を想定しており、その場合において、「国土交通大臣が必要と認めた事項」の条件を付することができるものとしています。
571	公募占用指針	第9章(7)	工事着手日とは何をもって着手となるのか。公募占用指針において、「海洋再生エネルギー発電設備」とは、洋上設備に加え陸上送変電設備等も含まれるため、工事着手日とは洋上または陸上の工事のいずれか早い方が起点になるとの理解になるのか。 この場合、占用許可の条件の一つとして、「施設の一部を残置する公募占用計画を作成した場合においては、…（中略）、工事着手日までに公募占用計画を変更していること。」とあるため、仮に陸上工事が工事着手日の起点になった場合、これまでに公募占用計画を変更する必要があり、この時点で「海洋再生可能エネルギー発電設備とロータの旋回により占用することとなる区域のみ」に基づく占用が開始、占用料が発生するのか。	洋上における工事着手日を指します。
572	公募占用指針	第9章(7)	占用許可の条件として、『海洋再生可能エネルギー発電設備が備える係留施設は、港湾法の技術基準対象施設となっており、必要とされる性能に関しては港湾法第56条の2の2で定める港湾の施設に関する技術上の基準に適合すること。』、および、『(前略)「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説」(中略)に則って、設置及び維持管理を実施すること。』、とされており、同解説では「下部構造・基礎等の維持管理計画」の策定に言及している。 「下部構造・基礎等の維持管理計画」は、公募段階においては概略を示した資料を添付することでよいか。	当該海洋再生可能エネルギー発電設備の構造について概略を示した資料とした場合においても、計画した施設を適切に維持管理するための方法を記載してください。
573	公募占用指針	第9章(7)	「・ 選定事業者は、占用許可の申請までに書面にて協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること」とあるが、事業者を選定された場合に、漁業関係者から書面による同意書が取得出来ない場合などは、そのことをもって、選定事業者以外が繰り上げ選定されることはあるのか？	繰り上げて選定する場合は第7章(4)3)に記載の通りであり、漁業関係者からの同意書が取得できないことのみをもって、繰り上げて選定することはありません。
574	公募占用指針	第9章(7)	海洋再生可能エネルギー発電設備が備える係留施設には、仮設・常設の標示ブイ等も含まれるのか。また、係留施設に関する港湾法の記述は、占用区域の外周に設ける仮設・常設の標示ブイ等についても同様に適用されるか。	お問い合わせの「標示ブイ」については、港湾法の適用を受けません。

575	公募占用指針	第9章(7)	最終段「本公募時点で想定されない事態が発生した場合に、国土交通大臣が必要と認める事項」との文末に句点がなく、文章が途中で切れているように読めるため、この文章の再確認を頂き、途中で切れている場合は修正頂きたい。	文章は途中で切れていませんが、誤解を招くため句点を追加しました。
576	公募占用指針	第9章(7)	納入告知書の様式をお示しいただきたい。また、占用料の納付の頻度（半年に1回、年に1回 など）はどのようになるのか。	納入告知書の様式については地方整備局港湾空港部に問い合わせください。頻度は1会計年度に1回となります。
577	公募占用指針	第9章(7)	占用料の支払方法について、五島沖の公募占用指針では「② 年度途中での占用開始又は終了の場合は、同年度の占用料は月割計算とする。占用の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。」という記載がありました。本公募占用指針においては、記載が削除されています。 ①年度途中での占用開始又は終了の場合の占用料の計算方法をご教示下さい。 ②占用の面積に1平方メートル未満の端数があるときの占用料の計算方法をご教示下さい。	①占用料の月割計算は可能です。 ②端数があるときは、1平方メートルとして計算します。 占用料に関する詳細については、各地方整備局が定める「占用料及び土砂採取料の額を定める告示」及び「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内海域占用等許可規則」をご確認下さい。
578	公募占用指針	第9章(7)	占用料の支払方法について、国土交通省が発行する納入告知書により納めるものとされているが、支払サイクル（半期、年度毎等）やエレクトロニックバンキングサービスの利用可否についてご教示頂けますでしょうか。	支払は年度毎となります。 具体的な支払い方法については地方整備局港湾空港部に確認ください。
579	公募占用指針	第9章(8)	経済産業省、国土交通省や第一期の入札協議会に提出された占用事業者の機微な、商業的に価値のあるデータが、第二期または将来プロジェクトの入札候補者に公表されないことは保証されるのか。	公募占用指針第10章その他(3)その他留意事項に記載あるとおり、提出された公募占用計画については、以下の場合を除いて提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。 i) 公募参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供する場合。 ii) 長期的・安定的・効率的な海洋再生可能エネルギー発電事業を実現するための政策検討に利用する場合。なお、この場合には、個々の情報に係る公募占用計画の提出者が明らかにならないようにし、公募参加者の営業秘密等が不当に害されないように取り扱う。
580	公募占用指針	第9章(9)	事業者の地位の承継が発生する場合、承認までの時間はどの程度が想定されるか、また、当該手続き期間も、オペレーション体制に変更なければ、操業は引き続き実施しても差し支えないとの理解でよろしいか。	承認までの時間については、ケースバイケースであることから、一概には申し上げられませんが、承継の可能性が生じた時点で速やかに御連絡をお願いすることになります。（以後、経済産業省及び国土交通省において可能な限り速やかな対応を行います。）
581	公募占用指針	第9章(9)	「すべての権利・義務を一括して継承」とございますが、事業状況の悪化により、プロジェクトファイナンスレンダーがステップインして新スポンサーを選定し事業の再建を図る際に、一部のプロジェクト関係者を入れ替える（例：OM事業者）などして、権利義務を承継させずに新たに事業再建を図る可能性がございます。プロジェクトファイナンスレンダーとしてはそれが不可能となってしまうと、事業再建策が限定されてしまうなどプロジェクトファイナンスでの対応に困難が生じてしまうことから、適切な事業の実施が見込まれるのであれば、一部権利・義務は必ずしも継承しなくても良いという点についてご検討頂きたく存じます。	御記載のケースは、公募の公平性が損なわれない範囲において、その一部権利・義務の承継が事業実施体制に関する審査及び評価の基準に照らし、適切な事業の実施の為に必要と判断出来る場合には、そのような承継を承認しうると考えます。

582	公募占用指針	第9章(9)	発電設備の所有権その他設置及び維持管理に必要な権限を取得する、というのは具体的にどういったケースをご想定でしょうか。 「事業者の変更に伴う変更箇所以外の事項については一切変更をしない」という条件の下ではほとんどの権限の承継が難しく、可能性のあるケースにつきご教示頂けますと幸いです。	例えば実施事業者が、(9)1)以外のケースで、本公募占用指針の他の規定に抵触しないような形式で、当該事業者の合併・分割が行われるような場合を想定しています。
583	公募占用指針	第9章(9)	SPCの構成員である会社がその完全親会社にSPCの全株式を譲渡し、結果として名目上は事業者が変更されるものの事業内容に関する事項については一切変更がされない場合において、これを本項の承継と同等と見做し承認頂くことは可能でしょうか。	第9章(5)4)に合致することが必要です。
584	公募占用指針	第9章(9)	コンソーシアムの構成員である会社がSPCの設立前にその完全親会社に全議決権を譲渡し、結果として名目上は事業者が変更されるものの事業内容に関する事項については一切変更がされない場合において、これを本項の承継と同等と見做し承認頂くことは可能でしょうか。	公募占用計画の認定前にSPCの設置を求めているため、承継手続きではなく、公募占用計画の変更手続きが必要となります。
585	公募占用指針	第10章(2)	「系統提供事業者が本件契約上の地位により確保している系統容量を活用するところを前提としている」との記述があるが、暫定連系も含めて当該系統以外を活用することは認められないとの理解で良いか。	ご認識のとおりです。
586	公募占用指針	第10章(2)	「情報が必要な日の4ヶ月前に申請することを推奨」とあるのは、(1): 接続検討申込みの受付時点から回答までの期間が標準処理期間3か月を超過することがすでに見込まれているということか、または、(2): 提出した接続検討申込書類の修正が必要となり接続検討申し込み受付までに時間を要する可能性を踏まえてのものか、(3): 上記(1)(2)いずれも見込んだうえで4か月を推奨するものか、趣旨を確認させていただきたい。	標準処理期間に1か月の余裕を追加して見込んだものです。
587	公募占用指針	第10章(2)	1)各事業者が一度に申し込める接続検討申込の件数に上限はないという理解でよいか。 2)「各事業者1件ずつ、順番に検討を行う」について、東北電力ネットワーク株式会社が事業者Aの2件目以降の接続検討申込の検討中に、新たに別の事業者Bが1件目の接続検討を申し込んだ場合は事業者Bの接続検討が優先的に処理され、その後別の事業者Cが1件目の接続検討を申し込んだ場合も同様、という理解でよいか。	1) 御指摘の通りです。ただし当然ながら、必要最小限の常識的な範囲で行われることを想定しています。 2) 本公募に係る接続検討は、以下のとおり行います。 ① 同時に複数の接続検討申込みを行う場合、検討を希望する順位を東北電力ネットワーク株式会社に回答していただきます。 ② 原則、受付順に検討しますが、特定の事業者の1回目の接続検討申込みを受け付けた場合、このうち検討を希望する順位が高い1件目を優先して、検討を行います。

588	公募占用指針	第 10 章(2)	<p>公募占用計画受付期間中の接続検討申込における留意事項として、「iv) 接続検討申込みは、以下の内容を前提とする。(前提となる接続検討申込みの内容) ・ 連系予定地点については、公募に提供された系統容量の検討の前提となった地点とする。」といった記載があるが、一方で 2020 年 6 月 24 日に公示された五島市沖の公募占用指針に係るパブコメの意見募集結果 P2 の質問No.6において、「公募占用指針(接続回答書)に記載の接続点と異なる接続点を希望し、スケジュール含め技術的に接続可能であれば、事業者として選定されるかどうかご確認願いたい。」との問いに対し、「ご意見のような場合でも選定事業者として選定されることできます。ただし、自営線部分に関する費用は自己負担となります。」との回答が示されている。</p> <p>本占用指針(案)の記載内容は五島案件のパブコメ回答内容と整合しないように読めるが、公募占用指針(接続回答書)に記載の接続点と異なる接続点を希望することは可能か、確認されたい。</p>	ご意見を踏まえ、文言を適正化しました。
589	公募占用指針	第 10 章(2)	「接続検討の結果、出力の変更が不可であった場合、選定された事業の設備仕様では系統容量が取り消される可能性があることについて留意する。」とあるが、具体的にどのような場合を想定しているのか、例示等によりご教示いただきたい。	接続検討の結果、出力の変更が不可という回答が一般送配電事業者からあった場合を指します。
590	公募占用指針	第 10 章(2)	接続検討の回答が不可であった場合も、系統提供事業者が確保している系統容量について出力規模を変更せずに活用するなど回答結果を踏まえた公募占用計画とすれば、事業者選定後も系統容量を取り消されることなく東北電力ネットワーク株式会社と系統連系協議が継続可能であるという理解でよいか。	第 10 章(2)3iv)の記載は、あくまで可能性を示したものであり、仮に御指摘のようなケースが生じるような場合は、事業者選定を踏まえ東北電力ネットワーク株式会社と御相談いただくことになると考えています。
591	公募占用指針	第 10 章(3)	「その他公募の参加を認めるべきでない行為」について、令和 2 年 9 月 30 日付五島 Q&A No.104 及び 106 において、コンソーシアム又は SPC からの離脱が当該行為に該当するかは個別毎の状況等に応じて判断することをご確認いただいています。実際には、問題となり得る離脱は公募占用計画の提出後であることを確認させていただければと思います(公募開始後、公募占用計画提出前はコンソーシアム又は SPC の構成員をご提案する手続はないため問題はないと考えておりますが、念のため確認をさせていただければと思います。)	基本的には問題としないと考えますが、公募の公平性等を阻害するケースや何らかの悪質なケースなどは、問題となることもありえます。
592	公募占用指針	第 10 章(3)	長期的・安定的・効率的な海洋再生可能エネルギー発電事業を実現するための政策検討に提出した情報が使用される場合、どのように事業者の知的財産は保護されるのか。	長期的・安定的・効率的な海洋再生可能エネルギー発電事業を実現するための政策検討に公募占用計画に記載された情報を利用する場合には、個々の情報に係る公募占用計画の提出者が明らかにならないようにし、公募参加者の営業秘密等が不当に害されないように取り扱います。
593	公募占用指針	第 10 章(3)	「提出された公募占用計画について、以下の場合を除いて提出者に無断で二次的な使用をすることはしない。(中略) ii)長期的・安定的・効率的な海洋再生可能エネルギー発電事業を実現するための政策検討に使用する場合。なおこの場合提出者が特定される使用方法とはしない。」との記載がございます。検討の結果、仮に占用計画に記載した内容が公表される場合は、公表前に、当該事業者に通知いたくと共に、公表の内容及び範囲について協議をさせていただきます。	同上

594	公募占用指針	別添 2	「関係漁業者等の同意を得た上で、海洋環境保全にも十分配慮し、関係法令を遵守した上で行う場合においては、当該洋上風力発電設備等の一部の残置も認められる」と記載されているが、公募占用計画の提出にあたっては、本文記載のとおり基礎を海底面下 1m 以深で切断することを基本としてよいか。	「海底面下 1m 以深で切断する」ことはあくまで一例であり、地元における残置の要望等を踏まえて、環境大臣の廃棄の許可を受ける等海防法を遵守した上で残置することも考えられます。
595	公募占用指針	別添 2	「選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、今後設置される基金への出捐等を通じて、発電事業で得られた利益を還元することにより、地域や漁業との協調・共生策を講じること」との規定があるが、選定事業者による基金への出捐はいつ始まり、いつ終わると想定すればよいか明確化頂きたい。なお、基金への出捐開始は少なくとも海洋再生可能エネルギー発電設備の運転開始から 1 年経過以降とする必要がある。	基金への出捐の時期は、基金の具体的な使途や事業者の事由も踏まえて、事業者選定後に協議会構成員や基金設置者との調整を経て確定するものと考えております。
596	公募占用指針	別添 3	「港湾・埠頭名及びその諸元」と記載されているが、公募占用指針で示される港湾の情報はこれですべてか。また、地盤条件、港湾設計図面、利用可能設備の情報、保税エリア面積、港湾利用制約など施工計画を検討する上で必要な情報は港湾管理者等から情報開示を受けることという理解でよいか。また、現在、鹿島港外港埠頭ですでに利用されている岸壁においては、今回の対象から除外されるということで、利用したい場合は個別に港湾管理者と協議する必要があるという理解でよいか。	必要な情報については、地方整備局港湾空港部及び港湾管理者にお問い合わせください。
597	公募占用指針	別添 3	「港湾・埠頭名及びその諸元」が記載されているが、促進区域と一体的に利用できる範囲の地耐力分布が分かる CAD 図の提供をお願いしたい	同上
598	公募占用指針	別添 3	「公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類」と記載されているが、地耐力等の構造上の利用可能性の検討が必要となるのは、埠頭岸壁上での重量物の取り扱い（基礎や風車タワー・ナセル・ブレードの搬入・搬出、プレアッセンブリー作業）が対象との理解で良いか。	基本的にはご理解のとおりと考えておりますが、このほか当該岸壁の対象船舶を超える大きさの船舶が係留する場合等も、構造上の利用可能性の検討が必要となりますので、港湾の利用に応じて必要な検討をお願いします。
599	公募占用指針	別添 3	O&M 港の候補については、最終的な占用指針で言及されるのか、もしくは別の文書で言及されるのか。他の要素と比べても、港湾賃付料に関する情報が不足している。	事業者において調整される O&M 拠点がある場合は、事業者が施設管理者に問い合わせください。
600	公募占用指針	別添 4	一般海域における占用公募制度の運用指針の P36 別紙 参加資格には、「国内外における風力発電の設置及び運営実績（1 万 kW 以上、かつ、公募開始の日前 10 年以内に行われた実績に限る）があること」と記されている。今回も五島と同様に本規定は不要と考えてよいでしょうか。	本公募占用指針の内容に従ってください。
601	公募占用指針	別添 4	一般海域における占用公募制度の運用指針の参加資格には、「②国内外における風力発電の設置及び運営実績（1 万 kW 以上、かつ、公募開始の日前 10 年以内に行われた実績に限る）があること」と記載されているが、本公募占用指針においては、この規定は不要と理解してもよいのか？	同上

602	公募占用指針	別添 4	公募参加資格について、コンソーシアム又は SPC によって公募に参加する場合であって、一のコンソーシアム構成員又は SPC 構成員のみが公募参加資格を満たさないときは、当該コンソーシアム構成員又は SPC 構成員のみが公募に参加できず、残りのコンソーシアム構成員又は SPC 構成員で公募に参加し、評価においては、残りのコンソーシアム構成員又は SPC 構成員が評価対象になるという理解でよろしいでしょうか。公募占用計画の認定後は、各コンソーシアム構成員又は SPC 構成員が提出する宣誓書の違反となり、認定公募占用計画の取消事由になると理解しております（様式 3-2-8）。	コンソーシアムにより公募に参加する場合は、コンソーシアムの構成員が参加資格に記載する要件をいずれも満たす必要があり、満たさない構成員がいる場合は、当該コンソーシアムが公募に参加できなくなります。SPC の場合は、当該 SPC が参加資格を満たすか判断することとなります。
603	公募占用指針	別添 4	「国内外における海洋土工工事の実績があること。」とあるが、この実績は P47 第 8 章（5）1)i)で言うところの、事業の実施・管理の実績でよいか。それとも EPC 等の実績を指しているのか。	EPC 等の実績を指します。
604	公募占用指針	別添 4	「国内実績の場合」と記載があるので、海外の場合は港湾土工工事、港湾浚渫工事、港湾等構造物工事に限らないと考えて良いか。 また、実績評価上、上記各工事の種類によって優劣はあるか。8 章（5）では「海洋土工工事についてはその他用途の着床式構造物の実績を親和性の高さ（規模含む。）から相対的に評価する。」と記載あり、この記述との関連はあるか。	前半について、港湾土工工事、港湾浚渫工事、港湾等構造物工事に類する工事である必要があります。 後半について、公募参加資格上の違いはありませんが、評価においては第 8 章（5）1）ii）に記載のとおり、親和性の高さから相対的に評価することとなります。
605	公募占用指針	別添 4	事業者が自己資金を提供する場合、親会社が SPC にこれらの資金を提供する意思があることを証明するための誓約書を提出する必要がある。「事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続きを経ていること」と記載されているが、想定している「社内手続き」について、詳細を教えてください。企業は、事業者決定までは事業の全額の出資分について正式な投資決定を行わないものであるが、その場合自己資金を予定する企業はどのようなコミットメントを提供する必要があるのか。	出資金相当額の資金が十分にあることの表明書を提出いただくことで問題ありません。
606	公募占用指針	別添 4	公募対象となっている海域を管轄する地方局による指名停止措置を受けている者、と考えて宜しいか。	経済産業省本省及び国土交通省本省による指名停止措置を受けている者を指します。不明瞭な点があったことから、公募占用指針を修正させていただきます。
607	公募占用指針	別添 4	資本関係、人的関係の定義について明確にいただきたい。	資本関係・人的関係の条件については、資源エネルギー庁及び国土交通省 HP に掲載している「再エネ海域利用法に係る Q&A」をご覧ください。
608	公募占用指針	別添 4	「公募に参加しようとする他の者との間に資本関係、人的関係がある者」に該当しないことが公募参加資格の 1 つになっていますが、公募の公平性を確保するために、「資本関係、人的関係がある」の定義（例、ある者と、その者に対し〇〇%以上出資している者とは資本関係にある 等）を明示いただきたくお願い致します。	同上

609	公募占用指針	別添 4	公募参加において複数の SPC や子会社を通じて参加することにより特定の企業が(出資者)として結果的に選定事業者となる確率が高まる等の不平等が生じる可能性がある、公募参加の公平性の観点からは出資比率等に関わらず同一出資者が複数の関係会社や SPC 等に出資して同一公募に参加することは不可とすべきと考える。	同上
610	公募占用指針	別添 4	公募参加資格として、『「公募に参加しようとする他の者との間に資本関係、人的関係がある者」に該当しないこと』、が要件となっているが、「資本関係」について、準拠法令や定量基準に言及する等して、より具体的に明記頂きたい。また、実際に資本関係を持つ複数の者が夫々異なる公募占用計画を提出した場合（コンソーシアム或いは SPC として提出をした場合も含む）、資本関係を持つ全ての公募参加者（コンソーシアム、SPC として参加をした場合は当該資本関係を持つ者が所属するコンソーシアム・SPC）が失格となると理解して問題ないか。	同上
611	記載要領及び様式集	1. 提出書類様式	P1 表 1 3-1. は、ファイル形式の記載がないが、P4 6.提出方法に、Microsoft Word または Microsoft Excel を使用して作成すること、とあり、どちらかのファイル形式で作成する必要があるならば、その旨を表 1 にも記載いただきたい。	表 1 を修正しました。
612	記載要領及び様式集	3.記載内容	1)写しには SPC 名も記載しないのであれば、「SPC 名、および SPC による構成員の企業名」に修正いただきたい。また、記載しない方法（黒塗り、空白、仮称（A 社）など）を記載いただきたい。 2)「企業を類推できる記載」について、その企業の通称・略称など直接きな範囲に留まるものであり、当該企業固有の特徴、取り組み、実績、及び技術等はこれに該当しないことを念のため確認させていただきたい。	1)前半について、「公募参加者」には SPC も含まれるため、原案のとおりとします。後半について、黒塗りとしてください。 2)ご意見のとおりです。
613	記載要領及び様式集	3.記載内容	「3-2.公募申込書及び資格審査書類」についても正本 1 部写し 20 部とあるが、写しは「3-1 公募占用計画」同様に、企業名や類推できる記載を伏せたものか。	ご意見のとおりです。
614	記載要領及び様式集	4.書式等	「使用する用紙は、表紙を含め、各規定様式を使用し、特に指定のある場合を除き、A4 サイズ縦長両面印刷とし、左側 2 点綴り冊子とすること。」と記載されているが、図表で横長のほうが見やすい場合、横書きも許容されるという理解で良いか。	ご意見のとおりです。
615	記載要領及び様式集	4.書式等	各事業者公募専用計画の本文の枚数制限はないという理解で宜しいでしょうか。	ご意見のとおりです。
616	記載要領及び様式集	4.書式等	各事業者公募占用計画の本文の枚数の目安をお示しいただけませんかでしょうか。	本公募においては一律の目安・上限は示しません。各事業者の適切性が判断できるように必要な情報をご記載ください。また、審査を円滑に行うため、補足説明資料は必要な限りにおいて添付してください。
617	記載要領及び様式集	4.書式等	使用する用紙は「A4 サイズ縦長両面印刷」と記載されているが、別紙 1 には「A3 サイズの資料を添付する場合には、横長片面印刷とし、A4 サイズ縦長に織り込むこと」と記載されているが、そのほかの様式についても同様に扱うことでよいか。	ご意見を踏まえ、全ての提出書類について、A4 では記載が難しい場合に限り A3 での提出を可能とします。

618	記載要領及び様式集	4.書式等	「使用する用紙は、表紙を含め、各規定様式を使用し、特に指定のある場合を除き、A4 サイズ縦長両面印刷とし、左側 2 点綴り冊子とすること」とあり、別紙 1 のみ A3 サイズ可とされていますが、全ての様式に関し、内容に応じて適宜、A3 サイズや片面印刷での資料の添付を可としていただきたい。	ご意見を踏まえ、全ての提出書類について、A4 では記載が難しい場合に限り A3 での提出を可能とします。また、体裁上難しい場合を除き両面印刷としてください。
619	記載要領及び様式集	5.公募占用計画の受付時における提出書類の編集方法	提出書類及びその添付資料について、総ページ数の上限等の制約はないと理解している。理解に誤りがなければ、その旨を明記いただきたい。	総ページ数の上限はありません。ご意見を踏まえ、修正しました。
620	記載要領及び様式集	6.提出方法	「Microsoft Word 又は Microsoft Excel を使用して作成」と記載されているが、CAD データや PDF による提出は可能か。	CAD データでの提出は不可とします。PDF にて提出ください。
621	記載要領及び様式集	様式 3-1-2	2※3 5)③は「他方の会社等の管財人」ではなく「他の会社等の管財人」でしょうか。	ご意見を踏まえ本文を修正しました。
622	記載要領及び様式集	様式 3-1-2	「送電ケーブル及びチェーンの総長：●●m」と記載されているが、促進区域外に海底送電線を敷設する場合は、総長に含まないという理解で良いか。	促進区域外における送電線・通信ケーブルは総長に含みません。
623	記載要領及び様式集	様式 3-1-2	供給価格について、数字の前後で「¥」と「円」の両方を記載するということがよいか、念のため確認させていただきたい。	ご意見を踏まえ修正しました。
624	記載要領及び様式集	様式 3-1-2	「送電ケーブル及びチェーンの総長：●●m」と記載されているが、単位が m であり、応札の時点で精度をどこまで求めるのか。	海底送電線・通信ケーブルの促進区域内における総長を、公募占用計画提出時に設定している内容で記載してください。発電設備等の詳細設計により変更となる場合には、公募占用計画の変更が可能です。
625	記載要領及び様式集	様式 3-1-2	「※再エネ特租法第 9 条第 3 項の認定（以下「FIT 認定」という。）と記載されているが、特措法ではないか。	ご意見を踏まえ修正しました。
626	記載要領及び様式集	様式 3-1-2	事業の終了時期、撤解体時期に付、占有許可の更新を希望する場合は考慮の上指定できる様になって居るが、占有許可の条件が明確になって居ない状況下、公募の公平性を保つ意味でも占有期間延長の許可条件の明確化乃至は事業計画上の期間は統一(例えば占有期間 30 年間とする等)する必要あると思料するが、どの様に考えて居るのか。また、更新の考え方をどのように評価するのか（設備の耐用年数から現実的な更新期間を設定する方が評価されるのか。長期運転を目指す方が評価されるのか）	有効期間終了後の占有許可については、終了後もまだ洋上風力発電設備が稼働できる状態か否かや、事業者のそれまでの公募占用計画の実施状況など含めて、促進区域内海域の利用又は保安及び国民負担軽減等を考慮し、更新を判断していくものと考えています。
627	記載要領及び様式集	様式 3-1-2	※ 2 の議決権 40%以上の者がいる場合については、「重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等」や「財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実」がないかなどの補足資料が必要となるかご確認いただけないでしょうか。	議決権 40%以上の者がいる場合は、その者が会社法施行規則第 3 条第 3 項第 2 号に該当する者が確認するため、ご指摘の書類等、補足資料の提出をお願いします。

628	記載要領及び様式集	様式 3-1-2	「この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。」と記載されているが、適切な措置とは何か。具体的に例示して頂きたい。	事業計画策定ガイドライン（風力発電）をご確認ください。（陸上に設置する施設等については特に留意をお願いします。）
629	記載要領及び様式集	様式 3-1-2	ここに記載する出力が設備の発電できる出力か、最大受電電力か、どちらか明確に記載いただきたい。	前者です。
630	記載要領及び様式集	様式 3-1-3	「実績を有することを確認するための資料を添付すること」との記載があるが、具体的にはどのような資料を想定しているか。実績の内容によっては、例えば工事完了引渡証明書のように実績の根拠をある程度公的に示す書類がそもそも存在しないなど、根拠を示すことが難しいことが想定されるが、その場合はどのような対応をとるべきか。	契約書及び仕様書・関係図面等の写しの提出を想定しています。なお公共工事の場合はコリンズの写しで対応可能です。
631	記載要領及び様式集	様式 3-1-3	陸上風力の実績を記載する場合、時期は、開発期間を記載するのか、若しくは発電所の運転期間を記載するのか明記頂きたい。	後者であり、御指摘を踏まえ修正します。
632	記載要領及び様式集	様式 3-1-3	「1.発電設備の設置及び運営に係る実績」「2.海洋土木工事に係る実績」と記載されているが、指針本文 8章(5)-1-i)では評価対象の実績として、①風車設置②海洋土木工事③発電事業の運営（維持管理を含む。）とあり、表現が統一されていない。これは何か意図があるか？ 「1.発電設備・・・」に本文で言う①③の実績を記載し、「2.海洋土木工事・・・」に本文で言う②の実績を記載すれば良いか？①③の実績の記載をまとめさせるのは何か理由があるのか？ また、「1.発電設備の設置・・・」であれば陸上設備の設置が含まれると解釈できるが、一方本文の記載では陸上設備の設置が含まれるとは読み取れない。この様式 3-1-3 には陸上設備に関する実績の記載は不要か？記載しても評価の対象にはならず、評価に影響しないということが良いか？	第2段落について、御記載の方法で記載頂いて差し支えありません。第3段落については、必要に応じて記載ください。（評価の対象になる可能性は否定されません。）
633	記載要領及び様式集	様式 3-1-3	「※EPC等を担う企業については関心表明書【様式 3-2-4】を提出した協力企業を記載することが可能。」とあるが、様式 3-2-3の提出がない協力企業の実績については評価しないということか？それとも提出がない協力企業の実績を記載すると失格要件に該当するか？	前段に記載いただいたとおりです。
634	記載要領及び様式集	様式 3-1-3	2.bで「代表的な実績の概要を1件ずつ記載すること」とあるが、1.bではこの記載は見当たらない。これは、「1.発電設備の設置・・・」では1つの発電所の設置と運営の実績をまとめて記載することを意図し、「2.海洋土木工事・・・」では工事案件ごとの記載を求めていると解釈して良いか？	発電設備の設置及び発電事業の運営に関する実績の評価は、原則1つの代表的な実績を評価します。海洋土木工事に関する航路や漁業等との利用調整を行った実績については、調整の経験を評価することが適切と考えられるため、代表的な複数の実績を踏まえて評価することが適切であると考えています。
635	記載要領及び様式集	様式 3-1-3	「※EPC等を担う企業については関心表明書【様式 3-2-4】を提出した協力企業を記載することが可能。」とあるが、協力企業の実績を様式 3-1-3に記入するのは協力企業自身である必要はあるか。様式 3-1-3に記載される協力企業の実績がその企業のものであることを担保するのか。	記入主体は問いませんが、第5章（1）2）の事項を遵守ください。

636	記載要領及び様式集	様式 3-1-4	公募占用指針上、「事業の具体化に伴い促進区域の変更を行う場合には、促進区域の変更在先立って、協議会の同意や公告・縦覧等の法定手続きが必要であることに留意すること。」と記載があるが、促進区域外でのケーブル配線を必要とするような場合は、区域を変更しなければならないのか？また、その場合は入札前に公告しなければならないのか？	前段については、原則として御理解の通りです。後段については、事業者選定後を想定しています。
637	記載要領及び様式集	様式 3-1-4	「公募占用指針で示した占用の区域を大きく下回る場合」と記載されているが、大きくとはどういうことか。 風車設置基数や範囲に関わらず、第 2 章（1）2)に記載された出力の量の基準における下限値を逸脱していなければ良いか。	例えば銚子市沖の場合、「占用の区域(対象区域)を大きく下回る場合」とは、占用の区域の状況や環境アセスメント等を踏まえると占用の区域を制限せざるを得ないと考えられる場合（占用区域の関係で、海洋再生可能エネルギー発電設備の出力が海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準として示しているうち、小さい方の最大受電電力 18.72 万 kW から下回らざるを得ない理由がある場合）をいいます。
638	記載要領及び様式集	様式 3-1-4	標題が、枠外は「別紙 2：占用の区域」、枠内は「別紙 2：発電設備の計画」とされているため、表現を統一していただきたい。	ご意見を踏まえ修正しました。
639	記載要領及び様式集	様式 3-1-4	希望する地点でのケーブル陸揚げが拒否された場合、他の着陸地点をどのように選定するのか、またそれは未評価の地点となる可能性はあるのか、明確にしてほしい。 占用計画やその許認可は洋上発電区域のみに関連するものとなっているが、洋上送電ルート及び陸揚げのための地点を確保するために必要な要件及び時期については、落札者はどのように対応すべきと想定されているのか。事業者は、まだ詳細が発表されていない別の許認可に関する時期や接続先等をどのように決めていけばよいのか。	協議会構成員による説明会で示された協議会からの留意事項を踏まえながら、事業者において適切な検討を行ってください。
640	記載要領及び様式集	様式 3-1-4	公募における海底ケーブルのルート・陸上ケーブルのルート・陸揚げケーブルのルート・系統接続の定義や詳細は、公募占用指針上のどのようなプロセスで示されるのか？ここで期待されていること、また、これらの想定は落札後にどのように変更することができるか教えて欲しい。	前段については、事業者において適切な検討を行ってください。後段については、公募占用計画の変更についての箇所を御確認下さい。
641	記載要領及び様式集	様式 3-1-4	公募占用計画の一部として提示する必要がある情報は何か、またどの程度の詳細が必要か（例えば、正確な陸揚げ位置と陸上ケーブルのコレクタステーションへの配線 など）。	事業の実現性が判断可能となる記載をお願いします。
642	記載要領及び様式集	様式 3-1-4	経済産業省は、陸揚げの合意に向けて該当地域のステークホルダーや漁業組合との間でどのようなプロセスを踏んでいるのか。また、このプロセスにおいては、地元ステークホルダーは、選定事業者とどのように関わることになり、どのくらいの時間がかかるのか。また、このプロセス遅延により着工日が遅れた場合には、どのような補償がなされるのか。(COD: 運転開始 と FID: 最終投資決定の遅延をどのように保護できるか?)	陸揚げに関する調整に関しては、協議会構成員による説明会で示された協議会からの留意事項を踏まえながら、事業者において適切な検討を行ってください。後段について、補償は想定していません。
643	記載要領及び様式集	様式 3-1-4	公募占用計画に複数の海底ケーブルルート及び陸揚げ地点を記載することは可能か？海底ケーブルを複数選んだ場合の評価を教えてください。	複数案を記載いただくことは可能ですが、その場合は最も評価が低くなるケースを当該公募占用計画の評価とします。

644	記載要領及び様式集	様式 3-1-4	面積表の記載対象は、再エネ海域利用法による占用が認められる範囲に限定されると理解しております。理解に誤りがなければ、その旨を明記いただきたい。	ご意見を踏まえ修正しました。
645	記載要領及び様式集	様式 3-1-6	SPC に十分な運転資金があることを前提として、余剰現金の株主への分配手段としての株式の消却・自社株買取も認められるべきであり、その場合には都度公募占用計画の変更は不要であることを確認させていただければと思います。	御記載のケースでは不要となる場合もありうるとは考えますが、個別のケースが生じるタイミングごとに確認いただき、公募占用計画の変更に該当するかを判断させて頂くこととなります。
646	記載要領及び様式集	様式 3-1-6	別紙 4 は事業全体の体制を記載するものと理解しているため、別紙 1 では求められていない陸上設備の設置と運営に協力してくれる企業名も記載し、事業実施体制を説明する必要があるか？その場合、それらの企業からの様式 3-2-3 の提出は必要か？	御理解の通りです。
647	記載要領及び様式集	様式 3-1-6	事業の段階別における「役割分担」は、どの程度詳細な記述が求められているのか。具体的に、各 SPC 構成員のどのような役割の記載が必要か。	確実、効率的な事業の実現可能性及びその信頼性が判断できるような記載としてください。
648	記載要領及び様式集	様式 3-1-6	令和 2 年 9 月 30 日付五島 Q&A No.113 において、資本金額の増減については、公募占用計画の変更が必要とご回答いただいておりますが、様式 3-1-2 3) 12(資金計画及び収支計画)においては、自己資本による「調達予定額」とあり、建設段階等に応じ、増資することが想定されていると理解しております。資本の効率性の観点などから、建設開始時にすべての自己資本を払い込まず、建設費用などの資金需要に応じ、一定期間ごと(毎月、毎四半期など)に増資をしていくことは十分に想定されるため、増資のたびに公募占用計画の変更を必要とすることは現実的ではありません。増資に関しては、その都度公募占用計画の変更が必要とならないようにしていただきたいと考えております。	個別に判断すべきケースも有り得ると考えております。第 9 章(5) 3)「軽微な変更についての変更の届出」も併せて御参照ください。
649	記載要領及び様式集	様式 3-1-7	2-1.構造の概略、2-2.地震、波浪等に関する設計条件の設定方法、いずれにも記載のある「海洋再生可能エネルギー発電設備及び維持管理の方法に関する基準」とは、「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説(令和 2 年 3 月版)」(洋上風力発電施設検討委員会)を指すと理解している。理解に誤りがなければ、その旨を明記していただきたい。	「海洋再生可能エネルギー発電設備及びその維持管理の方法の基準」は、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則」第 5 条第 1 項に定められています。その他関係法令や「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」を参照し、当該海洋再生可能エネルギー発電設備の構造について記載してください。
650	記載要領及び様式集	様式 3-1-8	「：施工計画の項目に合わせた工事工程表を作成すること。」と記載されているが、別紙 7 にも同一の記載があるが、記載すべき内容に違いがあるのであれば、違いを明確にいただきたい。	ご意見を踏まえ、工事工程表は【様式 3-1-9】にのみ記載いただくこととします。
651	記載要領及び様式集	様式 3-1-8	【様式 3-1-8】別紙 6：施工計画 と【様式 3-1-9】別紙 7：工事の時期(工事行程表)の両方に「施工計画の項目に合わせた工事工程表を作成すること。」「確実、効率的な工事の実現可能性及びその信頼性を示す検討内容及び考え方があれば記載すること。」という 2 文が記載されている。五島市沖における公募に関する質問への回答の番号 127 において「工事工程表は様式 3-1-8 ではなく、様式 3-1-9 に記載してください。」とあるため、【様式 3-1-8】別紙 6 においては、当該 2 文は削除いただきたい。	同上

652	記載要領及び様式集	様式 3-1-8	「確実、効率的な工事の実現可能性及びその信頼性を示す検討内容及び考え方があれば記載すること。」との記載があるが、当該内容を記載する箇所は事業者で任意に決めても良いか？	問題ありません。
653	記載要領及び様式集	様式 3-1-8	現場組織表 とは、工事現場（サイト）における組織体制を示す図表 という意図でしょうか。	ご意見のとおりです。
654	記載要領及び様式集	様式 3-1-10	様式集 15 ページには「別紙 8：運転及び維持管理計画」との記載であるが、同 25 ページの様式タイトルは「別紙 8：維持管理計画」とされているため、表現を統一していただきたい。 「海洋再生可能エネルギー発電設備及び維持管理の方法に関する基準」とは、「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説（令和 2 年 3 月版）」（洋上風力発電施設検討委員会）を指すと理解している。理解に誤りが無ければ、その旨を明記していただきたい。	ご意見を踏まえ修正しました。 「海洋再生可能エネルギー発電設備及びその維持管理の方法の基準」は、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則」第 5 条第 2 項に定められています。その他関係法令や「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説」を参照し、維持管理計画を記載してください。
655	記載要領及び様式集	様式 3-1-11	公募指針（案）第 2 章(5)の 3)の (iii)の①には、「撤去費用は、一律に、海洋における施工費の 70%とする」との記載があるが、【様式 3-1-11】に記載する「撤去費用の額」と「海洋における施工費の 70%の数字」は関係性が求められるのか。また別々の数字である場合、事業収支を計算する撤去費用の値については「海洋における施工費の 70%の数字」となるのか。	様式 3-1-11 に記載する撤去費用の額も、海洋における施工費の 70%としてください。
656	記載要領及び様式集	様式 3-1-11	ここに記載する撤去の方法は、陸上変電所などは含まれず、風車の撤去という意味であれば、「当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法」を「風車の撤去の方法」に変更していただきたい。	促進区域内海域において設置されたすべての海洋再生エネルギー発電設備（洋上風力発電設備、洋上変電施設等）について、撤去の方法を記載してください。
657	記載要領及び様式集	様式 3-1-11	「撤去費用の額及び算出根拠」を具体的に記載することと記載されているが、指針本文では「撤去費用の額及び算出根拠は評価の対象外」と記載されているため、算出根拠は工事費の 70%とし、その金額を記載することでよいか。	「当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法」には「海洋における施工費」の内訳を記載していただいたうえで、70%を乗じて算出した旨を記載いただくものであり、撤去方法については一部残置を前提とするか、全て撤去するかのみ記入ください。ご指摘を踏まえ修正します。
658	記載要領及び様式集	様式 3-1-11	【様式 3-1-11】別紙 9 に記載する項目のうち、どれが事業者選定における評価の対象となる項目で、どれが評価の対象とならない項目であるのか、明記いただきたい。 「想定される撤去費用の額及び算出根拠」に関しては、公募占用指針案 P11①撤去費用の金額において、「撤去費用の金額及び算出根拠については事業者選定における評価の対象とはしない。」とされているため、評価対象外であることを【様式 3-1-11】別紙 9 に明記していただきたい。 「撤去方法の概要」「撤去方法の詳細」に関しては、公募占用指針案 P11①撤去費用の金額において、「事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い～」とされているため、評価対象外であることを【様式 3-1-11】別紙 9 に明記いただきたい。	まず、第 2 段落の御指摘については反映します。 第 1 段落については、上記の通り、「撤去費用の金額及び算出根拠については事業者選定における評価の対象とはしない」とこととしますが、それ以外については、「事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行う」こととしていることを踏まえつつ、たとえば単純な記載の欠落等については評価の対象とすることがあります。

659	記載要領及び様式集	様式 3-1-12	資金計画・収支計画について、例示として各種項目が記載されているだけで、様式や記載項目は自由となっているが、公平な評価の為に公募側で明確な書式を定めるべきと考える。様式に例示された内容だけでは作成側としてもどこまで詳細な計画が求められるか不明確であり、また計算方法や各種前提等も異なっているため公平な評価を行なうことは極めて困難であると想定される。また、計画を詳細まで明確に示すとすれば例えばキャッシュフローモデル自体の提出となるが、この場合も様式が異なっている場合に評価者の側が適格に内容を把握することは難しいと考えられる。仮に詳細な様式の作成が困難であるとするならば、せめて列挙された項目のうち必ず必要となる項目及びその項目の前提条件・計算・評価方法等も合わせて示して頂きたい。	それぞれ、確認／把握の対象とすべき内容を記載していますので、それら対象をカバーできるように作成をお願いします。
660	記載要領及び様式集	様式 3-1-12	資金計画・収支計画について、例示として各種項目が記載されておりますが、公平評価の為に公募プロセスの運営主体である国土交通省および経済産業省側で明確に書式を定めて頂けませんでしょうか。様式に例示された内容だけでは作成側としてもどこまで詳細な計画が求められるか不明確で、計算方法が異なっているため公平な評価ができないリスクがございます。詳細書式の作成が困難であるならば、せめて列挙された項目のうち、何が重要な項目であるか、またその項目の計算・評価方法等も合わせて示して頂けますと幸甚です。	同上
661	記載要領及び様式集	様式 3-1-12	感度分析については各々の事業者で分析内容は異なると思いますが、事業実現性に関する評価の内、「財務計画（資金計画、収支計画）の適切性」は配点0点であることから、感度分析は発電量低下や大規模修繕等、基本的な項目を押さえておけばよく、感度分析の詳細化の程度により公募占用計画の評点が変わることはないという理解でよろしいでしょうか？	財務計画の適切性、事業計画の実現可能性の確認の観点から、各事業者がそれぞれ特定したリスクに対して適切な感度分析が行われているかまたその内容を総合的に判断させていただきます。
662	記載要領及び様式集	様式 3-1-12	事業 SPC に対して、スポンサーから投資ビークル（SPC）を挟んで出資を行うことがあるが、このとき、「親会社の純資産」は投資ビークルではなく、実体のある事業会社の純資産やその上のホールディングス（もしあれば）の連結の純資産でもよいか。	御指摘のようなケースに於いては記載を妨げませんが、投資ビークルの分についても記載するようにしてください。
663	記載要領及び様式集	様式 3-1-12	【様式 3-1-12】別紙 10：事業の資金計画・収支計画に「撤去費用（積立内容含む）」と記載があります。この撤去費用は海洋における施工費の 70%と理解してよろしいでしょうか。	ご意見のとおりです。
664	記載要領及び様式集	様式 3-1-12	発電側基本料金の導入については、現在議論されているところであるが、公募占用計画への反映要否について、公平評価の観点から明記して頂きたい。	現在、発電側基本料金は制度設計中であり、回答は差し控させていただきます。
665	記載要領及び様式集	様式 3-1-12	例えば、借入形式でプロジェクトファイナンスを活用する場合には、「金融機関が事業リスクを判断したうえで、スポンサーにリコースしない形で、長期・大型の貸し出しが可能であるから」といった理由を書けばよいのか。	例示の通りでも差し支えありません。

666	記載要領及び様式集	様式 3-1-12	要求されている「感度分析」について。長崎県五島沖の占用指針では、これは「リスクの特定と分析」の項目で言及されるすべてのリスクに対してなされるべきとされていたが、銚子の場合も同様か。それとも主要なリスクのみの分析で良いのか。	同様です。
667	記載要領及び様式集	様式 3-1-12	事業者は、費用を設定するための「根拠」を記載することが求められているが、これはどのように詳細化、細分化する必要があるのか。想定される、許容可能な「根拠」を例示していただけないか。	収支計画の適切性の把握が目的ですので、これが可能となる資料を提出してください。
668	記載要領及び様式集	様式 3-1-12	「純資産の合計額（過去3カ年分）を記載した書類」は、SPCの大元の親会社についても必要か。	不要です。
669	記載要領及び様式集	様式 3-1-12	資金計画・収支計画について、例示として各種項目が記載されているが、公平な評価を期する観点から、例示ではなく書式及び記載すべき項目を明確に定めていただきたい。	確認／把握の対象とすべき内容を記載していますので、それら対象をカバーできるように作成をお願いします。
670	記載要領及び様式集	様式 3-1-12	EYA、出力抑制率や建設費等各種費用の根拠として、実績のあるアドバイザーやコンサルのレポートを根拠資料とした方が評価上望ましいのでしょうか？一部コンサルについては国の公募アドバイザーに手を上げるなどコンフリクトがあることから社名の開示ができない可能性があるが、根拠資料としてこういったレポートが提出できない場合に評点上マイナスになるのでしょうか？	費用の算出根拠とその金額の信頼性については、各事業者によって証明の仕方が異なると考えられるため、特定の方法でなければ評価が低くなるということはありません。 事業者選定においては、各事業者が個別に検討した内容を、第三者委員会の意見も踏まえ、相対的に評価することとなります。
671	記載要領及び様式集	様式 3-1-12	最新の長期信用格付を示す書類は、SPCの大元の親会社についても必要か。	必須ではありません。
672	記載要領及び様式集	様式 3-1-13	どういった内容を書くべきか判然としないことから、何等か例示いただけないか。	財務管理リスクの特定及び分析の状況が分かる内容を検討の上、御記載ください。
673	記載要領及び様式集	様式 3-1-13	風況変動に備えた対応等とは現金積立をイメージされているのでしょうか？財務管理に関するリスクと対応について、災害に備えた保険付保等は対応策になり得るという理解でよろしいでしょうか？ また、財務管理に関するリスクとは具体的にどのようなものをご想定でしょうか？	リスクの特定及び分析、それらの対応策については、その内容に応じて各事業者の創意工夫による提案を期待しています。
674	記載要領及び様式集	様式 3-1-13	「また、関連するリスク対応策を実行しリスク回避や低減に成功した事例がある場合には、その内容についても触れること。」と記載されているが、特にリスク回避や低減に成功した事例の場合、公的なエビデンスが発生しうる状況にはならないと考えられるが、事例が事実であることをどのように担保すべきと考えているか。また、海外事例を記載する場合の事実の担保をどのように考えているか。	当方でも可能な範囲で事実確認を行いますので、事実を記載するようになしてください。

675	記載要領及び様式集	様式 3-1-13	「：技術的な阻害要因等について記載すること。」は、長崎県五島市沖公募指針の意見募集結果において、例示であり技術的な阻害要因の範囲は限定しないと考え方が示されている。一方で、「：その他、維持管理において、長期的、安定的、効率的な事業を実施する上で、特に重要となるリスクの有無を検討し、リスクが特定された場合にはその対応方針について記載すること。」と維持管理段階全般にわたる主要リスクの特定が求められているが、これらは同義と理解してよいか。同義ではない場合は、違いを明確にしていきたい。	御記載の通り御理解いただいても差し支えありません。
676	記載要領及び様式集	様式 3-1-13	リスクの特定及び分析の項目では、「適切な製造業者、設置船、特定の設置機器の有無等」を記載することになっているが、これらのトピックは別紙6「施行計画」においても記載されることになるため、記載が重複することになると思われる。これらの製造業者などの情報は、リスクの項目、別紙6「施行計画」のどちらか一方に記載すべきか？あるいは、いずれの別紙にも記載すべき情報なのか？	両方に記載ください。
677	記載要領及び様式集	様式 3-1-13	「：適切な製造業者、設置船、特定のリスクのある設置機器の有無等について記載すること。」と記載されているが、「等」には何が含まれるか。	必要と考えられるものがあれば御記載ください。
678	記載要領及び様式集	様式 3-1-13	「：風況変動に備えた対応等について記載すること。」と記載されているが、「等」には何が含まれるか。	同上
679	記載要領及び様式集	様式 3-1-19	地域経済への波及効果の試算においては、前提条件や波及対象範囲等の条件設定が重要となる場所、それらの情報も記載必須とすべきではないか。	どのように地域及び国内の経済に波及効果を起こすのかについては、事業者によって考え方が異なるため、前提条件などの設定についても、様々であると考えています。ただし、公募占用計画に記載された事項については、実現が必要になるため、算定方法等が過大とならないように、適切に記載いただく必要があります。
680	記載要領及び様式集	様式 3-1-19	様式 3-1-20 には「国内への経済波及効果がどの程度見込まれるか？」とあるが、様式 3-1-19 にはその記載はない。これは様式 3-1-19 には地域への経済波及効果見込みを記載することは不要という意味か？記載されても評価されないということの良いか？そうでなければ、様式 3-1-20 と記載を変えた理由はなにか？	ご意見を踏まえ修正しました。
681	記載要領及び様式集	様式 3-2-2	「一公募占用計画の要旨（様式事由 A3〇枚）」と記載されているが、様式自由の間違いではないか。	ご意見を踏まえ、記載を修正します。
682	記載要領及び様式集	様式 3-2-2	公募占用計画の添付資料の事業者名義の誓約書について、「外部からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続」とあるが、こういった内容を書くべきか判然としないことから、何等か例示いただけないか。	「調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続」について、簡潔に御記載ください。

683	記載要領及び様式集	様式 3-2-7	融資金額の欄があるが、現段階において金融機関から金額記載の関心表明またはコミットメントレターを提出するのは困難と考えられます。当該金額記載の有無はあくまで任意項目であって、評価につながることは無いことを確認させてください。	融資可能金額の記載は任意であり、記載が無いことのみをもって評価に影響するわけではありません。
684	記載要領及び様式集	様式 3-2-7	金融機関の関心表明及び実績を証する書類について、本文中では関心表明とのみ記載があるが、当該【様式 3-2-7】において関心表明「またはコミットメントレター」との記載がある。この点について、関心表明よりコミットメントレターの方が得点が高いといった差異が設けられていないことを確認したい。公募時点ではすべての DD を完了することは困難であり PF ローンのコミットメント提出は想定出来ないため、この時点でコミットメントが提出される場合、著しくコーポレートに寄り掛かった調達を前提としていることが想定される。かかるコミットメントの方が有利とした場合、入札者にとって過剰な負担となる可能性もありまた実際の事業運営能力よりも企業規模や金融機関との関係性の影響が大きくなってしまふことから、公募の公平性が保てなくなる懸念があると考えられる。	ご認識のとおりです。
685	記載要領及び様式集	様式 3-2-7	添付書類として関心表明書又はコミットメントレターとあるが、コミットメントレターは、金融機関として法的拘束力のあるファイナンスコミットの際に発出する書類となり、事業者候補による公募申込みの段階では金融機関としてファイナンスコミットをするのに足る事業情報の確認は困難であることから、当該記載を落として頂くことのご検討をお願い致します。記載修正は困難ということでしたら、関心表明書・コミットメントレターいずれであっても、また、金額・条件の記載有無によって、評点上で差異は生じないという理解で良いか確認させていただきますでしょうか。	ご認識のとおりです。
686	記載要領及び様式集	様式 3-2-7	長崎県五島のバブコメの QA161、162 において、Q「関心表明よりコミットメントレターの方が得点が高いといった差異が設けられていないことを明示いただきたい」A「関心表明とコミットメントレターで、評価上は差異を設けません」とあったが、銚子沖においても同様か。 また、「融資可能金額 ※記載できる場合には記載する」であり、金額の記載がなくても評価上は差異がないとの理解でよいか。 金融機関の LOI に記載の条件（例： DSCR が●以上であるデット金額まで融資可能）に基づいて算出した融資可能金額を記載することでもよいか。	第 1 段落について、同様です。 第 2 段落について、御理解の通りです。 第 3 段落について、そのような記載方法についても、禁ずるものではありません。
687	記載要領及び様式集	様式 3-2-7	【様式 3-1-12】別紙 10：事業の資金計画・収支計画 においては、「金融機関の自己資本比率等を示す書類（様式自由）」とあるが、本頁にはなく、明確化のため記載してはどうか。	ご意見を踏まえ修正しました。
688	記載要領及び様式集	様式 3-2-7	様式には融資金額の欄があるが、現段階において金融機関から金額記載の関心表明またはコミットメントレターを提出するのは困難と考えられる。当該金額記載の有無はあくまで任意項目であって、評価につながることは無いことを確認させて頂きたい。	金額記載の有無はあくまで任意のものであり、評価に影響しません。

689	記載要領及び様式集	様式 3-2-8	<p>本宣誓書 22 行目の「加えて、協力企業がある場合、協力企業についても下記に掲げる本公募占用指針（別添 4）公募参加資格 3（(3)オを除く。）に該当することがないように、適切に管理することを誓約します。」との記載は、【様式 3-2-4】関心表明書（協力企業用）の提出を受ける者（SPC を含む応募企業、又はコンソーシアム代表企業）が誓約すれば足り、SPC 構成員個社や、代表企業以外のコンソーシアム構成員が誓約する必要はない事項であると思料する。加えて、SPC 構成員個社と協力企業との間には事業実施段階に至っても契約関係が存在しないと想定されるため、SPC 構成員個社が協力企業を「適切に管理すること」は実際上困難であると思料する。</p> <p>以上のことから、当該誓約事項の文頭に【※次の一文は応募企業又は代表企業となることを予定している者のみ記載が必要。それ以外の者は削除すること】と追記いただきたい。</p>	御指摘を踏まえ修正します。
690	記載要領及び様式集	様式 4-2	<p>こちら、第 1 次保証金の保証状において、第 2 次保証金の支払いについても保証人(金融機関)が保証しているように読めるがその理解でよいか。</p>	御記載の趣旨が判然としませんが、様式 4-2 は第 1 次保証金に関するものです。
691	その他	その他	<p>発電側基本料金に関しては、制度設計が進められている状況であることは理解しているものの、事業の不確実性の排除及び公募評価上の曖昧さの排除の観点から事業計画策定上の前提条件として、公募占用指針にその取扱い（導入されるのかされないのか、いつから導入されるのか、その支出は幾らか、本費用の考慮/非考慮が定性的な評価に影響しない等）を記載いただくべきかと存じます。</p>	現在、発電側基本料金は制度設計中であり、回答は差し控させていただきます。
692	その他	その他	<p>新たな固定価格の導入は、FIT プロジェクトにどのような影響を与えるか？例えば、発電について活用された新しい託送料金は、遡及的に FIT プロジェクトにも適用されるのか？</p>	同上
693	その他	その他	<p>本件に対する「発電側基本料金」の適用について明記頂きたい。</p>	同上
694	その他	その他	<p>発電側基本料金の取り扱いに係る記載がないが、将来、発電側基本料金の制度が導入された場合、事業者による負担増加額を供給価格により調整することを検討頂けないか。</p> <p>なお、発電側基本料金の取り扱いについては、撤去費用の金額の算出方法と同様に、事業者が公募占用計画策定に際し、発電側基本料金をどのように計画に織り込むか統一ルールを記載した方がいいのではないかと存じます。</p>	同上
695	その他	その他	<p>調達価格算定委員会（2020 年 9 月 15 日開催）で供給価格上限額が規定された際、IRR については 10 %とされたが、これは供給量動案上乘せ措置として利潤が上乗せされたものであり、再エネ大量導入・次世代 NW 小委の中間整理に記載されている、「制度上の利潤配慮がなされていないものについては調整措置を置く」ことの対象外、すなわち発電側基本料金の課金対象となるのか。この場合、当該費用について、公募占用計画別紙 10 で示す事業の資金・収支計画（P/L）やキャッシュフロー計算書等に示すべき必要はあるのか</p>	同上

696	その他	その他	コンソーシアムの各メンバーが中間持株会社に出資し、当該中間持株会社がSPCに出資する場合も各コンソーシアムメンバーの実績が評価されることを確認させて下さい。	この場合、当該中間持株会社が「SPCの議決権を有する企業」として、事業実施の実績の評価対象となります。各コンソーシアムメンバーの事業実施の実績については、「親会社や子会社等の実績ではなく、自らの実績か。又は、実態上、これと同等といえる根拠があるか。」（※参加企業の実績と扱えるかどうかを評価するもの）などの観点から、相対的に評価することになります。
697	その他	その他	細やかな検討ありがとうございます。しかし、治験がない事を考慮するならば、第一に調べなければならないのは人体に対する影響だと思えます。すでに乱立している陸上風力のデータと地形も合わせ1回だけでなく現在5年、10年、15年と大きな範囲でアンケート式の調査をしなければ、大きな公害になり、人が住めない地域が広がってしまいます。これは個々の企業でできることではありません。再エネ賦課金を使って国がやらなければ風力発電の推進はないと思われまです。外因性睡眠障害が診断できる医師も育成されなければなりません。安全に暮らせる環境があつてこそその経済だと思えます。	本事業は環境影響評価法によって定められた環境アセスメント手続きの対象となりますが、同法の規定に基づき、当該環境アセスメントの実施主体は事業者となります。今後とも、再エネ海域利用法や同法第7条に基づく基本方針に従い、関係省庁と連携しながら適切な制度運用に努めてまいります。
698	その他	その他	本事業の実施により、既設の陸上風車に対する影響、既設風車から受ける影響が出る可能性があるが、公募占用計画において以下の検討が必要であるか、明確にして頂きたい。1. 本事業の風車設置により、既設の陸上風車の発電量が減少することへの補償2. 本事業の風車設置により、既設の陸上風車の受ける乱流強度が増大することによる風車の故障に対する修理費用の補償検討が必要となる場合、検討に必要な既設陸上風車の情報の提供を受けることができるか、明確にして頂きたい。	御指摘の件は当事者間の調整によるべきものと理解しており、公募占用指針に提示することは困難です。
699	その他	その他	本海域は、現在計画が進められている秋田港/能代港の洋上風力事業エリアに隣接しており、また、近隣に複数の陸上風力発電所が立地しているエリアである。事業者選定後、先行して立地している風力事業者からウェイクによる減電補償を求められる可能性があり、公募占用指針で予め補償額を提示いただきたい。	同上
700	その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●この計画は欧州と違い離岸距離も短く規模も桁違いです。 ●たいへん多くの住民の方々がまだよくこの計画を理解していません。 ●既存風車の影響ですでに健康被害が出ています。とても心配しています。 ●渡り鳥のコースになっています。もっと長期間の調査をしてください。 ●海洋生物に関する影響ももっと詳しく調査をしてください。 ●景観への圧迫感や影がサーフィン、海水浴、釣りなどのマリレジャーの妨げになり危険です。 ●ここやすらぐすばらしい夕景が見れなくなります。 ●漁業などの産業活性化にはならず、特殊技術を要する仕事が多く、地域貢献にはなりません。 <p>いずれにしても地域住民や環境面への影響の調査が著しく足りません。予防原則に則り計画をどうか中止してください。</p>	<p>いずれの促進区域においても、本事業は環境影響評価法によって定められた環境アセスメント手続きの対象となっております。それぞれの促進区域においても、一部の民間事業者によって環境アセスメントが着手されており現在手続き中と承知しておりますが、最終的には選定された事業者によって環境アセスメントが行われることが求められます。</p> <p>また、いずれの促進区域においても齋江ね海域利用法第9条により、関係都道府県及び関係市町村を含める形で協議会が設置され、公開によって運営されてまいりました。また、その中で専門家から例えば御指摘の欧州の洋上風力発電の実態など、様々な観点からの検討が行われ、本事業の実施を選定として、協議会意見取りまとめに至ったものです。</p>

701	その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸には誰も住民がいないかのような案である。住民の生命と財産を保証することに関する要素を配点化するべき。 ・9500～12000kw の出力の風車にはモノパイル工法は本市沖のような欧州にはない厳しい自然条件や状況下で安全面に問題があり配点化すべき。・地震・津波対策は配点化されているか。 ・実証実験もなく経験もデータない状況で「事業の実施能力」が欠如しておりいい加減な審査にならないか。 ・「安定的な電力供給」を 65 点、「事業の実施能力」15 点とし事業者間の競争を促すことがこの法の趣旨ではないか。 ・「漁業等との協調・共生」には漁業者以外の住民も含まれると認識するが住民理解を得たとはどこで判断するのか。 ・現状「地域への経済波及」はなく観光業への打撃が大きい。・撤去の評価を厳格にするべき。残存せず完全撤去するべし。 ・法定協議会はスケジュールありきで「とりまとめ」もおざなりである。まともに取り扱うべきではない。 	<p>評価の基準については、御指摘の様々な観点も含め、有識者の広い見識に基づく審議を踏まえて、目安として定められた「一般海域における占用公募制度の運用指針」を参考として定めており、また関係都道府県知事のご意見も別途聴取しております。</p> <p>また、いずれの促進区域においても齋江ね海域利用法第9条により、関係都道府県及び関係市町村を含める形で協議会が設置され、公開によって運営されてまいりました。また、その中で専門家から例えば御指摘の欧州の洋上風力発電の実態など、様々な観点からの検討が行われ、本事業の実施を選定として、協議会意見取りまとめに至ったものです。</p> <p>撤去については、海防法の規定も踏まえ、環境省とも調整して参ります。</p>
702	その他	その他	促進区域内で不発弾が見つかった場合の処理費用は事業者負担ではないことを明確にして頂きたい。	事業者は促進区域内海域の占用を許可された者であり、当該区域の所有者ではないため、処理費用は事業者が負担するものではありません。
703	その他	その他	質疑やパブリックコメント結果は促進区域ごとに示され、適用範囲としても当該促進区域に限られるものと解するところ、公募占用指針、記載要領及び様式集のうち、先行する五島市沖のみならず他の促進区域で共通の記載となっている事項に対する質疑内容、パブリックコメント結果については、可能な限り公募占用指針本文へ反映していただきたい。	必要に応じて反映させていただきます。
704	その他	その他	公募占用指針につきまして、PDF 形式に加えて記載要領と同様に Word 形式で公開頂くことは可能でしょうか？Word の方が検索など取り回しが良く、ご検討頂けますと幸いです。	PDF 形式のみでの提供とさせていただきます。
705	その他	その他	令和 2 年 9 月 30 日付五島 Q&ANo.114 のご回答は、SPC 構成員としての出資ビークルは応札時に設立されていなくとも良く、評価対象は未設立の出資ビークルの実績となる（自らの実績と同等といえる場合は親会社などの実績を含む。）という趣旨と理解しましたが、念のため誤解がないか確認をさせていただきたいと存じます。	公募占用計画の公募段階では、事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又は SPC の議決権を有する企業に限ります。 なお選定後に SPC の構成員を変更する場合には、公募占用計画の変更手続きが必要となります。

706	その他	その他	<p>令和2年9月30日付五島 Q&A No.138 において匿名組合出資の形式で資金を拠出する内容の公募占用計画とすることは可能とご回答いただいております（ただし、評価対象となるのは、応募企業、コンソーシアム構成員又は SPC の構成員のみ）。同様にいわゆる内的組合（次の債権法改正に関する法務省資料の 24 頁もご参照ください。 http://www.moj.go.jp/content/000057431.pdf）により、公募参加者を洋上風力発電事業の実施主体としつつ、SPC の構成員である組合員からの組合出資により資金拠出を行うことも可能であることを確認させていただければと思います。</p>	<p>御言及の資料からも、いわゆる「内的組合」の概念は未だ確立していないと認識しており、本パブリックコメントにおいて回答は差し控えさせていただきます。</p>
707	その他	その他	<p>第 58 回調達価格等算定委員会（2020 年 8 月 19 日開催）日本風力発電協会作成資料の 6 頁の調査基準価格について、極端な価格競争を回避する為の調査基準価格（下限価格）の設定を求める。</p>	<p>事業者選定プロセスにおいては、発電事業の内容や供給価格、資金計画・収支計画、関係都道府県知事等との調整に係る能力や体制などについて評価項目を定め、具体的に評価することとなります。我が国の洋上風力産業を育成するためには、すでに洋上風力の導入が進んでいる欧州の先進的な取り組みを取り入れることも重要ですが、こうした評価の基準により、事業の実施能力等がない事業者が選ばれることがないようにしていきます。</p>
708	その他	その他	<p>現状、本公募の参加に必要な実績を有する協力企業候補者（風車メーカー、ゼネコン等）は少ない状況と推察するが、事業候補者が公募段階でエクスクルーシブを条件とした協力体制を協力企業候補者に求めることは、独占禁止法上、もしくは本公募の趣旨に対し問題とならないか。</p>	<p>独占禁止法違反が明らかとなった場合は選定取り消しとなる場合があります。</p>
709	その他	その他	<p>総じて、であるが、参加する全ての事業者について、全省庁統一資格で求められるのと同等の基準をクリアするようなものである事が適切と考える。 （また、念のため言うと、法人番号についての提出が行われるのが適切と考える。）</p>	<p>全省庁統一資格は物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格であり、洋上風力発電の発電事業者としての資格にはそぐわないため、独自に公募参加資格を設定しています。</p>